

特 集

議会運営委員会・常任委員会行政調査報告

令和元年度の議会運営委員会及び各常任委員会行政調査報告の主な内容を紹介します。

委 員 会 名	期 間	調 査 項 目
議会運営委員会	8/6~8	議会改革について（大津市・品川区）
総務消防委員会	7/30~8/2	松本暮らし定住化促進事業について（松本市） 消防団員確保に向けた取り組みについて（豊田市） 官民連携指針について（世田谷区）
市民健康福祉委員会	7/30~8/2	江戸川区児童相談所の設置について（江戸川区） かわさき健幸福寿プロジェクトについて（川崎市） がん対策推進プラン関連事業について（札幌市）
産業観光企業委員会	7/23~26	名古屋市産業振興ビジョン2020について（名古屋市） 市バス事業の経営改善の取り組みについて（神戸市） リノベーションまちづくりの推進について（北九州市）
建設委員会	7/30~8/2	つくば市無電柱化条例について（つくば市） 相模原市パークマネジメントプランについて（相模原市） 空き家対策について（富山市）
環境文教委員会	7/23 ~ 26	枚方市立火葬場（やすらぎの杜）の指定管理者制度について（枚方市） 文化創造拠点シリウス（図書館）について（大和市） 低炭素化に向けた取り組みについて（さいたま市）

議会運営委員会行政調査報告から

【大津市】

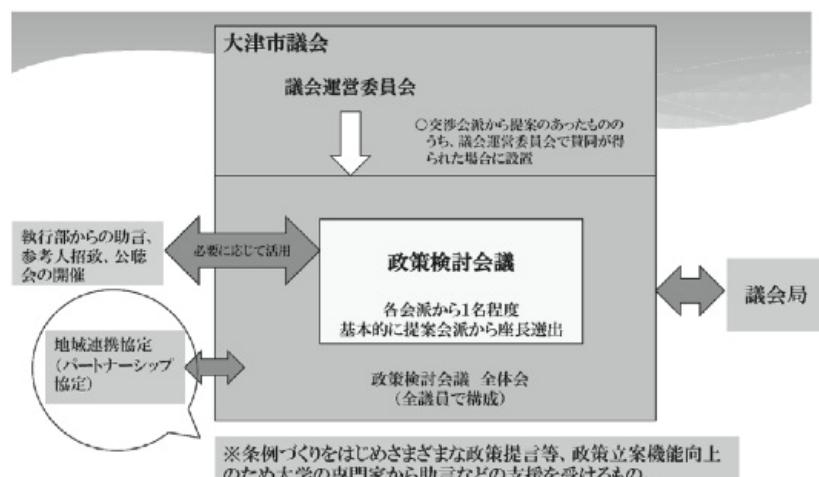
議会改革について

1. 政策検討会議について

(1) 会議の概要

① 設置	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年6月から制度化している。 条例制定等のテーマについて交渉会派（3人以上所属の会派）から提案のあったもののうち、議会運営委員会で賛同が得られた場合に設置 <p>※常設の会議ではなく検討テーマごとに個別に設置している。</p>
② 構成	<ul style="list-style-type: none"> 座長1名、副座長1名、全ての会派から選出される1名の議員で構成 同時に全議員で構成する政策検討会議全体会が設置され、政策検討会議で調査研究・条例案の検討、作成が行われたことの経過報告を受け、議会全体で協議を行っている。
③ 実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度「議員政治倫理条例」制定 24年度「いじめ防止条例」制定 25年度「議会B C P（業務継続計画）」策定 26年度「議会基本条例」制定 <ul style="list-style-type: none"> 「災害等対策基本条例」制定 「いじめ防止条例の改正案」制定 27年度「議会ミッションロードマップ」策定 <ul style="list-style-type: none"> 「がん対策推進条例」制定 28年度「議決事件」「専決処分」の拡大 <ul style="list-style-type: none"> 「議会における行政評価」（28～29年度の2年間）
④ その他	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究、条例案の検討及び作成に当たり、執行部からの助言や参考人招致、公聴会の開催を必要に応じて活用している。 地域連携協定（パートナーシップ協定）を締結している大学の専門家から助言などの支援を受けている。

(2) 政策検討会議のフロー（出典：大津市議会説明資料から抜粋）



※参考：大学との連携について

議会の政策立案機能の充実強化を図るため、専門的知見を活用する体制づくりとして、次の3大学とパートナーシップ協定を締結している。

協定に基づき、政策検討会議において助言等の支援を受けているほか、議員研修会の講師依頼や学生のインターンシップ受入れ等を行っている。

○龍谷大学（平成23年11月協定締結）

→「いじめ防止条例」の制定に当たり講師紹介を受けている。

「(仮) 土地利用基本条例」の制定に向けて課題整理を行う中で助言等の支援

○立命館大学（26年1月協定締結）

→「議会基本条例」の制定、「議決事件の拡大」の検討に当たり助言等の支援

○同志社大学政策学部（26年4月協定締結）

→「議会B C P」の策定、「災害等対策基本条例」の制定に当たり助言等の支援

2. ミッションロードマップについて

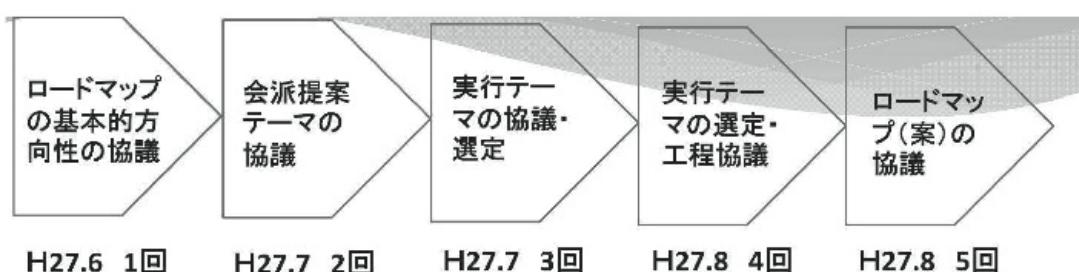
(1) 策定の目的、対象期間等

大津市議会基本条例（平成27年4月1日施行）を具現化するとともに、議会活動に対する市民への説明責任を果たし、市議会の「見える化」を推進するために策定した。

対象期間は27年10月1日～31年3月31日で、議員任期4年間における議会改革・政策提案の実行目標やその工程を設定したものとなっている。

(2) 政策検討会議における議論の経過

策定に当たって政策検討会議を設置し、全5回にわたって議論が交わされた。



6/26 議員研修会 全議員にロードマップの議論の方向性・工程等を報告



政策検討会議

（出典：大津市議会説明資料から抜粋）

(3) ミッションロードマップの概要

ロードマップに掲げられた実行テーマは、議会基本条例の具現化に向けて各会派から提案された44テーマの中から、共通性、市民性、緊急性、有益性及び提案数の5つの選定基準に基づき評価して選定された。

＜全体工程表（平成30年4月）＞（出典：大津市議会説明資料から抜粋）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
政策立案	(仮)がん対策推進基本条例		(仮)土地利用基本条例	
	議決事件の検証		議会における行政評価	
			若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり	
議会改革			専門的知見を有する職能団体との連携強化	
	正副議長選出に係る立候補制及び所信表明制度の導入並びに適宜の議長記者会見の実施		議会活動の評価制度の構築	政策形成過程における住民参加のあり方検討
	議会図書室の充実			

★平成28年3月一部改正（若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくりの工程を改正）

★平成29年3月一部改正（（仮称）交通基本条例の工程を改正）

★平成30年3月一部改正（（仮称）土地利用基本条例の工事を改正、（仮称）交通基本条例を取消し）

(4) ミッションロードマップの検証・評価（進行管理）

① 実施時期・主体	毎年1回、3月に議会運営委員会で協議、確認
② 検証・評価内容	<ul style="list-style-type: none"> 当該年度に実施している実行テーマの進捗状況を自己評価し、次年度以降のテーマの確認（テーマの変更、取扱順位及び工程の変更を含む）を行っている。 任期最終年度には4年間の成果を外部（パートナーシップ協定を締結している3大学）の視点も取り入れて検証、評価を行った後、次期ミッションロードマップへの申し送り事項を取りまとめている。
③ 実績	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月実施 ⇒4テーマ目標達成、1テーマ工程見直し 29年3月実施 ⇒5テーマ目標達成、1テーマ工程見直し 30年3月実施 ⇒3テーマ目標達成、1テーマ工程見直し、1テーマ取消し 31年3月実施 ⇒1テーマ未達成（次期議会において協議を継続）、 1テーマ概ね目標達成、1テーマ一部目標達成

3. 議会活動の評価・検証について

(1) 評価制度：平成30年3月に制度構築

① 対象期間	27年5月1日～30年12月31日 ※対象期間以前から継続している取組みは、以前からの状況等も踏まえた評価を行う。
② 評価方法	評価は、議員個人による評価（1次評価）、1次評価を踏まえた各会派内での協議による取りまとめ（2次評価）、議会運営委員会での調整の3段階としている。 ・ 1次評価 ⇒ 全項目について各議員が評価。結果を各会派幹事長に提出 ・ 2次評価（会派内での評価の取りまとめ） ⇒ 1次評価の結果をもとに各会派内で協議し、各評価項目について会派としての評価結果を取りまとめ、今後の方向性、改善策を検討。結果を議会運営委員会に提出する。 ・ 議会運営委員会による調整 ⇒ 2次評価の協議結果をもとに、評価の分かれた部分や見解の異なる部分について協議し、議会としての評価及び今後の方向性・改善策を決定
③ 評価分野	後述の(2)①～④の各分野において、これまでの取組成果等を評価し、今後の方向性等を検討している。また、それぞれの分野における個別の取組みに対する評価を踏まえ、各分野における期間中の総合評価を行い、今後、さらに力を入れるべき分野を明確にしている。
④ その他	・ 各取組みで適切な評価時期などが異なると考えられるため、評価項目ごとに次回の評価時期を設定する。 ・ 各分野の総合評価部分について外部有識者（大津市民であるパートナーシップ協定締結大学の教員）による検証を行う。

(2) 評価項目

①議会の機能強化

（政策検討会議の設置、大学とのパートナーシップ協定の活用、予算常任委員会・決算常任委員会の設置、通年議会の導入、議会ＩＣＴの推進、議員研修の充実、総合評価）

②政策立案

（政治倫理条例の制定、子どものいじめの防止に関する条例の制定、議会ＢＣＰの策定、議会基本条例の制定、災害等対策基本条例の制定、議会ミッションロードマップの策定、総合評価）

③情報公開（広報）

（議会だよりの充実、議会例規の見直し、政務活動費のＨＰでの全面公開、総合評価）

④市民参加（広聴）

（各種団体との意見交換会の実施、請願審査に際しての請願者による趣旨説明の実施、総合評価）

<評価シートの記載例> (出典：大津市議会説明資料から抜粋)

取組項目	大学とのパートナーシップ協定の活用	整理番号	(1)-②
目的	○議会機能（政策立案機能）の充実強化を目的に、専門的知見を活用する体制の整備 ○高額な経費を負担することなく、知的資源の集積する大学との双方向による連携（Win-Win）の促進	実施（導入）時期	H23
取組の概要	議会と、知的資源を集積する大学がパートナーシップを構築することにより、地域社会における政策課題への適切な対処と地域の発展に資するとともに、政策検討会議の議論に資することを目的に、パートナーシップ協定を締結 ○龍谷大学 平成23年11月締結 ○立命館大学 平成26年1月締結 ○同志社大学政策学部 平成26年4月締結 【予定した効果】 ①議会における専門的知見を活用する体制の整備 ②議会と大学とのWin-Win関係の構築		
成果	①議会における専門的知見を活用する体制の整備 ⇒ 3大学（龍谷大学、立命館大学、同志社大学政策学部）とパートナーシップ協定を締結し、政策検討会議における同大学の教授による助言や指導を踏まえて、政策条例等の制定につながっている。 ②議会と大学とのWin-Win関係の構築 ⇒ 議会側は政策検討会議における助言指導、議員研修会や議会報告会における講師やファシリテーターの派遣等において、大学側はインターンシップ生の受け入れやゼミ生の議会研修等において、双方向で連携の実績を上げている。		

取組項目	大学とのパートナーシップ協定の活用	整理番号	(1)-②
現状の課題	○ 大学の専門的知見を十分に活用できているか疑問。 ○ 一つのテーマに対し、一人の専門的知見の活用になっている。議会には多様な考え方があることから、多様な専門的知見を得る機会があつてもよい。 ○ 一定のインターンシップ生を受け入れているが、目的や応募状況から判断するすると学生にとって議会が身近なものになっていない。		
評価	A ... 十分な成果が出ている B ... 成果が出ているが改善余地がある C ... 成果が不十分 D ... 成果が出ていない		協定を結んだ大学とはWin-Winの関係が築けており、政策検討会議における専門的知見の活用やインターンシップ生の受け入れ、ゼミ生との意見交換会、女子学生議会など、議会、大学ともにメリットのある取り組みが行われているが、一方で議会側には上記の課題があることから、評価はBとする。
今後の方向性	2	1 ... 現状のまま継続 2 ... 一部改善 3 ... 全面的に改善 4 ... 終了・廃止・休止	大学の専門的知見を十分に活用するためには、議員の資質を向上させる必要があることから、政策検討会議の委員だけでなく、専門的知見の活用事例を共有できるような仕組みを検討していかなければならない。また、現在協定を結んでいる大学との連携の一層の強化を図り、学生に議会をより身近に感じてもらえるよう取り組んでいくとともに、多様な専門的知見が得られるよう、パートナーシップ協定を結ぶ大学を増やしていくべきである。
次回の評価時期			

(3) 次期議会へのメッセージ

任期最終年度となる平成30年度に実施した「大津市議会としての自己評価」と「外部有識者による検証」を踏まえ、今後の方向性やあり方について精査を行い、今後の課題等となっているものについて、①ミッションロードマップ関連、②議長公約関連、③議会活動外部評価関連の3つに分けて前議長から次期議長への申し送り事項としてまとめている。

<申し送り事項の内容>

①ミッションロードマップ関連

ア. 個別テーマについて

- ・今任期に未達成であった（仮称）大津市土地利用基本条例の制定
- ・若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり
- ・政策形成過程における住民参加のあり方検討

イ. 枠組み等について

- ・実行テーマの工程について議員任期にとらわれることのない設定を検討
- ・自治体として取り組むべき課題の抽出を中心とし、課題解決の手段を検討
- ・議員提案条例制定後2年を経過した条例について所管の常任委員会で検証
- ・政策検討会議設置後に会派変動があった場合の委員構成のルール化
- ・政策検討会議での協議経過を市民向けにホームページで公表

②議長公約関連

- ・議会改革度調査で低評価だった「情報共有」や「住民参加」に関する取組みの強化
- ・近隣他都市（草津市、高島市）議会とのさらなる協力関係の発展
- ・行政課題に対する市民の声の把握と市政への反映

③議会活動外部評価関連

- ・議会だよりの見直し（議会が何にどう取り組んだかを示す）
- ・定期的な市民アンケートの実施や「市民モニター制度」の導入検討
- ・政策形成過程における市民意見の活用法
- ・委員会のインターネット中継
- ・議会評価制度の見直し（可能な限り指標化、数値化する）
- ・議会B C Pの検証
- ・議員研修の見直し（任期4年間の体系的な研修計画を策定）
- ・政治倫理審査会のあり方検討（委員に第3者として市民や有識者を加えること）
- ・大学とのパートナーシップ協定のさらなる活用

4. タブレット端末の運用について

(1) 大津市議会における I C T 化の主な取組み

- 平成24年9月 議場内放送設備の老朽化に伴い、議会活性化検討委員会で議会 I C T 化構想について議論を開始
- 25年5月 第1期改修工事
(音響設備を全面改修、赤外線マイク・電子採決システムを導入)
- 26年2月 第2期改修工事(150インチの大型スクリーンを設置、電子採決を議員の個別賛否表示システムに改修)
- 26年11月 タブレット端末を導入



↑ 議場内大型スクリーン



↑ タブレット端末

(2) タブレット端末、会議システム等の概要

招集通知等を含む議会資料を電子化するペーパーレス化と文書保存・管理の効率化、議会運営の効率化を図るためにタブレット端末を導入している。また、本会議や委員会等で使用する「会議（同期）システム」、「議場内通信システム」、議会スケジュールやファイル管理並びに災害時の情報収集・緊急連絡等で使用するメールや掲示板など「グループウェア」を導入し、資料の保存には「クラウド」を使用するなど、タブレット端末の多角的な活用を図っている。

①タブレット端末

台数 : 74台(全議員、当局出席者、危機防災所管部局等)

端末モデル : アップル iPad Air 64GB

システム : 会議（同期）システム・議場内通信システム

→ 日立システムズ株「スマートセッション」

グループウェア・クラウド → サイボウズ株「サイボウズ Office」

セキュリティ → エムオーテックス「LanScopeAn」

所有権 : 大津市

使用方法 : 庁内(本会議・委員会等)、庁外(24時間電源投入、外出時は常に携帯)

②会議（同期）システム

- ・質問議員や当局説明者の操作にあわせて、タブレット端末の画面が一斉に作動
- ・本会議や各常任、特別委員会ごとに電子会議室を設置して委員会資料を保存
- ・所属していない委員会の資料も閲覧可能

③議場内通信システム

- ・本会議におけるタブレット端末間のメッセージを送受信
- ・議長、議員、議会局、当局、議場外配置職員間でメッセージを送受信
(暫時休憩の連絡、質問中における議員への注意喚起、発言訂正の連絡など)



↑ 発言者が画面を操作すると他の端末も同期



↑ 電子会議室のイメージ図

(出典：大津市議会説明資料から抜粋)

(3) タブレット端末を使った質疑、一般質問

- ・会議（同期）システムを使用し、タブレット端末の電子資料を他の全ての端末画面に同期させている。
- ・議場内大型スクリーンへの投影が可能。また、インターネット中継にも配信可能（生中継・録画放映、タブレット端末やスマートフォンでも視聴可能）

(4) 導入の効果

- ・ペーパーレス化が実現したことにより、委員会資料に急な訂正があった場合も、当局から送付された修正後の資料をクラウドに保存する作業で済むことから、紙資料の印刷・差し替え作業が不要となった。議会局職員の省力化や所要時間の短縮など見えない部分での負担軽減につながっている。
- ・議会と議員間での情報の共有化、情報伝達の即時化、会議運営の効率化が図られている。
- ・インターネット中継の閲覧者も資料を見られるようになり、アクセス数が飛躍的に向上した。

(5) 経費、費用負担

①導入経費：約1,690万円（通信費除く。5年間のリース総額）⇒ 全額公費負担

<内訳> Wi-Fi工事、開発等初期導入費 473万円

クラウド・会議システム等利用料 1,217万円 (@2,740円 / 1台・1カ月)

②通信料金：約2,355万円（74台分。5年間総額）

@約5,960円 / 1台・1カ月（最初2年間）、約4,860円 / 1台・1カ月（3年目以降）

※通信料金は、議員個人負担と政務活動費でそれぞれ1/2ずつ折半している。

【品川区】**議会改革について****1. 品川区議会における議会改革**

(1) 議会改革に関する検討組織

第1期	平成23年7月 ～25年4月	議会のあり方検討会
第2期	25年5月 ～27年7月	議会のあり方検討会終了後、さらに議運等で検討
第3期	27年7月 ～29年3月	議会改革検討会 →3つの分科会を設置して検討 (情報発信・住民参加・議会機能強化の3分科会)
第4期	29年7月 ～現在	<ul style="list-style-type: none"> ・議会改革のための4つの会議体を設置 ・各会派等からメンバーを選出し、各テーマについて協議・検討を行っている。 <p>①議会改革推進会議 【テーマ】 <ul style="list-style-type: none"> ・議会改革の方向性について ・議会改革検討会で引き続き検討を要するとされた課題について ②広報会議 【テーマ】 <ul style="list-style-type: none"> ・区議会だよりのリニューアルについて ・その他の情報発信について ③議会報告会等準備会議 【テーマ】 <ul style="list-style-type: none"> ・議会報告の開催について ・その他の意見交換会等の開催について ④I C T推進会議 【テーマ】 <ul style="list-style-type: none"> ・議会のI C Tについて ・タブレット端末、文書共有システム、グループウェア等を用いた議会運営について </p>

(2) これまでの主な取組み状況

第1期：議会のあり方検討会の提言により実現したもの

- ①乳幼児同伴傍聴のための傍聴環境の整備（平成25年第4回定例会から実施）
 - 議員応接室に乳幼児用のプレイマット・本会議中継テレビを配置。休憩スペースを確保
- ②本会議のインターネット生中継（26年第1回定例会から実施）

第2期：議会のあり方検討会終了後、さらに議運等で検討して実現したもの

- ①費用弁償（出会手当）の見直し
→4,000円から2,000円に減額（26年1月1日施行）
2,000円から交通実費相当額へ（27年8月1日施行）
- ②本会議・委員会の長期欠席議員の報酬減額
→品川区議会議員の議員報酬等の特例に関する条例制定（26年10月27日施行）
- ③本会議場に難聴者補助設備（磁気ループ）設置（26年第3回定例会から実施）
- ④議会運営委員会の公開
→品川区議会委員会条例の改正（27年第1回定例会議決、27年4月1日施行）
- ⑤議案・委員会資料の公開（27年第1回定例会から実施）
→閲覧用のファイルを事務局、委員会室、区政資料コーナーに用意

第3期：議会改革検討会の提言により実現したもの

- ①区議会ホームページを全面リニューアル（28年2月1日リニューアル版を公開）
- ②議会報告会の開催
→28年5月31日、29年5月13日、30年5月11日の全3回開催
- ③学生（品川女学院中等部）との意見交換会の開催
→28年11月21日、29年11月13日、30年11月15日の全3回開催
- ④本会議中継において一般質問、休憩等の空き時間に議会広報番組を放映
(28年第2回定例会から実施)
- ⑤本会議会議録の速報版をホームページに掲載（28年第2回定例会から実施）
→開催日の概ね2週間後までに公開している。
- ⑥議案・委員会資料のホームページ公開（29年第1回定例会から実施）
→議案・委員会資料をPDFデータ化し、区議会ホームページで公開
議案は本会議2日目以降、委員会資料は委員会終了日の翌日以降に公開
- ⑦文書共有システム・タブレット端末を活用した議会審議（29年第4回定例会から運用）
- ⑧本会議・予算決算特別委員会総括質疑のインターネット中継（29年9月から運用）
→スマートフォンやタブレット端末でも視聴できるように改善
- ⑨区議会だよりの編集方法の変更。紙面をタブロイドからA4版に変更
→広報会議（議員）が編集に携わる（30年2月発行の第4回定例会号から）
→タブロイドからA4版へ（30年1月1日発行新年号から）

第4期：ICT推進会議で検討を重ね実現

- ①委員会招集通知の電子化（グループウェアで通知している。）
→議員には紙の通知と電子データを併用（29年11月閉会中の委員会から開始）
理事者には電子データのみ（30年1月閉会中の委員会から開始）
- ②請願・陳情の付託原本、予算特別委員会資料を電子化し、Sidebooksに登録
(30年第1回定例会から実施)
- ③委員会におけるパネル等の取扱い基準を制定（30年予算特別委員会から実施）
→委員会において委員がタブレット端末を用いた資料提示を可能とした。

2. I C T化推進について

(1) I C T化に関する検討組織

議会改革の取組みの第3期（平成27年7月～29年3月）において、タブレット端末導入については「議会機能強化分科会」のI C T班で、議案・委員会資料の電子化については「情報発信分科会」でそれぞれ検討が行われた。

第4期（29年7月～現在）においては、タブレット端末の運用について「I C T推進会議」で検討が行われている。

(2) I C T化推進の目的

①対外的な情報発信力の強化

→議案・委員会資料の電子化（P D F化）や、議案等を議会ホームページに公開することで情報発信力が高まる。

②議員活動の強化

→文書の保存管理の効率化や検索性の向上、地域での説明力の向上、議員間の情報共有、連絡の円滑化・迅速化が図られる。

③議会運営機能の強化

→会議招集・資料配付の迅速化、クラウド共有文書の閲覧による会議の効率化、過去の委員会資料や会議録等の検索機能を活用した審議の充実が図られる。

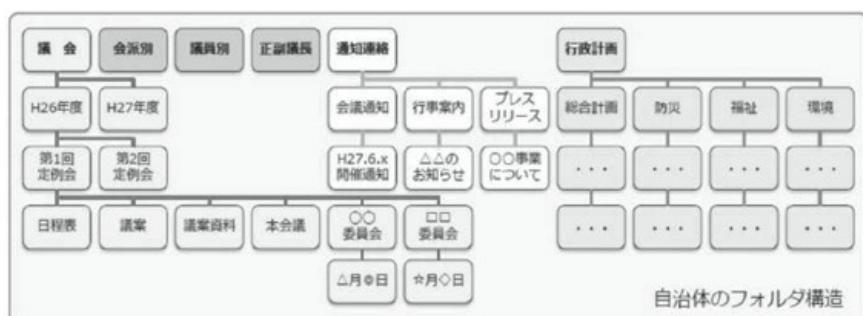
(3) タブレット端末の主な機能

①クラウド文書共有システム

電子化（P D F化）した議案・委員会資料をクラウドサーバーの会議ごとのフォルダに保管し、議員および理事者が会議等において、タブレット端末を使って資料を閲覧できる。（会議室及び府外でも資料の閲覧が可能）

資料の効率的な保存管理やキーワードによる横断検索が可能となっている。また、会議における閲覧資料の同期（ページ通知）機能やメモ書き機能が搭載されている。

無限階層フォルダで、大量の文書を分類・格納・構造化できます



↑システム管理者が資料の公開範囲やフォルダの構成を自由に設定可能

(出典：品川区議会説明資料から抜粋)

会議中には「ページ通知機能」で、必要な書類を指示することができきます



↑ページ通知機能（出典：品川区議会説明資料から抜粋）

②グループウェア・インターネット

グループウェアを導入し、スケジュール機能、メール・回覧機能を用い、議員間及び事務局との連絡の効率化・迅速化、情報の共有化を図っている。

また、クラウド共有文書以外にもインターネットで、議会ホームページの会議録検索や必要な参考情報の収集に活用している。

(4) 導入経費及び運用経費

平成29年度の導入経費及び30年度の運用経費は、次のとおりとなっている。

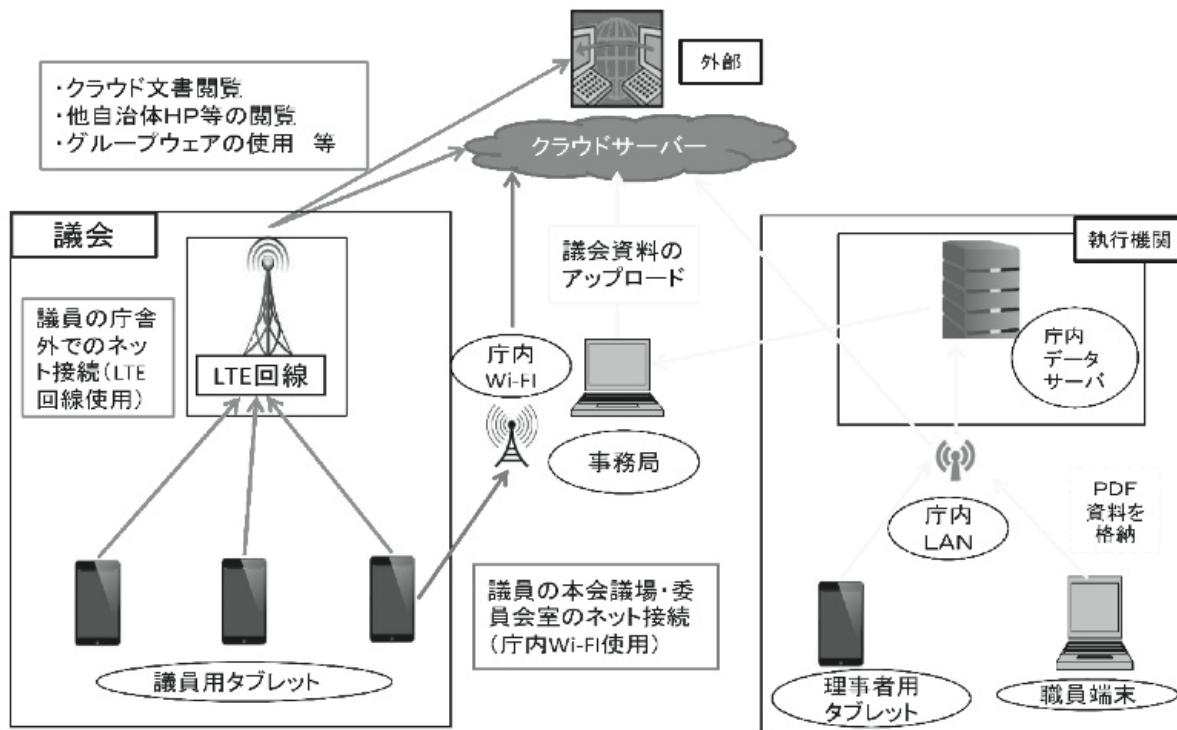
	契約	平成29年	平成30年
クラウド本棚 150ユーザー ファイル容量11GB	簡易型プロポーザル・随意契約 ➢ 東京インター・プレイ株式会社 ➢ SideBooks ➢ 利用料・初期設定・講習会 ➢ 単年度契約	1,053,000円 ※月額約652円/人 利用料(880,200) のみで9カ月分で 換算	1,231,200円 ※月額約684円/人 ※12カ月分
タブレット 議会用50台	競争入札 ➢ SoftBank ➢ iPad Pro 12.9インチ 128GB ➢ 2年間レンタル・通信料7GB込み	2,152,980円 月額約4,785円/人 ※9カ月分で換算	2,870,640円 月額約4,785円/人 ※12カ月分
グループウェア 50ユーザー	競争入札 ➢ 株式会社アクト ➢ ネオジャパン製desknets NEO ➢ 単年度契約	250,776円 月額約717円/人 ※7カ月分で換算	430,920円 月額約718円/人 ※12カ月分
その他 議会用50台分 タブレット付属品 理事者への講習会	随意契約 ➢ 保護フィルム ➢ ペンシル ➢ 講習会2回	822,960円 フィルム @ 2,203 × 50 ペンシル @ 10,800 × 50 講習会 @ 86,400 × 2	—
		計 4,279,716円	計 4,532,760円

（出典：品川区議会説明資料から抜粋）

(5) タブレット端末の通信環境、経費節減額（試算）

①通信環境

議員は議場及び委員会室ではWi-Fiを使用し、それ以外の場所ではLTE回線（7GB）を使用している。また、理事者は府内LANのみを使用しており、府外での通信はできない。



↑クラウド・ネットワークのイメージ（出典：品川区議会説明資料から抜粋）

②紙の使用量から算出した経費節減額（試算）

平成30年第1回定例会～第4回定例会（臨時会を含む）までの 本会議・委員会における紙使用量（試算）	85,370枚
全て両面印刷・白黒コピーで換算した場合	215,986円
全て両面印刷・カラーコピーで換算した場合	1,242,133円

※（単価）A4用紙@0.75円、白黒コピー@0.89円、カラーコピー@6.90円として算出

(6) 課題等

タブレット導入後も当面（1年間）は、紙文書を併用しているが、今後、紙文書の省略と減量化が課題と考えている。

タブレット端末の年間の運用経費と紙使用量の減による経費節減額（試算）を比較すると、節減効果が大きいとは考えていない。あくまでも議員活動を強化するためのツールとして導入したものと捉えている。

（紙文書の減量化によって環境負荷の低減に寄与している面はあると考える。）

3. 委員会会議録のホームページ公開について

(1) 概要

委員会における審査の過程及び結果に関する情報を積極的に情報提供し、区民の議会活動への関心を高めることを目的に、平成14年4月1日から委員会会議録のホームページ公開を開始している。

また、会議録検索システムに会議録データが反映されるまでの間、校正前の会議録のPDFデータを「速報版」として公開している。(委員会会議録の速報版は24年第3回定例会から、本会議録は28年第2回定例会から公開)

※ただし、検索機能はなく、本会議録が検索システムに掲載された時点で削除される。

公開範囲	常任委員会、議会運営委員会、特別委員会
公開期間	制限なし（13年第1回臨時会以降分を公開している）
委員会提出資料の掲載	なし
委員会記録の形態	全文記録
公開までに要する期間	定例会閉会後、概ね2カ月後までに公開
作成方法	反訳作業を外部委託

(2) 経費・アクセス数

①経費（本会議を含む平成30年度概算）

反訳・速記	8,000,640円
システム利用料	777,600円
データ登録料	973,727円
PDF変換	26,784円

②アクセス数（本会議会議録を含む）

30年度	18,622回
29年度	15,178回
28年度	14,636回
27年度	15,777回

くわしく検索
ことばでさがす
発言者でさがす
会議名でさがす
期間でさがす

ことばや同義語を組み合わせて検索します。
議員や出席説明員を選んで検索します。
会議名や文書の分類を指定して検索します。
会議が開催された期間を指定して検索します。

最近の会議録

令和元（平成31）年	平成30年	平成29年
・第1回定例会	・第1回定例会	・第1回定例会
・第1回臨時会	・第1回臨時会	・第1回臨時会
・予算特別委員会	・第2回定例会	・第2回定例会
・総務委員会	・第2回臨時会	・第3回定例会
・区民委員会	・第3回定例会	・第4回定例会
・厚生委員会	・第4回定例会	
・建設委員会		・予算特別委員会
・文教委員会	・予算特別委員会	・決算特別委員会（平成28年度）
・議会運営委員会	・決算特別委員会（平成29年度）	・総務委員会
・行財政改革特別委員会	・総務委員会	・区民委員会

↑会議録検索システム（品川区議会ホームページ）

4. 学生との意見交換会について

品川女子学院（中等部）の学生との意見交換会をこれまで3回開催している。各クラスで設定した地域課題の解決策について学生が行った調査結果を基に、各会派から参加した議員も交えてグループに分かれて意見交換が行われた。※取組みが評価され、平成29年11月に第12回マニフェスト大賞（シティズンシップ推進賞）にノミネートされている。

(1) 第1回：28年11月21日（月）16:00～17:30

テーマ	①駆け込み乗車を減らす方法を考える ②公園の安全性について ③信号のバリアフリーについて ④飼えなくなったペットをどうするか ⑤駅周辺での受動喫煙問題について
出席者	中等部生徒14人・議員13人

(2) 第2回：29年11月13日（月）16:00～17:30

テーマ	①地域行事 ②墓継承問題 ③かさ忘れ防止 ④トイレがすぐにみつからない ⑤地域に根付いた防犯対策 ⑥1円が足りない問題～小銭を使わずに買い物
出席者	中等部生徒23人・議員12人

(3) 第3回：30年11月15日（木）16:00～17:30

テーマ	①現実（いま）のち未来（さき）：北品川の歴史について ②中山戦隊箸レンジャー：箸の大切さについて ③行列のできるアレルギー相談所：食物アレルギーを持つ人が暮らしやすい街づくり ④地域のcircleを広げるために!!～ヒトリボッチ0～：孤立死を未然に防ぐ取組みについて ⑤にやめんなよ！品川ネギ・カブ：江戸野菜の品川ネギ・カブの知名度アップについて ⑥そうだ！空き家へ行こう：空き家問題解決
出席者	中等部生徒24人・議員12人



↑意見交換会（出典：品川区議会説明資料から抜粋）

総務消防委員会行政調査報告から

【松本市】

松本暮らし定住化促進事業について

1. 取り組みの背景、経緯

平成18年度から、主に首都圏の団塊世代をターゲットに移住・定住促進事業を展開している。政策部政策課にワンストップ窓口及び庁内関係課によるプロジェクト会議を設置し、移住・定住の促進を図ってきた。

近年は、団塊世代のみならず、若者、子育て世代の移住・定住者が増加傾向となっていることから、令和元年度からは、移住・定住の促進に特化した「まつもと暮らし応援課」を新設し、新たに首都圏での就職・転職希望者向けの企業説明会や市内企業と移住希望者等とのマッチング、県外からの移住者に対する補助などを実施し、受入体制の強化を図っている。

2. 平成30年度の主な取り組み

(1) 相談件数

- ① 窓口 71件
- ② セミナー 172件
- ③ 電話、メール等 72件 合計315件

(参考)

転入者へのアンケートにより把握した移住者数

アンケート回収件数：742件（H30.6末～H31.3末）

うち、移住者数 260世帯（434人）

移住者以外 482世帯（668人）

※ H30.6月末から市民課で、同年9月から支所・出張所の窓口で実施

※アンケートの移住者は、自らの意思で松本市に転入し、5年以上居住する予定のある方をカウント。

(2) 松本市への移住者の状況（市窓口にて対応、把握分）

平成30年度：18世帯 38人

(3) インターネットによる情報発信

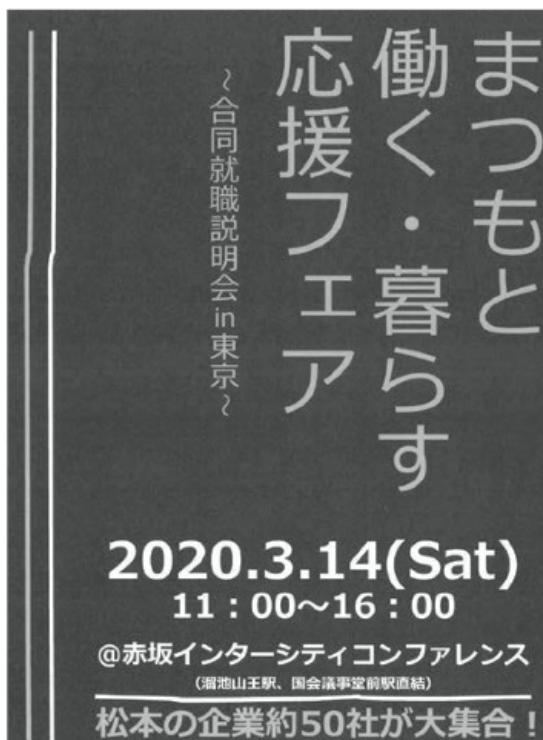
松本市ホームページをはじめ、移住交流サイト「JOIN」、「全国移住ナビ」、長野県の「田舎暮らし楽園信州」などの情報サイトによる情報発信を行っている。

(4) 開催事業等

セミナー等 ＜開催地＞	主催	回数 () 内：前年度	相談者数 () 内：前年度
松本暮らしセミナー ＜東京＞	松本市	2回 (2回)	67組95人 (31組50人)
楽園信州移住セミナー ＜東京＞	楽園信州（県）との共催	1回 (-)	8組21人 (-)
楽園信州移住セミナー ＜名古屋＞	楽園信州（県）との共催	1回 (1回)	19組31人 (19組21人)
楽園信州移住セミナー ＜大阪＞	楽園信州（県）との共催	1回 (1回)	25組38人 (24組41人)
ふるさと回帰フェア ＜東京＞	NPOふるさと回帰支援センター	1回 (1回)	24組52人 (27組41人)
3市合同移住イベント ＜東京＞	松本市、塩尻市、安曇野市	1回 (1回)	14組14人 (21組41人)

※新たな取組みとして、民間企業と連携し、松本暮らしセミナーを開催

※「3市合同移住イベント＜東京＞」では、若者をターゲットに開催



松本で創業した方の「5年経過率はなんと約9割(1)」って知っていますか？ (1)2016年実施
創業支援制度はある?なぜ松本で創業しようと思ったのか?

松本での創業の魅力を、素敵なゲストとともにお伝えします。

◆先輩移住者ゲストのご紹介



曾和源の大学を卒業後、長崎企画に就職。グローバルな経営実習を通じて、自分自身の夢である「起業」の道へと進む。2016年、一歩足を踏み出したら、起業したい人の声から「起業を応援する会員登録制度」を立ち上げた。翌年には「起業セミナー」を開催。多くの起業家が参加する中で、自分たちの起業活動を紹介する機会を得た。そこで、自分たちの起業活動を紹介するため、松本で好きなスタイルによる松本起業セミナーを開催。松本で好きな会員登録制度を立ち上げた。松本で起業するためには、起業セミナーが大いに大切だ。起業へ向けて、起業セミナーを多く開催することで、起業の第一歩を踏み出すことができる。松本で起業するためには、起業セミナーが最も重要なステップだ。



自然豊かな土地で子育てもしんどく考え始後、都内での勤務までの通勤距離を決めて、都内外をまたぐもので子育て環境などを意識して、様々な場所で子育て環境を検討。最終的に、松本で起業地の候補を絞り、松本で好きなスタイルによる松本起業セミナーを開催。松本で好きな会員登録制度を立ち上げた。松本で起業するためには、起業セミナーが大いに大切だ。起業へ向けて、起業セミナーを多く開催することで、起業の第一歩を踏み出すことができる。松本で起業するためには、起業セミナーが最も重要なステップだ。

(5) その他

①移住希望者と先輩移住者との交流を促進するため、移住・創業者のお店マップを作成し、移住希望者に配布

(配布先：ふるさと回帰支援センター、銀座 NAGANO、まつもと暮らし応援窓口など)

②個別の相談会を首都圏で開催（ふるさと回帰支援センター、銀座 NAGANO）

③移住体験会開催時に相談者と創業者との交流夕食会を開催（5組6人）

3. これまでの成果

(1) 移住相談者（直近5年間）

項目	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
窓口	60	40	49	63	71
セミナー	137	153	164	151	172
電話・メール等	69	108	65	116	72
合計	266	301	278	330	315

(2) 移住者（※市窓口にて対応、把握分）

①移住者数 H 30：18世帯38人（H 19からの累計：180世帯380人）

（直近5年間の移住者数）

項目	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
世帯数	13	13	14	15	18
人数	28	25	32	24	38

②世帯主の年代

年代	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	合計
世帯数	16	60	34	24	41	5	180
割合 (%)	8.9	33.3	18.9	13.3	22.8	2.8	—

【分析結果】

- ・移住者は30歳代が最も多く、現役世代（20～50歳代）が移住者全体の74.4%を占める。
- ・全県、全国的な傾向としても、現役世代の移住希望が多く、NPO法人ふるさと回帰センターのデータでは、20～40歳代の移住相談が約7割を占めるとともに、移住相談者の約7割が移住先選択の条件（優先順位）として、「就労の場があること」と答えている。
⇒就職面での支援を充実させることで移住促進につながる。

③世帯主の出身地（H 19からの累計）

出身地	関東圏	関西・中京圏	その他	合計
世帯数	115	30	35	180
割合 (%)	63.9	16.7	19.4	—

【分析結果】

- ・移住者の65%は関東在住者であることから、首都圏中心のPRが効果的である。

(④) 移住地（H19からの累計。判明している方のみ）

移住地	市街地	郊外	山間地	合計
世帯数	80	66	22	168
割合（%）	47.6	39.3	13.1	—

(市街地：旧松本市　郊外：新市他　山間地：安曇・奈川・四賀)

【分析結果】

- ・アンケート結果では、市街地が好まれているようである。

4. 主な課題等

- (1) 雇用情勢は堅調に推移しているが、職種や雇用条件など移住者の希望する条件との合致難しい状況が続いていることから、企業等と連携するなど、マッチングを促進する体制づくりが必要である。
- (2) 住宅に係る移住希望者のニーズが多様化し、条件を満たす不動産情報が不足していることから、市の関係部局や地域等と連携して活用可能な空き家を把握するなど、ニーズに合った住まいの情報提供が必要である。

5. 令和元年度の主な取組予定

- (1) 移住希望者の相談、受入体制の強化

移住・定住促進に特化した「まつもと暮らし応援課」の新設及び9部局18課による府内プロジェクトチームを結成し、移住希望者に寄り添ったサポートや移住者に対するアフターフォローの充実を図る。

- (2) セミナー、相談会等による情報発信

セミナー等 ＜開催地＞	主催	回数	内容
松本暮らしセミナー ＜東京＞	松本市	3回	関係課と連携し、毎回テーマを設定して実施。テーマは「創業」「子育て」「農業」等を予定
楽園信州移住セミナー ＜東京、名古屋、大阪＞	楽園信州（県） との共催	各1回	県内の複数市町村と合同でセミナーを実施
3市合同移住セミナー ＜東京＞	松本市、塩尻市、 安曇野市	1回	3市合同で松本市域を紹介
出張個別相談会 ＜東京＞	松本市	2回	職員が都市部に出向き、個別相談を実施

セミナー等 ＜開催地＞	主催	回数	内容
【新規】 お仕事フェア ＜東京＞	松本市	1回	民間企業との連携により、移住希望者と奇病とのマッチングを行うイベント

(3) 「移住者が営むお店 MAP」の拡充

(4) 仕事に関する情報提供、就業相談の充実 【新規】

移住希望者や移住者は現役世代が多いことから、転職支援会社との共同により、仕事に関する情報提供、就業相談を充実させるとともに、市内企業に対しても移住者の採用等に関するスキルアップセミナーを開催することにより、移住者と仕事のマッチングを図る。

(5) 首都圏での情報発信の強化 【新規】

全国各地の相談窓口のある「ふるさと回帰支援センター」内にまつもと暮らし応援ブースを設置し、情報発信を強化する。

※回帰支援センター内ブース出展数

71団体（45道府県、25市町、その他1）

長野県内ブース：長野県2、駒ヶ根市1、大町市1、飯山市1、宮田村1

(6) UIJ ターン就業・創業移住支援事業補助金 【新規】

企業等の担い手不足の解消、地域課題を解決する社会的事業を行う創業者の増加、三大都市圏の転入超過となっている都府県からの移住促進のために、国・県・市が共同で支援金を支給する。

対象者：県が認めた企業等への就職や社会的事業の創業をする移住者

支給金額：単身世帯の場合60万円、2人以上世帯の場合100万円

(7) ゲストハウスと連携したお試し滞在プランと MAP の作成 【新規】

市内ゲストハウス（移住者が営んでいるもの）と連携し、移住を考えている方にお試し滞在先として紹介する。

※一週間の滞在期間のうち、1泊分の宿泊費を無料とするもの

(8) 教員住宅を移住希望者向けに紹介 【新規】

利用されていない教員住宅を、松本市内での定住先を見つけるまでの住居として移住希望者に紹介する。（1か月以上6か月以内）

※現在の教員住宅の稼働率が3割程度であることから実施することとした。なお、前記のとおり、ずっとそこに居住できるわけではない。



(9) オーダーメイド型移住体験ツアー【新規】

移住セミナーだけで終わらせるのではなく、セミナー参加者が実際に松本市を訪れ、移住の検討段階を1段上げていただくための仕組みとして、セミナーの内容に関連したツアーを開催する。

(移住後の生活をより具体的にイメージできるよう、移住希望者の要望に合わせたツアーを設計し、庁内関係課、不動産協会、市内企業と連携して実施する。)

- ・6月29日のセミナー ⇒ 9月7、8日に創業を中心とした内容の現地ツアーを実施
- ・11月30日の3市合同セミナー（就農） ⇒ 12月1日に農業に関連した現地ツアーを実施



(10) 「まつもと暮らし応援課」ショップカードの作成【新規】

まつもと暮らし応援課のことを知ってもらい、気軽に移住相談をしていただくことを目的として、当該課のショップカードを作成し、市内店舗や市内外の関連施設にも設置する。

(11) LINEを活用した情報発信【新規】

移住関係の情報を発信するラインアカウントを作成し、セミナーや松本暮らし等の情報を発信する。

※発信、受信の双方で行う予定。

【豊田市】

消防団員確保に向けた取り組みについて

1. 消防団の現状

(1) 団員の加入条件

18歳以上で、市内在住または在勤または通学している者

(2) 役割

消防団は、火災を初め、東日本大震災での活動のように、地震・風水害等の大規模な災害から地域の安全を守るために重要な役割を果たしている。平常時には、訓練や防火広報・警戒巡回等の火災予防活動も行っており、地域住民への防災意識の普及を行い安全な地域づくりの一端を担っている。

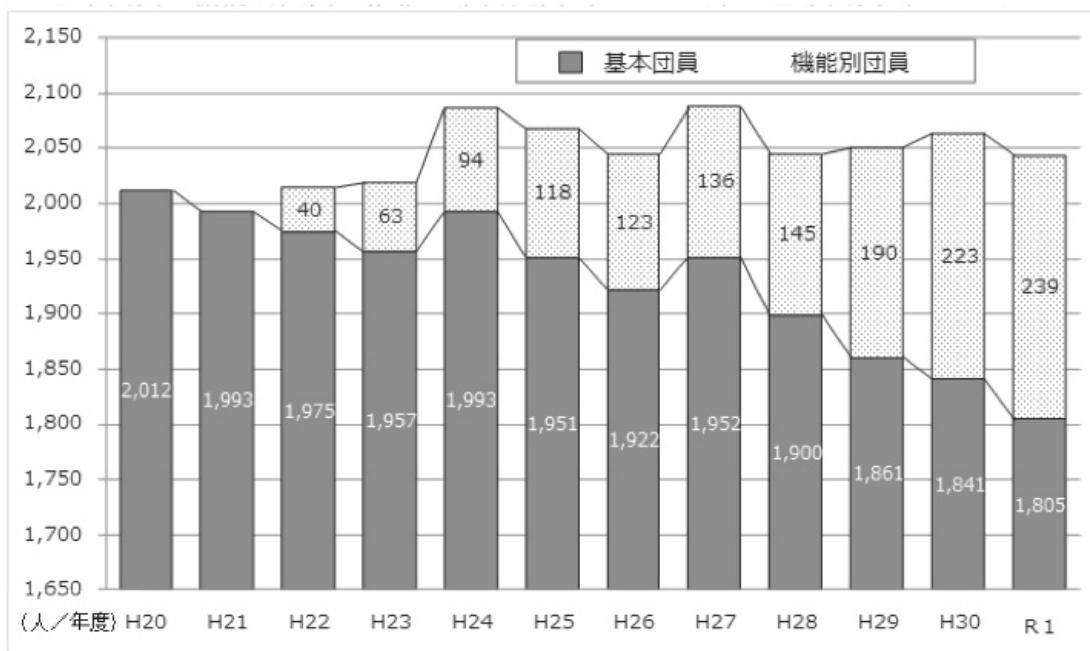
(3) 現状・推移

近年、全国的に消防団員は減少傾向であり、地域における防災力の低下が懸念されている。豊田市においては、平成17年度の合併時に2,174人いた消防団員も、ここ10年間では2,000人余りを推移している。団員の減少は、中山間地域でその傾向が強く、また、サラリーマン団員の増加により、昼間の活動が制限されてしまうこともあり、その対策として豊田市では消防団OBや学生による機能別団員を採用している。

<これまで行ってきた団員確保対策>

- ・22年4月～ 消防団OBによる実災害を支援する機能別団員制度を導入
- ・26年4月～ 入団年齢を20歳から18歳に引き下げ
- ・28年4月～ 入団要件に「通学する者」を追加

○基本団員と機能別団員の推移：条例定員2,313人（うち基本団員2,013人）



2. 災害支援機能別団員（平成22年4月から導入）

- (1) 団員数：180人（31年4月1日現在）⇒目標数200人
- (2) 目的：地域の防災力の向上（主に中山間地）及び想定される東海・東南海地震などの大規模な災害に対する対応強化
- (3) 災害支援機能別団員とは
昼夜間を問わずあらゆる災害、厳しい訓練に参加する基本団員に対して、業務を限定し、入団時に定めた特定の活動のみに参加する団員のことで、在住または在勤する地域に発生する昼間の災害時及び大規模災害時（南海トラフ地震等）に出動、活動する。
- (4) 主な活動内容
 - ・常備消防及び基本団員が実施する消火活動等の支援を行う。
 - ・基本団員の指揮下において活動を行う。
 - ・出動は携帯電話へのメール配信及び同報無線により各自判断して行う。
(基本団員と同じ)
- (5) 入団要件：消防団員の経験があり、地域に在住または在勤する者
(昼間、地域の災害において活動が可能な者)

3. 学生機能別団員（平成28年4月から導入）

- (1) 団員数：59人（31年4月1日現在）⇒目標数100人
- (2) 目的
 - ・若者の入団促進と消防団の活性化
 - ・参加しやすい環境づくりによる団員の確保
 - ・学生が機能別団員として入団することで、地域防災への興味を深め、卒業後の入団を期待
- (3) 活動内容
入団時に定めた特定の活動のみに参加する機能別団員のうち、学生機能別団員の活動は、大規模災害時、通学する大学等に設けられた避難所の運営を行う。また、通常の活動は、消防団員としての知識及び技術の習得を目的とした訓練（規律訓練や救命講習など）や消防団行事への参加となる。
<主な活動内容>
 - ・大規模災害時の避難所運営（救援物資の管理、応急救護など）
 - ・消防団員としての知識及び技術の習得を目的とした訓練（規律訓練や救命講習など）
 - ・消防団行事への参加
- (4) 入団要件：年齢が満18歳以上で、地域内に居住している者、または通学する者（市内の大学等に通学する者）

4. 特色ある部隊

(1) カラーガード隊

カラーガード隊とは、マーチングバンドの演技をより華やかに演出するフラッグ隊。平成15年度の女性消防団採用後に結成され、消防音楽隊との共演により住民への火災予防に関する広報活動を実施している。31年4月1日現在、女性5名で活動している。

(2) ファイヤーガード隊

ファイヤーガード隊は、25年に防火・防災の啓発部隊として結成され、パネルシアターやゲームなどの方法で、子供への防火防災指導や自治区等が実施する防災訓練等で防火・防災セミナーなども行っている。31年4月1日現在、女性11名で活動している。

(3) P R 団員

P R 団員は、25年から消防団のイメージアップと広報活動を行う団員を、基本団員から10名程度選出し、通常の消防団活動に加え、イベント等での広報活動やメディアへの出演などの活動を行っている。31年4月1日現在、18名（うち女性3名）で活動している。

(4) ラッパ隊

ラッパ隊は災害現場において、号令や命令を団員に伝えるために使われてきたが、現在では、通信機器が発達したことにより、消防団の規律の維持と士気の高揚を図り、式典においては敬意をあらわすことを主な目的としている。31年4月1日現在、40名が消防操法大会や観閲式等で演奏を披露している。

(5) 階梯隊

20年に結成され、出初式などで階梯操法を披露している。

5. その他の消防団確保施策について

(1) 消防団応援の店（平成28年10月から導入）

①登録数 220件（うちサービス提供71件、広報協力149件）（31年4月1日現在）

②目的

- ・消防団を地域で応援するという気運を高め、消防団活動への理解を促進させる。
- ・消防団員の士気高揚を図り、地域防災力の強化につなげる。



③内容

地域の安心・安全を守る活動を行っている消防団員を支援するために、事業所に「消防団応援の店」として登録。消防団員にサービスの提供などを行うことにより、消防団を応援していくもの。

④利用方法

消防団員は、サービスの提供等を受ける際に、消防団員証を提示する。

⑤メリット

- ・イメージアップ及び集客効果
- ・地域経済活性化
- ・入団促進による地域防災力向上



(2) 消防団協力事業所表示制度（平成20年4月から導入）

①認定数：36事業所（31年4月現在）

②目的

豊田市消防団に積極的に協力している事業所等を認定することにより、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

③認定基準

従業員が消防団員に相当数入団しており、次のいずれかに該当するもの。

ア. 従業員の消防団活動に積極的に配慮していること。

イ. 災害時等に事業所の資機材及び自衛消防隊を消防団に提供するなど協力をしていること。

ウ. その他の消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所であること。

④有効期限：認定日から2年

⑤優遇措置

ア. 「豊田市建設工事総合評価落札方式実施要領」別表1に掲げる「地域貢献度 ②地域活動への貢献」で1点加算 ※まちかど救急ステーションも同様に1点（重複加点は無し）

イ. 消火器10型1本無償譲渡

(3) 消防団70周年記念事業の実施

①充実強化大会

・「みんなでおいでん！WE LOVE消防団みらいフェスタ」の開催（31年2月24日）

・来場者数5,500人（目標5,000人）



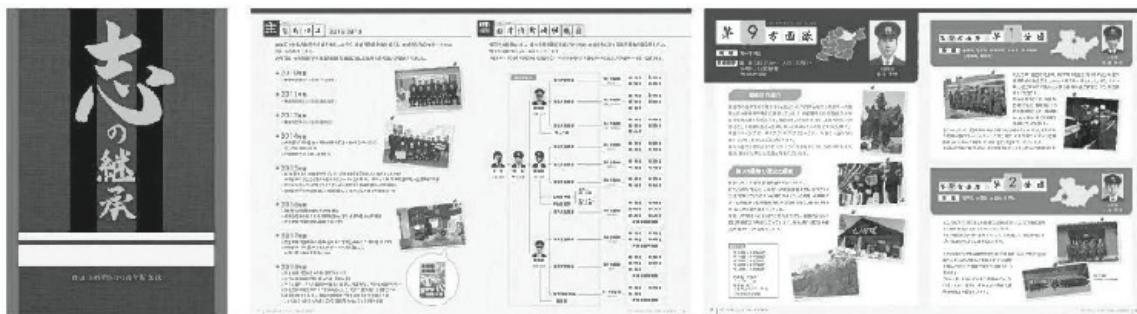
②消防団PR動画「守るためにできることを、はじめよう。」（本編5分19秒 / 短編30秒）の制作

・令和元年度の消防団PRムービーコンテストで優秀賞を受賞



③70周年記念誌「志の継承」(3,000部／A4／全フルカラー・44ページ)の発行

・組織図、主なあゆみ、活動記録、方面隊、分団、ラッパ隊等の紹介



【世田谷区】

官民連携指針について

1. 官民連携指針策定の背景について

(1) 官民連携の目的

官民連携において、大前提となる目的は公共サービスのさらなる充実であり、単なる行政の都合や民間企業等のビジネスチャンスではなく、区（官）と民間企業等（民）が連携することにより、世田谷区民にとってよりよい公共サービスを提供していくことを目的としている。

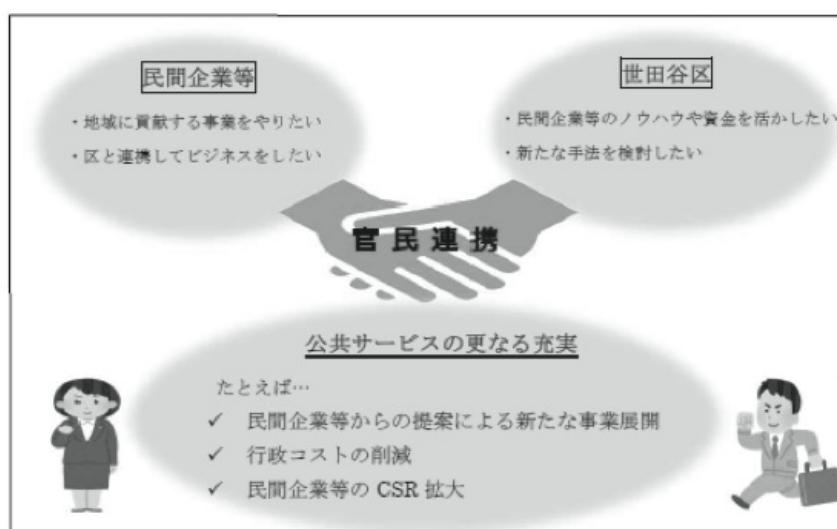
(2) 指針策定の目的

これまで世田谷区においては、指定管理者制度や各種災害協定、イベントの協力、ネーミングライツなど、民間企業等のノウハウや資金等を生かした連携を行ってきており、「指定管理者制度運用に係る指針」や「世田谷区広告掲載ガイドライン」など府内に向けた個別のガイドライン等を策定し、内部において官民連携を推進してきた。しかし、民間企業等からの提案受付窓口の不在、事務手続など実施までのプロセスの不明確さ、所属をまたがる提案の対応などさまざまな課題があり、民間企業等との連携を最大限発揮できていない状況にあった。官民連携指針は、個別で行ってきた官民連携に関して、全体的な考え方や連携までのプロセス、手法、留意事項等を整理し、区における考え方や姿勢、仕組みを府内外に対して示し、共有することを目的としている。

(3) 区を取り巻く環境

区を取り巻く環境は、高齢者人口の増加を初めとして、全体人口の増加という他自治体とは異なる状況が予測されている。また、区の公共施設の老朽化が進んでおり、建てかえや改修などの行政コストの増加が見込まれる。

このような区の状況の変化の中で、行政需要は多様化、複雑化してきており、既存の枠組みにとらわれない手法の検討が求められており、官民連携の推進は、行政施策の実現のための一つの手法となる。



(4) 指針の位置づけ

官民連携指針は、「世田谷区基本計画」や「世田谷区新実施計画」、個別計画の実現に向けたツールの一つとして位置づけ、区と民間企業等が連携し、よりよい公共サービスを提供するためを持つベースとなる考え方となるものである。

2. 官民連携の定義と種類

(1) 種類と定義（一般的定義）

官民連携については、明確に定義づけされるものではないが、国や他自治体等で言われている一般的な官民連携は以下の種類がある。

種類	定義
民営化	区が実施している事業について、民間経営に移管すること。
民間委託	区が実施している事業について、全部または一部を業務委託契約により民間に委ねること。
協定	区と民間が、共通課題に対して協定を結ぶなど、協力し合うことを示す。
官民協働	区と民間が、それぞれの特性や資源（人・モノ・金・情報）を活かし、ともに事業を実施すること。民間委託といった区と民間が、仕様のとおりに履行し、金銭を支払うような契約関係ではなく、お互いが持つ資源を活用し、明確な役割分担の下、事業を実施していくことを示す。イベントの共催など、民間企業等の活力を様々な方法で活かす。
PFI 等	新たな社会資本の整備や公的サービスの提供を民間に委ねる事業手法であり、民間の資金やノウハウを活用することとともに、公共が負担していたリスクの民間移転などにより、VFMを達成しつつ、公共サービスを提供すること。
公有資産活用	区の土地や建物などの不動産を民間企業等への貸出などにより、有効活用を図ること。
指定管理者制度	公の施設の管理・運営について、民間を指定し、期間を定めて管理・運営させること。
など	

(2) 世田谷区における定義

世田谷区では、協定、官民協働、PFI等、公有資産活用、指定管理者制度のほか、民間提案において実施する事業などを官民連携と定義する。区から発信する民営化や民間委託は、これまでも行っており、指針において目指すものは、区で作成した仕様書のとおり行う受託者と委託者の関係ではなく、区と民間の連携をさらに推進することである。

3. 官民連携の基本的考え方

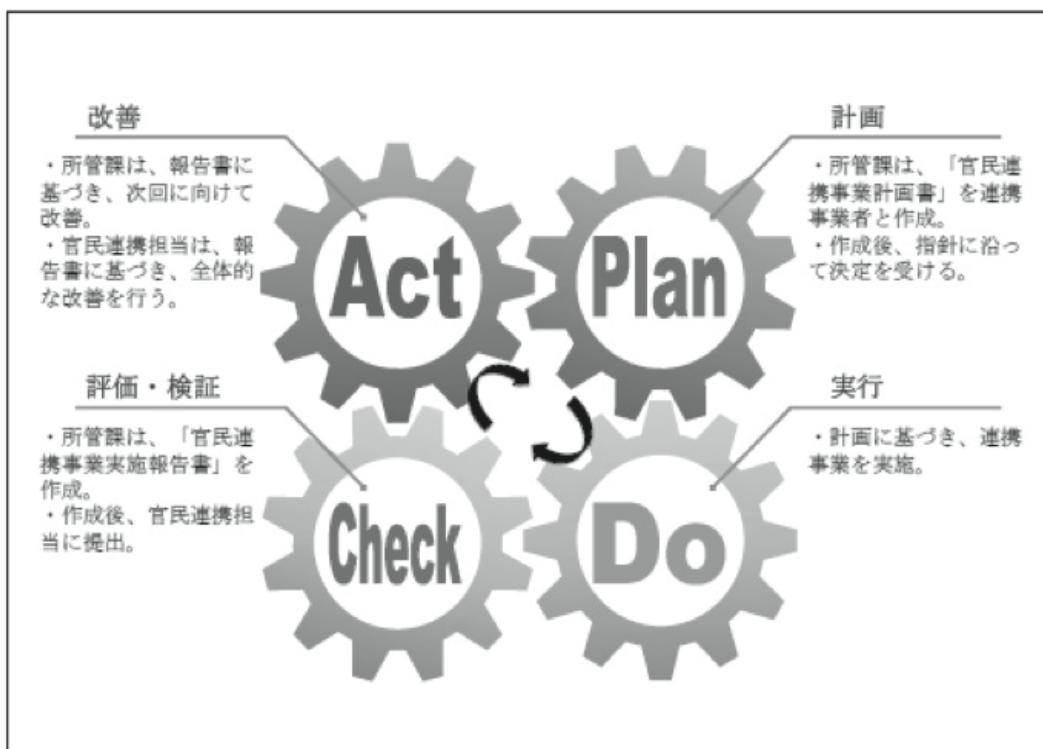
(1) 対話による価値の創造

世田谷区では、行政課題の解決のために、民間企業等に求めること、区が行えることを明確化し、積極的に区から発信していくことを目指す。また、民間企業等からの提案を積極的に受け入れ、既存のやり方にとらわれない検討を行っていく。

区と民間企業等は、同じ公共サービスの充実を目指す対等な関係であり、対話を通じて信頼関係を構築していき、Win-Winの関係で連携を推進していく。

(2) 効果の検証及びフィードバック

官民連携を効果的、継続的に行っていくためにも、連携した事業の効果検証は必要不可欠であることから、定量的効果のみならず、事業ごとに定性的効果の検証を行い、P D C Aサイクルによってよりよい連携を目指していく。



4. 期待される効果

(1) 民間企業等の柔軟な発想や手法による新たな事業展開

区が単独で検討し、事業を実施するだけではなく、民間企業等からの柔軟な発想や手法の提案を受け付けることにより、選択の幅が広がり、さらなる公共サービスの充実が期待される。

(2) 行政コストの削減

区が単独で考えるだけではなく、民間企業等からの提案により区と民間がともに検討していくことで、行政コストの最適化、ひいては行政コスト削減につながることが期待される。

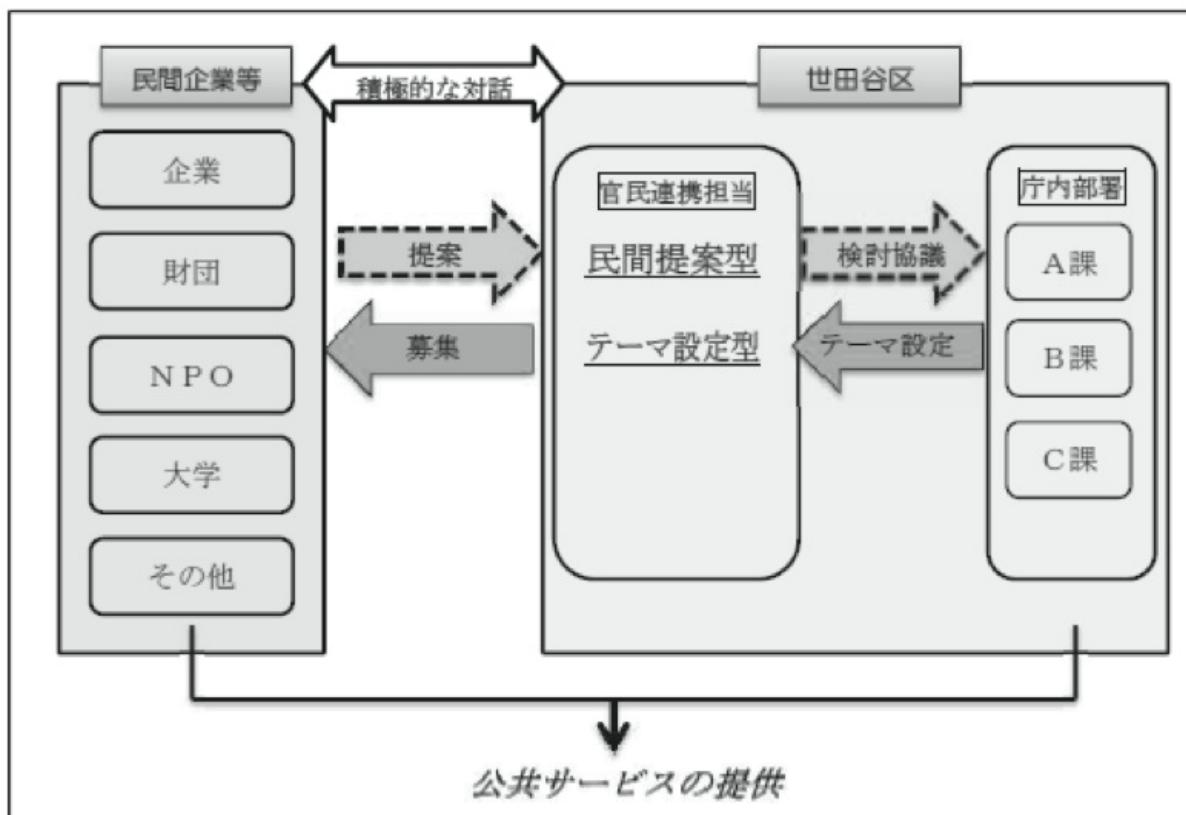
(3) 民間企業等のCSR拡大

民間企業等においては、CSR（社会的貢献）として、さまざまな取り組みを行っている。近年ではCSV（共通価値の創造）という考え方も広がっており、社会的課題を解決すること自体をビジネスチャンスと捉えている。区民に最も身近な行政である区が民間企業等と連携することにより、さらなるCSRやCSVの拡大を促し、社会的課題を解決することが期待される。

5. 官民連携の体制

(1) 担当窓口の設置

これまで官民連携に関する民間企業等からの提案に関しては、所管部署で対応してきたが、行政組織は多分野にわたり、どこの部署が何を担当しているか民間企業等からはわかりにくいことがある。そのようなことなどから、提案窓口を明確にし、官民連携に関する府内外の中間支援の役割（橋渡し役）を担う組織として、官民連携を担当する部署を設置しており、民間企業等は、提案内容が明確でない状況においても相談できる体制となっている。



(2) 官民連携の仕組み

指針における官民連携は、民間提案型（委託型）、民間提案型（連携型）、テーマ設定型（委託型）、テーマ設定型（連携型）の4分類を基本に実施していく。

<4分類の概要>

【民間提案型】 ※民間からの提案を事業に繋げる	委託型	民間企業等から公共性のある事業提案の募集を随时行う。提案内容の協議を経て、事業実施の際は事業者の公募を行う。
	連携型	民間企業等から連携で行う事業（イベント含む）の提案募集を随时行う。提案内容の協議を経て実施。事業実施の際は、協定書の締結など文書の取り交わしを行う。
【テーマ設定型】 ※区の行政課題、テーマを投げかけ事業に繋げる	委託型	区が示す課題等に対して、民間企業等からの提案を募集する。提案内容の協議を経て、事業実施の際は事業者の公募を行う。
	連携型	区が連携を望む事業（イベント含む）に対して、民間企業等の提案や参加を募集し、提案内容の協議を経て実施。実施の際は、協定書の締結など文書の取り交わしを行う。

市民健康福祉委員会行政調査報告から

【江戸川区】

江戸川区児童相談所の設置について

1 取り組みの背景、経緯（モデル区に選定された経緯やこれまでの取組経過）

(1) モデル区に選定された経緯

東京都では、従前から都の児童相談所と特別区の子ども家庭支援センターが相互に連携を図りながら児童虐待対応を行っており、江戸川区においても、平成16年度に子ども家庭支援センターを設置し、子どもや家庭への支援体制を充実していた。

しかしながら、平成22年1月、江戸川区内の7歳の男児が、食事に時間がかかることに腹を立てた両親から暴行を受け意識不明となり、医療機関へ搬送されたが、翌日死亡するという事件が発生。児童の体には火傷や古い傷、痣があり、長期にわたって虐待を受けていた可能性があるとして、両親が逮捕される事態に至った。

(2) 東京都及び特別区の取組経過

平成22年5月：1月に発生した江戸川区児童虐待死亡事例について、都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会による検証を実施し、「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方（江戸川区事例最終報告）」を知事へ提言

平成24年2月：都区のあり方検討委員会とは別に、都区の実務者で構成する「児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会」を設置し、検討を開始

平成25年11月：「特別区児童相談所移管モデル」を作成

平成26年10月：「特別区児童相談所移管モデル」を基本に、各区で具体化に向けた検討を行い、整理・とりまとめ

平成27年7月：区長による児童相談所・児童養護施設の視察を実施

平成27年12月：特別区長会意見書「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告案（たたき台）について」を提出

平成28年5月：児童福祉法・虐待防止法等の改正

〔・29年度から、政令で定める特別区が児童相談所を設置が可能となる
・法施行後5年を目途に、政府が中核市・特別区の同相談所設置を支援〕

平成28年7月：児童相談所移管準備を進めるため、区の関係部課長等で構成する「特別区児童相談所移管準備連絡調整会議」を設置

平成28年11月：児童相談所開設に向けたロードマップの作成

平成29年4月：東京都の児童相談所への派遣研修を開始

平成29年6月：世田谷区・荒川区・江戸川区と東京都との間で、「児童相談所設置計画案のモデル的確認作業」を開始

平成30年4月：近隣県市の児童相談所への派遣研修を開始

平成30年5月：児童養護施設等の入所施設や里親、一時保護所の広域的な調整に関する事項を協議するため、「特別区児童相談所の設置に向けた広域調整に係る検討会」を設置し、東京都と協議を開始

平成31年2月：児童相談所移管に係る課題の対応策について、整理・とりまとめ

平成31年4月：世田谷区・荒川区・江戸川区が厚生労働省に対し、児童福祉法に基づく「児童相談所設置市」として政令指定することを要請

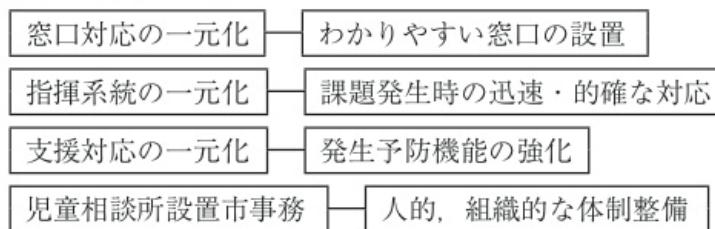
2 児童相談所開設に向けた計画書の概要

(1) 基本方針

①基本的な考え方

全ての子どもが等しく持つ権利（生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利）を保障し、区民生活に密接した基礎自治体として、地域住民、関係機関と連携し、いかなる支援措置においても子どもの最善の利益を優先した相談援助活動を実施していく

②実現に向けた施策



③開設時期 令和2年4月1日

④管轄区域 江戸川区の行政区域全域を所管区域とする

(2) 住民にわかりやすい窓口の設置（窓口対応の一元化）

①具体的な対応の流れ

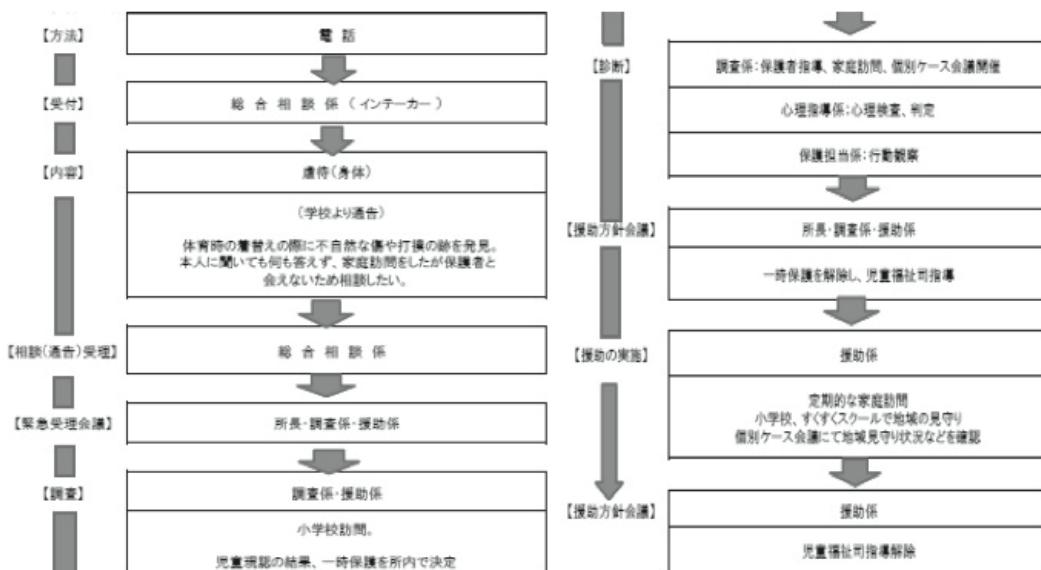
区民等から寄せられる相談は、総合相談係のインテーカーが受け付け（受理）、相談者の主訴に応じた対応窓口に案内する。インテーカーは、各相談者の主訴を的確に捉え、内容を整理したうえで各担当に引き継ぐため、最初の受付窓口で、主訴に対し的確かつ丁寧に応じること

機能	相談区分・内容	対応見込	対応部門			備考			
			総合相談係	調査係	援助係				
1 異議相談									
(1)養育相談									
児童相談所機能	①保護者傷病・入院	要指導	▲		●	2週間以内:ショットスタイル			
	②保護者外出・失踪				●				
	③保護者死亡・孤児				●				
	④保護者抱置等				●				
	⑤保護者離婚				●				
	⑥保護者就労	▲			●				
	⑦養育環境				●				
	⑧その他	●(特定軽微)							
	※①～⑧のうち「要支援」と判断したもの	●							
	⑨夫子・遺嘱				●				
	⑩里親に関する相談				●	【里親担当児童福祉司】			
(2)虐待									
①通告	助言終了		●						
	要一時保護		●	●	豪例により面接で対応				
	要指導等	▲		●					
2 保健指導									
健康管理に関する相談		一般	●			健康サポートセンター紹介			
3 身体障害相談									
(1)視聴覚障害相談									
①施設入所				●					
※上記①以外の相談	●				障害者福祉課ほか紹介				
(2)言語発達障害相談									
①施設入所				●					
※上記①以外の相談	●				健康サポートセンター他紹介				
(3)肢体不自由相談									
①施設入所				●					
※上記①以外の相談	●				障害者福祉課ほか紹介				

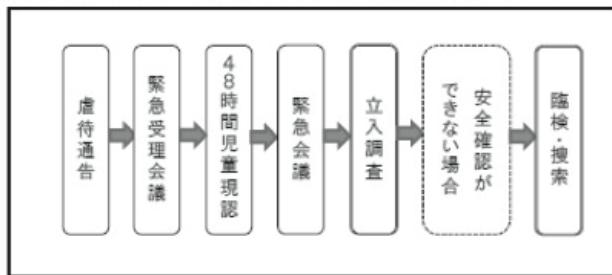
児童相談所機能	4 知的障害相談				
	(1)重症心身障害相談				
	①施設入所相談			●	
	※上記①以外の相談	●			障害者福祉課ほか紹介
	(2)知的障害相談			●	
	①愛の手帳相談			●	
	②施設入所			●	障害者福祉課ほか紹介
	※上記以外の相談	●			障害者福祉課ほか紹介
	(3)ことばの遅れ相談		●	▲	児童障害支援センター他
	※知的な遅れが推察される相談				
5 児童障害相談	①施設入所相談			●	
	※上記以外の相談	●			児童障害支援センター他
6 非執行相談					
	(1)ぐるみ行為等相談			●	
機能	①警察からの児童通告(法25条)			●	
	②保護者、学校からの相談	▲		●	
7 寄成相談	(2)触法行為相談				
	①警察からの児童通告(法25条)			●	
	②警察からの事件送致(少年法6-6)			●	
子家庭機能	(1)不登校相談				
	①背景に要保護要件あり(家庭環境等)			●	
	②園、学校等に問題(いじめ等)	●			教育相談センターほか
	(2)性格行動相談(少年)				
	(3)しつけ相談(乳幼児)				
	①心理司等の関与が必要			●	
	②上記以外の相談	●			
	(4)適性相談				
	①心理司等の関与が必要			●	
	②上記以外の相談	●			教育委員会ほか紹介
(5)ことばの遅れ相談					
	家庭環境不備等による相談	▲		●	
9 要支援ケース対応	1 新規相談受付(インテーカー振り分け)	●			
	2 子育て相談	●			
	3 子どもの心理相談対応	●			
	4 関育支援訪問事業	●			
	5 要支援ケース対応(特定妊婦等)	●			
	6 ショートステイ事業対応	●			
	7 虐待予防事業対応	●			
	8 屋外不明児童に関する事	●			
	9 要保護児童地域対策協議会	●			

(3) 課題発生時の迅速・的確な対応（指揮系統の一元化）

①相談の受理から支援対応の流れ（事例：身体的虐待の場合）



(2) 虐待通告から48時間以内の安全確認について

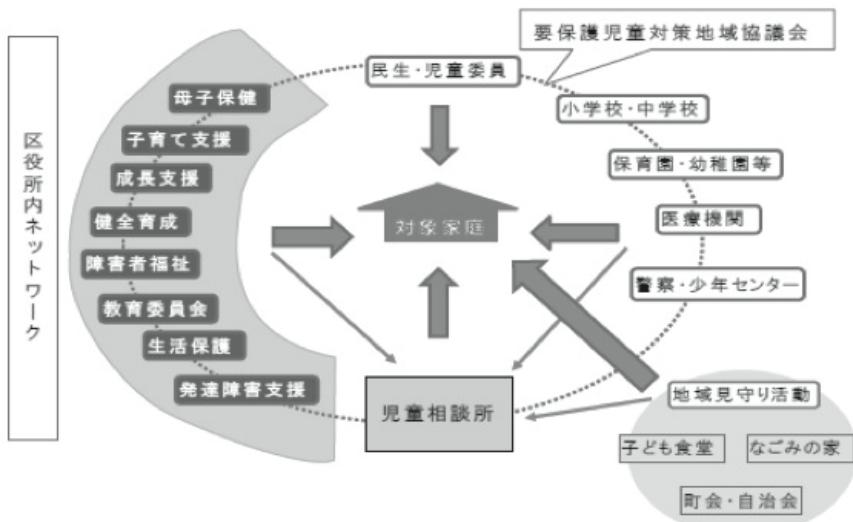


(4) 発生予防機能の強化（支援対応の一元化の実現）

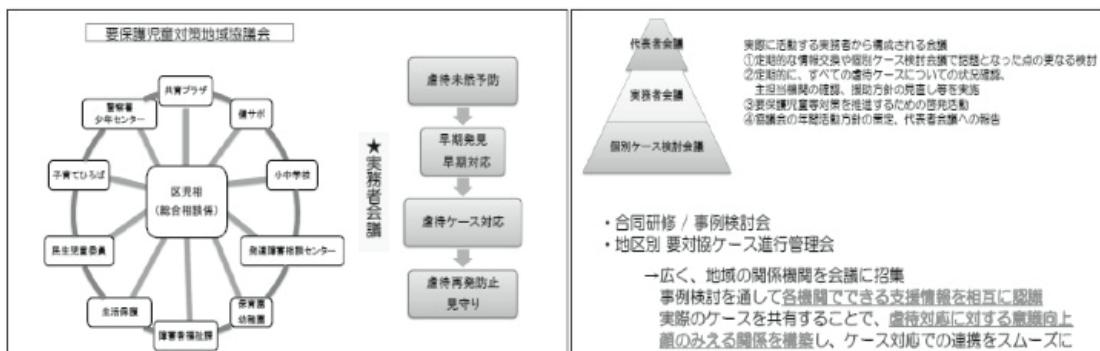
① 子ども・子育て家庭への主な支援策

種別	初期期	0歳	1~3歳児期	3歳~就学前	小学生	中学生	中学卒業~18歳
1 子育て支援	保健 検診/ 妊婦 定期 検診	産後ケア 新生児訪問 乳幼児の健診・癒新検診・歯科検診					
2 育児支援	0以上 ママ 相談 窓口 ハロー バニー 相談	上ち上ち応援隊 保健ママ 区立・私立保育園・認定保育所 子育てひろば 子どもショートスティ 子育て安心パスポート 子どもと家庭のおとなりさん 小規模保育 幼稚園 一時保育・病児・病後児保育 ファミリー・サポートセンター 子ども家庭支援センター<相談事業、講座、児童虐待防止>					
3 健全育成支援				小学生 中学校 スクールカウンセラーの配置 KODOMO心便			
4 障害児支援				江戸川きら塾・さくら塾ジュニア(ひとり親) えどさく先生(ひとり親) e-りばんぐ(子どもの薬局所事)	江戸川きら予備校 (ひとり親家庭)		
5 就労困難者支援				次世代育成支援事業 次世代育成支援事業 すぐすぐスクール 共育プラザ - 1888cafe(学習支援事業) 教育相談 学校復帰に向けた児童・生徒への指導・支援	高校進学支援プログラム 不登校支援プログラム チャレンジ・ザ・トリム		
6 経済的支援	入院 助産	乳児葉青平塗		なごみの家(地域包括ケアシステム)			
				児童相談室なないろ 育成室 放課後デイサービス			
				ひとり親家庭の横に対する就労支援 すすらん ひとり親家庭市立支援給付金の支給く直立支援教育訓練給付金・職業訓練促進給付金> そよ風扶桑社(母子生活支援施設)			
				配偶者暴力相談センター			
				乳児葉青平塗 子ども医療費助成 児童平塗	ひとり親医療費助成		
				児童扶養手帳 児童育成手帳 就学援助 入学資金の融資あっせん			
				母子及び父子福祉資金交付 生活一時資金 / 母子福祉生活一時資金交付 障害児開拓手帳(特別児童扶養手帳等) 生活保護制度			

②地域の支援対応（児童相談所と地域・関係機関との連携イメージ図）



③要保護児童対策地域協議会の運営



(5) 一時保護所の業務

①基本的な考え方

一時保護所は、児童の人権擁護を第一に安全が守られ、明るく温もりを感じながら、心穏やかに過ごせる生活環境を提供するとともに、保護児童の年齢に応じた支援を行い、状況に応じた対応を図る。また、児童指導員の研修機会を確保し、専門性を高めていく。

②定員数 35名（未就学児童7名、就学児童28名（男児14名、女児14名））

※算出基礎…1日当たりの一時保護の必要な児童数18人（27年度実績）の倍の数

③一時保護委託

児童やその家庭状況により、一時保護所での保護が適当でない児童については、児童養護施設や乳児院等や乳児院等への一時保護委託を行う。区内には、現在、施設がなく、児童やその家庭の状況により、区外施設や区外に居住する里親における保護が望ましい事例もあることから、区外施設及び里親への一時保護委託に係る具体的な調整を図る。

※一時保護委託の実績 0歳：3人、1歳：6人、2～18歳未満：43人（27年度実績）

(6) 社会的養護

30年度から開始した個人宅ショートステイ事業を推進し、この事業の延長として養育里親を位置づけ、段階的な拡大も視野に入れながら整備を図る。また、令和3年4月の開設を目指し、区有地を活用して児童養護施設を誘致する。

3 施設の整備状況

(1) 児童相談所の整備

①児童相談所

地域に開かれた児童相談拠点となるよう、1階に地域交流スペースを設け、子育てに関する事業や里親サロン、勉強会等を開催し、区民や関係機関が気軽に立ち寄れる施設とする。また、児童の負担を軽減するための被害確認面接室や家庭復帰の試行等に利用できる親子訓練室など、様々な状況にある子どもと家庭を支援する機能を整備する。

②一時保護所

閉塞感を緩和するため、建物中央部に吹き抜けの庭を設け、全体が採光にあふれた明るい施設とする。学齢児童の居室は個室を基本とし、個浴環境を整えるなど、子どもの権利養護を第一に、プライバシーやライフスタイル、年齢構成等に配慮し、可能な限り最適な生活環境を提供する。

③施設概要（都下水道局の施設跡地を購入）

延床面積：4508.91m²（敷地面積：2285.97m²）

建物規模：地上4階建

- | | |
|----|-------------------|
| 1階 | 児童相談所玄関、地域交流スペース等 |
| 2階 | 事務室、児童居室等 |
| 3階 | 児童相談所受付、相談室、親子訓練室 |
| 4階 | 体育館、心理相談室、会議室等 |



4 組織体制の整備状況

(1) 組織体制及び担当業務

児童相談所長のもとで、支援から介入までを一貫した対応を迅速に行うため、子ども家庭支援センター（子ども家庭総合支援拠点）を児童相談所に統合し、組織編成する。



課	係	主な所掌事務
相談課	管理係	施設管理、措置費支払い、負担金徴収、庶務等
	総合相談係	新規相談受付、子育て相談、要支援事業対応、養育支援訪問事業、ショートステイ事業、要保護児童対策地域協議会事務局等
援助課	調査係	児童虐待に関する初期対応
	援助係	要保護相談、非行相談、育成相談、一時保護事業等の確認相談
	心理指導係	心遣診断、心理指導等
	地域支援係	里親支援、家庭復帰に向けた支援等
一時保護課		一時保護をしている子どもの行動観察、生活指導、健康管理

(2) 職員体制

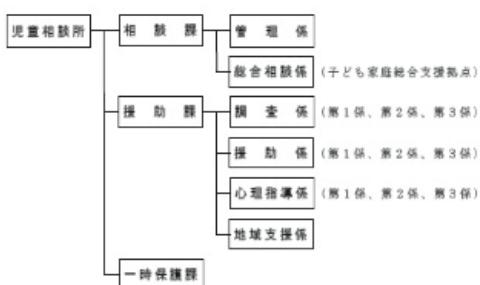
職員の配置については、児童相談所業務の経験者を始めとする専門職を新規採用するとともに、他自治体児童相談所派遣研修職員や子ども家庭支援センターにおいて、児童虐待対応歴を有する職員で構成する。

①児童福祉司：41人

- | |
|---|
| 算出基礎 人口当たり（3万人）の職員数：23人、※加算職員数：18人 |
| 虐待件数による（29年度数値）、児相虐待発生率0.205%（相談対応1,400件） |

②児童心理司：21人（児童福祉司の1/2）

③里親養育支援児童福祉司：1人



課	係	主な所掌事務
相談課	管理係	施設管理、精査費支払い、負担金徴収、庶務等
	総合相談係	新規相談受付、子育て相談、要支援事業対応、集会支援訪問事業、ショートスティ事業、要保護児童対策地域協議会事務局等
援助課	調査係	児童虐待に関する初発対応
	援助係	実護相談、非行相談、育成相談、一時保護事業等の継続相談
	心理指導係	心理診断、心理指導等
	地域支援係	監視支援、家庭復帰に向けた支援等
一時保護課		一時保護をしている子どもの行動観察、生活指導、健康管理

(3) 職員の確保について

①基本的な考え方

児童相談所派遣研修修了者及び子ども家庭支援センター職員を児童相談所の児童福祉司及び総合相談係の支援ワーカー等として配置することを基本とし、平成16年度より培ってきた地域に根差した支援活動を児童相談所業務に活かしていく。

なお、開設当初は、児童相談所勤務経験のある職員を任期付採用で確保し、専門性を継承していくとともに、その後の人事ローテーションは、児童相談所内で支援ワーカーから児童福祉司、児童心理司、児童指導員、インテーカー間の人事異動を行い、児童相談所全体の専門性を高めていくこととする。

②確保策

開設当初は、児童相談所勤務経験のある職員を任期付採用し配置し、福祉職の拡充と、現状では区に配置のない心理職を新規採用で充足する。

(参考) 令和元年度任期付職員募集内訳

一時保護課長、児童福祉司、児童心理司、児童指導員、インテーカー 計10名

⇒すでに人材面の確保は目途が立っている（他都市の児相勤務経験者、保育経験者等）

(4) 職員の育成策について

①派遣研修

東京都児童相談所及び近隣自治体へ児童福祉司、児童心理司、児童指導員候補者を派遣し、現場での対応を学ぶとともに、派遣職員を中心として、本区の運営マニュアルを作成し、令和元年4月の児童相談所開設に向けて準備を進める。⇒現在38名を派遣中

②児童相談所開設に向けた子ども家庭支援センター職員等の育成

児童相談所開設の1年前から児童相談所に準じた組織を編成し、インテーカーによる相談・通告の受理から児童虐待の初動対応、その後の支援、終結までを実践する。児童相談所勤務経験者の任期付職員を配置し、児童相談所開設を見据え、子ども家庭支援センター職員のジョブトレーニングを行っていく。また、江東児童相談所からの事業送致や児童福祉司指導委託を積極的に受け持つことにより、職員のスキルアップを図り専門性を高めていく。一時保護所についても、子どもに対する対応等の研修を重ね、課長の指揮による開設に向けた準備を進めていく。

③特別区研修所等における児童相談所関連研修の受講

特別区研修所が主催する「児童福祉司任用前講習会」「指定講習会」に児童福祉司候補職員を参加させ、所定の法定研修を修了させるとともに、児童虐待に迅速・的確に対応できる実践力を強化する。また、警察・検察との協同面接のための「司法面接研修」に児童心理司候補や児童福祉司候補の職員を参加させ、実践力を養う。

【川崎市】

かわさき健幸福寿プロジェクトについて

1 取り組みに至る経緯、背景

平成25年10月の川崎市長選挙の際に、現在も市長を務める福田市長が公約として掲げていた「高齢者の自立支援に向けた質の高いケア」を評価する仕組みの構築を目指して、26年度から開始されている。

要介護度が悪化すると事業者に入る介護報酬がふえ、要介護度が改善すると報酬が減るという高齢者の自立支援に逆行しているともいえる現行の介護保険制度に対し、高齢者の方々等による要介護度の維持・改善という努力や結果に対し、何らかの対応を図る必要性の議論が背景にあった。

2 取り組みの概要

(1) プロジェクトの概要

毎年7月1日から6月30日までの1年間を1サイクルとし、プロジェクトに参加する介護サービス事業所が、利用者や家族の希望を踏まえて、要介護度やA D L（食事・更衣・移動・排泄・整容・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的行動）改善に取り組み、一定の成果を上げた事業所（チーム）に対してインセンティブを付与し、その後も同様のサイクルで事業を展開するもの（下記はスキーム及びイメージ図）



①参加事業所

市内に所在する全ての介護サービス事業所

ケアマネジャーを中心とした多職種の連携による「チームケア（イメージ図参照）」が評価の対象となる。なお、複数の介護サービス事業者がケアにかかわっている場合は、居宅介護支援事業所が代表（申請者）となって申し込むことになる。

②対象者

- ア プロジェクトの趣旨を理解し、改善に向けた意欲のある要介護者
- イ 要介護度1～5の認定を受けている方
- ウ 川崎市の介護保険証の保有者

※介護保険の給付制限等の対象となっている方等は該当しない

③成果指標

- ア 要介護度が期間終了時点で改善した場合
- イ 改善に至らない場合であって、同一の要介護度を一定期間を超えて維持した場合

ウ A D L（食事・更衣・移動・排泄・整容・入浴など生活を営む上で不可欠な基本的行動）が期間終了時点で改善した場合

※直近の要介護認定時に、市の認定調査を受けている方に限る

④インセンティブの内容

ア 報奨金：5万円（要介護度の改善、またはA D L 5ポイント以上の改善）

イ 市が主催するイベントにおける市長表彰

ウ 成果を上げたことを示す認証シールの交付（事業所向け）

エ 「参加の証」カード及びキーホルダーの進呈（利用者向け）

オ 川崎市公式ウェブサイト等への掲載

カ 事例検討会等における公表や事例集への掲載

⑤事例集の作成

27年度に実施したプロジェクトのモデル事業において、要介護度改善の成果を上げた事業所の取り組みを事例集に取りまとめ、協力事業所、府内関係部署、府外関係機関等に配布することで、市内介護サービス事業所のスキルアップの一助とともに、プロジェクトの趣旨等の普及啓発を図っている。28年の本格実施以降も毎年作成。

⑥令和元年度予算額 2,989万1千円

3 これまでの取組状況及び成果（表彰式や事例集等を通じた積極的な情報発信の状況等）

(1) 「かわさき健幸寿プロジェクト」モデル事業（26・27年度）について

①目的

介護サービス事業者による要介護状態区分、A D L、I A D L（手段的日常生活動作）またはQ O L（生活の質）の維持・改善の取組結果に応じた報奨、表彰、公表等の仕組みを構築し、もって、事業者の評価を高め、介護サービスの質が評価される新たな仕組みの導入を目指す。

②手法

26年度は、A D Lの改善状況の把握に要介護度の判定に用いる認定調査票を使用し、事業開始時と終了時の認定調査票の内容を比較。モデル事業実施に伴う事務負担は、協力事業者とのヒアリング及び意見交換により確認。事務負担の範囲は、認定調査票作成に要した時間のほか、計画の作成から利用者、家族への説明等に要した時間も含め検証。

27年度は、認定調査票、課題整理総括表・評価表、介護サービス計画書（ケアプラン）、介護計画書・評価表、モデル事業補足報告書を使用。組織運営にもたらす効果、利用者やその家族の意識の変化等については、アンケート調査を実施し丁寧に把握する。

③実施期間 26年度：3か月間（10～12月）、27年度：7か月間（6～12月）

④対象者 26年度：30人、27年度：72人

⑤協力事業者 26年度：16事業所、27年度：137事業所

⑥その他

ア 要介護度等の改善・維持促進検討委員会の設置（26年4月）

イ 外部アドバイザーや意見聴取

ウ 参加事業所を対象とした研修会や意見交換会の実施

⑦検証結果

26年度 A D L 等の改善：20名（66.7%）維持：3名（10.0%）悪化：7名（23.3%）

27年度 要介護度の改善：12名（16.7%）維持：46名（63.9%）悪化：14名（19.4%）

27年度 A D L 等の改善：27名（37.5%）維持：8名（11.1%）悪化：37名（51.4%）

⑧モデル事業で得られた方向性

- ア 本人・家族を巻き込んだ支援方針の設定
- イ 生活の継続性に配慮した支援方針の設定
- ウ チームとしての目的共有・役割の明確化
- エ チーム内の双方向の情報共有

「当たり前」と
言われつつも難しい
これらの質をどうやつ
て上げていくか？

見えにくい部分に
積極的に取り組む
事業所をどうやって
評価するか？

⑨本格実施に向けた事業の方向性

- ア チーム単位での参加受付（目標：200事業所、300人）
- イ 要介護度等の改善・維持に対するチーム単位の評価
- ウ チーム内の目標設定の過程・情報連携等に関する調査

(2) 「かわさき健幸福寿プロジェクト」の本格実施について（平成28年（第1期）～）

①事業スケジュール（第3期の例（平成30年7月～令和元年6月））

かわさき健幸福寿 プロジェクト	2018年			2019年		
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月
事業期間						→
参加受付	→					
結果調査（アンケート）				4期参加 説明会		表形式
結果集計・評価					→	
事例発表会 説明会等	★	★	★	★	★	★

②利用者の参加状況

●第1期・利用者の参加状況 214名

●利用者の属性と内訳について

◆性別別

男性：48名（22.4%）
女性：166名（77.6%）
(名)

◆年齢別

最も多いのは
85～89歳の方
→60名

最高齢は
102歳

参加利用者の年齢分布

●第3期・利用者の参加状況 643名（平成30年12月27日現在）

●利用者の属性と内訳について

◆性別別

男性：173名（27.0%）
女性：470名（73.0%）
(名)

◆年齢別

最も多いのは
85～89歳の方
→187名

最高齢は
103歳の方
(参加時点)

参加利用者の年齢分布

●第2期・利用者の参加状況 516名

●利用者の属性と内訳について

◆性別別

男性：128名（24.8%）
女性：388名（75.2%）
(名)

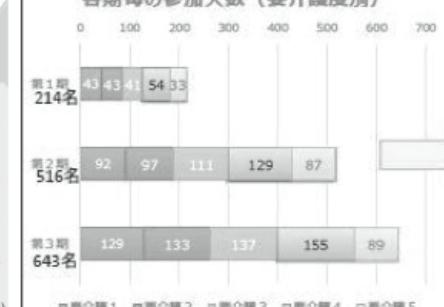
◆年齢別

最も多いのは
80～84歳の方
→128名
(第1期は85～89歳)

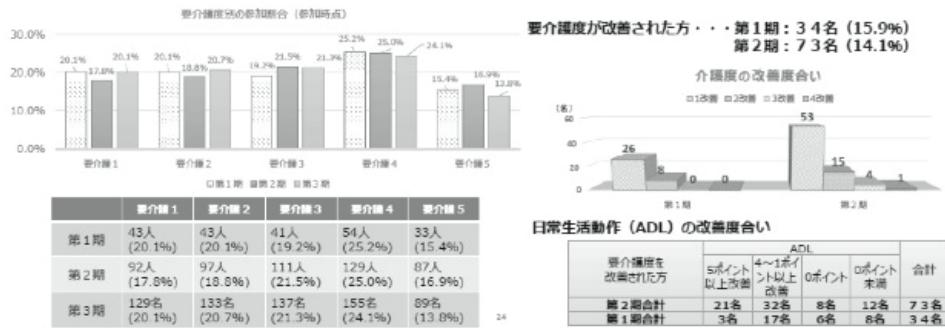
最高齢は
103歳の方
(参加時点)

参加利用者の年齢分布

各期毎の参加人数（要介護度別）



③利用者の参加時点の要介護度とその後における改善状況



④事業所の参加動向

●要介護度を維持された方…第2期248名(48.1%) 第1期105名(49.1%)

要介護度を維持された方	ADL				合計
	5ポイント以上改善	4~1ポイント以上改善	0ポイント	0ポイント未満	
第2期合計	8名	28名	167名	45名	248名
第1期合計	2名	15名	69名	19名	105名

●要介護度に改善・維持が見られなかた方…第2期195名(37.8%) 第1期 75名(35.0%)

要介護度に改善が見られなかた方	ADL				合計
	5ポイント以上改善	4~1ポイント以上改善	0ポイント	0ポイント未満	
第2期合計	3名	18名	87名	87名	195名
第1期合計	2名	5名	40名	28名	75名

要介護度「維持」とは

⇒要介護度認定を受けた市内の全被保険者の要介護度悪化までの平均継続期間を算出し、その期間を上回った場合をいう。

市内平均：約20カ月前後

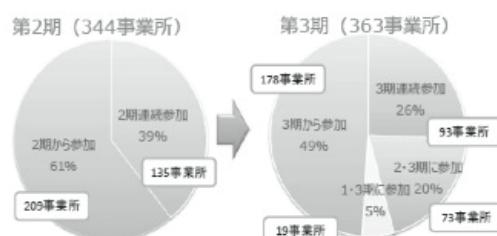
⑤事業所の参加状況

(単位：人)

サービス種別	第3期	第2期	第1期
訪問介護	48	40	25
訪問看護	19	25	12
訪問リハビリテーション	3	2	3
訪問入浴介護	3	0	4
居宅療養管理指導	5	12	5
通所介護	45	40	29
通所リハビリテーション	18	14	11
短期入所生活介護	11	9	11
短期入所療養介護	2	1	2
特定施設入居者生活介護	17	34	10
福祉用具貸与	22	20	15
居宅介護支援	61	55	54
介護老人福祉施設	21	29	18
介護老人保健施設	1	1	0
夜間対応型訪問介護	3	3	1
地域密着型通所介護	30	25	16
認知症対応型通所介護	3	4	9
小規模多機能型居宅介護	14	6	3
認知症対応型共同生活介護	32	16	14
地域密着型老人福祉施設入所生活介護	0	2	3
看護小規模多機能型居宅介護	3	2	1
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2	4	0
総計	363	344	246

⑥事業所の参加動向

◆第2期→第3期 連続参加について（事業所）

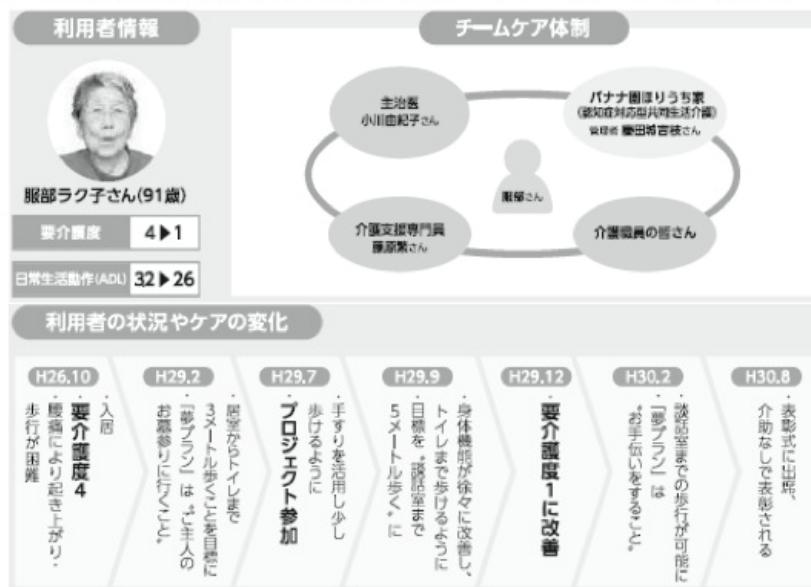


※2期から3期に引き続き参加している事業所数

⇒第2期に参加した344事業所のうち166事業所(49.1%) 約半数の178事業所が、第3期に新規で参加。

4 改善事例の具体例等

(1) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）における事例



(2) 在宅で複数のサービスを活用した事例



5 課題及び今後の方向性

(1) 利用者本人からの参加動機・機会の増加

⇒市民から参加したい！と思わせるプロジェクトにする必要性

(2) ケアマネ事業所及びチームケアへの深い理解と事業所の新規参加の促進

⇒利用しているサービス全てがプロジェクトの参加対象であることの周知広報の徹底

(3) 繙続的な参加に向けたアプローチ

⇒良い取り組みをずっと続けていくための対応策

(4) 参加事業所の差別化・明確化

⇒プロジェクトに参加していることをもっとメリットとして捉えてもらうための工夫

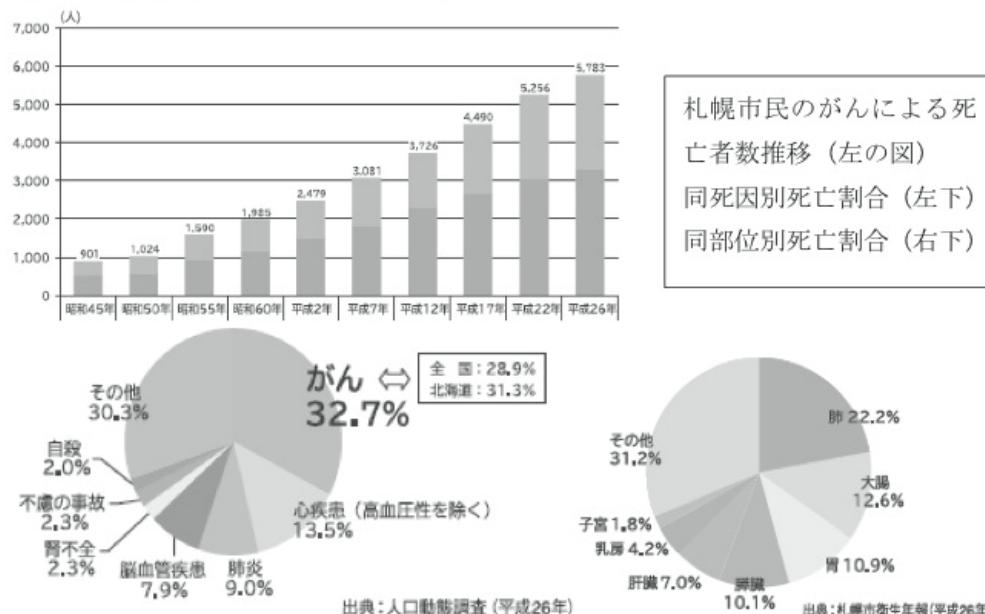
【札幌市】

がん対策推進プラン関連事業について

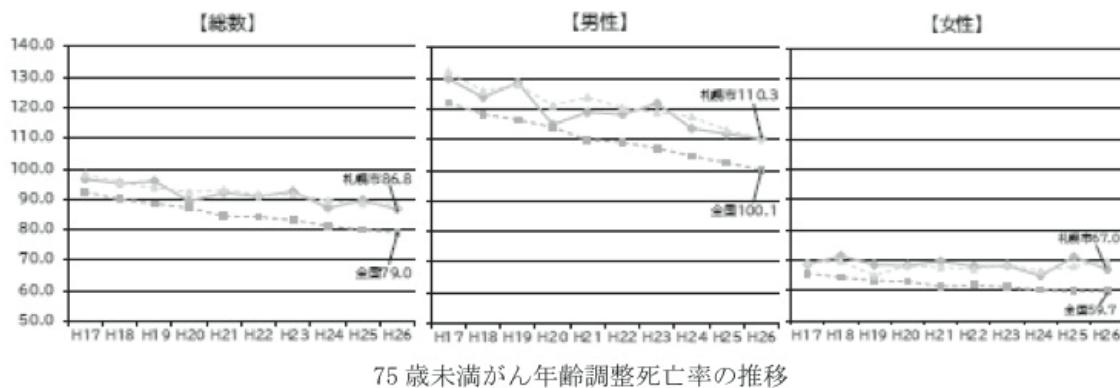
1 取り組みに至る経緯、背景

(1) 札幌市におけるがんの実態

札幌市において、昭和51年から現在に至るまで、がんが市民の死因の第1位となっており、がんによる死亡者数は年々増加を続けている。平成26年のがんによる死亡者数は5,783人で、全死亡者数17,668人の32.7%を占めている。また、部位別死亡割合では、肺がんが22.2%と最も多く、次いで大腸、胃がんとなっている。



今後の急速な少子高齢化の進展に伴い、がんの罹患者数及び死亡者数の増加と、支援を必要とするがん患者を支える生産年齢人口の減少が予測されているが、国のがん対策推進基本計画において、がん対策の指標として掲げられている「75歳未満がん年齢調整死亡率」を見ても、北海道の75歳未満がん年齢調整死亡率は、平成24年から26年時点の3年にわたり、全都道府県のうち青森県に次いで2番目に高く、札幌市における数値は86.8と、全国値79.0と比較して約1割も高い状況となっている。



(2) がん対策として必要なこと

- ①死亡率や部位別の患者数を踏まえた、がんの予防と早期発見・早期治療対策
- ②がん患者及びその家族等への切れ目のない支援

2 がん対策推進プランの概要

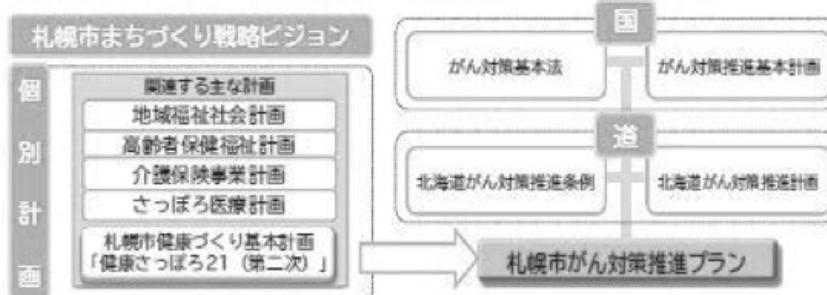
(1) 計画の概要

①策定の趣旨

市のがん対策については、これまでがん検診受診率向上に向けた普及啓発とがん検診を受けやすい環境整備を支援してきた。しかし、今後想定されるがん罹患者数及び死亡者数の増加に対応するためには、がん患者等への支援を含めた総合的ながん対策が必要であることから、がんによる死亡者の減少、がん患者等の苦痛の軽減を目的とした総合的ながん対策を推進するため、本プランを策定するもの

②計画の位置づけ

本プランは、市のまちづくりの基本指針「市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画である「健康さっぽろ21（第二次）」の実施計画として位置づけている



③計画期間 平成29年度から35年度までの7年間

(2) 計画の体系

①基本方針

- ア がん患者を含めた市民の視点に立ったがん対策
- イ 重点施策を定めた総合的ながん対策

②全体目標

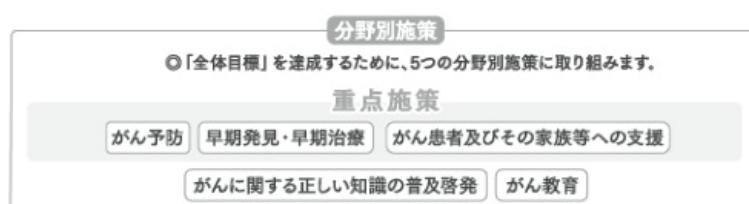
- ア がんによる死亡者の減少

平成35年の75歳未満年齢調整死亡率を、23年と比較して24.1%減らす

	平成23年 (基準値)	平成26年	平成29年目標値 「健康さっぽろ21（第二次）」	平成35年 目標値
75歳未満がん年齢調整死亡率	92.6	86.8	81.2	70.3
基準値からの減少率		▲6.3%	▲12.3%	▲24.1%

- イ すべてのがん患者とその家族等の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上
がん患者のみならず、その家族等も含めた緩和ケアの実施に向け、相談支援体制の充実や、在宅医療を含めたがん医療体制等の更なる充実に取り組む
- ウ がんになっても安心して暮らせる社会の構築
がん患者とその家族等を社会全体で支える取組を実施する

③具体的な施策



(3) 分野別施策

①重点施策：がん予防

(1) 感染に起因するがんへの対策

これまで札幌市及び北海道が実施してきた検査・治療・予防等の取組に加えて、胃がんの発生要因の8割と言られているヘルコバクター・ピロリ除菌を積極的に推進します。

がんの種類(感染)	種 別	取 組	取 組 内 容
胃がん (ヘルコバクター・ピロリ)	新 規	胃がんリスク検査の導入とヘルコバクター・ピロリ除菌の推進	札幌市実施の健(続)診対象者に胃がんリスク検査を実施し、保険適用によるピロリ除菌を推進
肝細胞がん (肝炎ウイルス)	継 続	B型肝炎ワクチン・肝炎ウイルス検査 肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業	検査・治療・感染予防に向けた支援
子宮頸がん(HPV)	継 続	HPVワクチン定期接種	定期接種(積極勧奨は控えている)
白血病・リンパ腫(HTLV-1)	継 続	HTLV-1抗体検査	妊娠健診の検査項目

(2) たばこ対策

喫煙・受動喫煙は、肺がんをはじめとするがんにかかるリスクを高めます。

また、札幌市は政令指定都市中、最も喫煙率が高いまちであることからも対策が必要です。

種 別	取 組	取 組 内 容
新 規	子育て世帯の禁煙外来受診促進	禁煙外来の普及啓発のため、特に子育て世帯を対象として禁煙外来の受診を促進
	医師による問診時の禁煙アドバイス	がん検診問診時に医師による禁煙アドバイスを実施
	がん教育推進支援	教員向け研修・がん経験者と連携したがん教育の推進支援
	事業所等に向けた全面禁煙の推奨	がん予防の観点から事業所等に向け全面禁煙を推奨
レベル UP	母子保健事業における啓発の実施	既存の喫煙の害の普及啓発に禁煙外来受診推奨を追加
継 続	受動喫煙防止対策を実施する施設の登録	禁煙・完全分煙施設登録

(3) 生活習慣の改善

「節酒」「食生活」「運動」「適正体重」に気を付けて生活を送る人はがんになるリスクが低くなるとされています。これらの改善に結びつく施策を行います。

種 別	取 組	取 組 内 容
レベル UP	健康教育	習慣的な多量の飲酒とがん予防について専門職が健康教育を実施
	食生活改善推進員の活動	食のボランティアである食生活改善推進員が減塩等について普及啓発
継 続	食生活指針の啓発事業	「札幌市食生活指針」の普及啓発

②重点施策：早期発見・早期治療

(1) 早期発見の推進

がん検診受診の実態把握を行い、それを踏まえて企業等と連携したがん検診の必要性やがんに関する正しい知識の普及啓発、がん検診を受診しやすい環境整備の支援等を行います。

種 別	取 組	取 組 内 容
新 規	がん検診受診実態調査	正確な札幌市民のがん検診受診者数を調査・集計
	職域定期健診・がん検診同時実施促進	がん検診を未実施の事業所に対して、定期健診にがん検診を付加するよう働きかける
レベル UP	札幌市がん対策普及啓発キャンペーン実行委員会	関係機関と連携し実行委員会方式で普及啓発を実施
継 続	無料クーポン券事業	要件を満たす市民にがん検診無料クーポン券を送付

(2) 効果的ながん検診の実施

札幌市が実施するがん検診だけではなく、職域におけるがん検診も含めて、その実態把握、精密検査受診率の向上に向けた普及啓発等を行います。

種 別	取 組	取 組 内 容
新 規	要精密検査受診率向上対策	精査未受診者の正確な把握、受診勧奨等の実施
	職域がん検診の効果的な実施の推奨	事業所に対して国の策定するガイドラインに基づくがん検診の実施及び精度管理の実施を推奨
レベル UP	適切な精度管理の実施	精度管理のため検診実施機関にセミナー・講習会等を開催
継 続	札幌市がん検診	国のがん検診指針に基づく胃・大腸・肺・子宮・乳がん検診を実施

③重点施策：がん患者及びその家族等への支援

(1) 相談支援体制の充実 市内8カ所のがん診療連携拠点病院に設置されているがん相談支援センター等の普及啓発や、がん患者団体等と連携したがん相談支援体制の整備に取り組みます。

種 別	取 組	取 組 内 容
新 規	ガイドブックの作成と活用	ガイドブックを作成し、各区、関係機関等に配架し周知
	がん患者団体等との連携による 相談支援体制整備	市内のがん患者団体等と連携して、 ピア・サポーター等を養成・活用し相談支援体制を整備

(2) 働く世代のがん患者への支援 働く世代のがん患者にとって必要な、がん治療と就労を両立できる職場の増加、治療後のがん患者の再就労に向けた支援を行っていきます。

種 別	取 組	取 組 内 容
新 規	事業所等との連携による総合的ながん対策の推進	がん検診の実施、がんの治療と職業生活が両立できる体制の整備やがん患者を積極的に雇用する企業等を認定する制度を導入

(3) 多様なニーズに対応したがん医療体制等の推進 がん診療に関する医療機関相互の連携を引き続き推進するとともに、がん患者が住み慣れた場所で療養できる環境整備、小児がん患者の治療にかかる医療費の支援等を継続して実施します。

種 別	取 組	取 組 内 容
継 続	市立札幌病院によるがん医療の実施	がん診療連携拠点病院の一つとして 国の計画に基づくがん医療を実施
	高齢者等の在宅医療ネットワーク推進事業	在宅医療を担う人材の育成や市民等への 普及啓発の実施
	介護サービスの提供	介護保険制度に基づき、介護が必要な被保険者へ 訪問介護・訪問看護等の介護サービスを提供
	医療機関と介護事業所の連携促進	医療機関と介護事業所の連携を促進
	小児慢性特定疾病医療費支給事業	小児がん患者への医療費の支援

④がんに関する正しい知識の普及啓発

取組（再掲）

種 別	取 組	取 組 内 容
レ ベ ル U P	札幌市がん対策普及啓発キャンペーン実行委員会	関係機関と連携し実行委員会方式で普及啓発を実施

⑤がん教育

取組（再掲）

種 別	取 組	取 組 内 容
新 規	がん教育推進支援	教員向け研修・がん経験者と連携したがん教育の推進支援

(4) 計画の推進に向けて

保健医療機関や学識経験者、市民委員等で組織する「札幌市健康づくり推進協議会」において計画を推進（イメージ図参照）



3 主な各種関連事業の内容

(1) 感染に起因するがんへの対策（がん予防関係）

①現状と課題

- ア がんの約2割がウイルスや細菌の感染に起因している
- イ 感染に起因するがんの中で胃がんへの対策が進んでいない

②施策の方向性

- ア がんの要因となる感染の検査、治療、感染予防に向けた支援
- イ 胃がんの要因となるヘリコバクター・ピロリ除菌の推進

③具体的取り組み

ア 胃がんリスク検査の導入

目的等：胃がんがふえる年代を胃がんリスクの周知と予防につなげる

対象者：満40歳の方（平成33年3月末まで満42、44、46、48歳の方も受診可）

受診間隔：生涯に1回

検査内容：ヘリコバクターピロリ菌抗体検査及び血清ペプシノゲン検査により、胃がんリスクの度合いをA～Dで判定

受診者数：574人（31年1月開始のため、3か月間の実績）

イ ヘリコバクターピロリ除菌の推進

目的等：がん検診の実施内容等を示す国の指針が改定されたことによる対応

対象者：40歳以上⇒50歳以上に変更

受診間隔：1年に1回→2年に1回（原則偶数歳）に変更

検査内容：胃内視鏡検査が追加され、胃部エックス線検査（バリウム検査）か、胃内視鏡検査のどちらかを選択可

⇒胃内視鏡件で胃炎が見つかった場合、保険診療によるピロリ菌抗体検査の受診を推奨し、陽性の際、保険診療によるピロリ菌除菌が可能

(2) たばこ対策（がん予防関係）

①現状と課題

- ア 政令指定都市中最も喫煙率が高い
- イ 受動喫煙は肺がんのリスクを約1.3倍に高める

②施策の方向性

- ア 保険診療による禁煙外来受診促進
- イ 未成年者を含めた喫煙及び受動喫煙の害に関する正しい知識の普及啓発
- ウ 受動喫煙のない家庭や職場の実現に向けた働きかけ

③具体的取り組み

ア 子育て世帯の禁煙外来受診促進事業

目的等：子育て世帯の喫煙者の保険適用による禁煙外来治療の体験談等を活用し、禁煙外来治療の普及啓発を進める

対象者：15歳以下のこども、または妊婦と同居している方

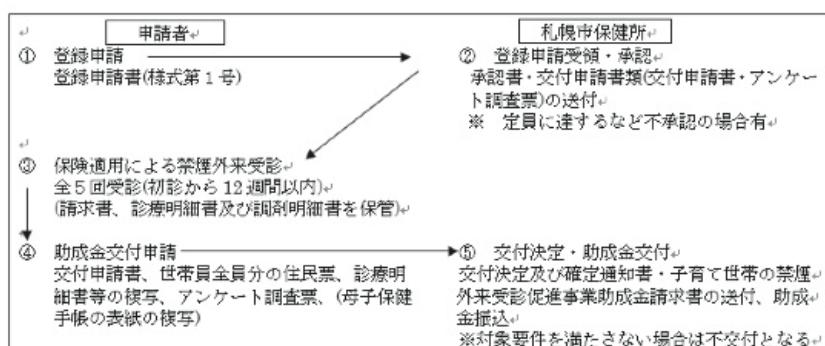
禁煙外来治療を12週以内に5回受診し、自己負担額を支払った方

事後アンケート調査、広報活動への協力に同意する方

禁煙外来治療について、他の補助制度の対象になっていない方

妊娠中及び授乳中ではない方

手続き等：



対象経費：健康保険適用による禁煙外来治療費自己負担額の合計

初診料及び再診料、ニコチン依存症管理料、処方料及び処方箋料、調剤基本料、調剤料及び薬剤服用歴管理指導料、薬剤料（医師による処方のあった禁煙補助薬に限る）

助成金額：助成対象経費のうち、1万円を上限として助成

必要書類：交付申請書、アンケート調査票（申請登録が承認された際に承認書とともに交付する）、世帯員全員分の住民票、医療機関等の領収書、診療明細書及び調剤明細書の複写

定 員：先着75名まで

申請期限：令和元年10月31日

助成実績 29年度：30人、30年度：35人

(3) 働く世代のがん患者への支援（がん患者及びその家族等への支援関係）

①現状と課題

- ア がん治療と職業生活を両立できる体制を整備している事業所が少ない
- イ がん患者が再就労できる環境が求められる

②施策の方向性

- ア がん治療と職業生活を両立できる体制を整備する事業所の増加に向けた支援
- イ がん患者の再就労に向けた支援

③具体的取り組み

- ア がん対策認定企業制度

目的 等：がん対策に取り組む事業所を市が認定し、がん治療と就労が両立できる環境を整備する

事業内容：治療と就労の両立支援、たばこ対策、がん検診を受診しやすい環境の整備、の対策を行っている事業所を市が認定し、取り組みの度合いにより市HPにおける紹介や、契約優遇などの特典を付与する

認定事業所数：18社（令和元年7月24日現在）

- イ 働く世代のがん患者への支援事業

目的 等：就労を希望するがん経験者の支援

対象者等：就労を希望するがん経験者（相談支援センターの就労可の判断必要）

支援内容：市の臨時職員として応募いただき、採用された場合は、勤務実態を証明する書類を市が発行し、その後の民間企業への就職活動に役立てる

産業観光企業委員会行政調査報告から

【名古屋市】

名古屋市産業振興ビジョン2020について

名古屋市は、高度な技術・技能を持った人材や多彩な産業資源を背景に、世界有数のものづくりの中枢圏域として成長を続けてきたが、経済のグローバル化がもたらす都市間競争が激化する中で、今後も地域産業を持続的に発展させていくために、従来の産業や地域の枠を超えて多種多様な主体が交流・連携し、それぞれが得意とする技術や資本等の経営資源を結びつける仕組みである「ビジネス・エコシステム」の創出に向けて、施策の方向性等を示した「名古屋市産業振興ビジョン2020」（平成28～令和2年度）を平成28年3月に策定し、「新たな価値が生まれ続けるまち名古屋」の実現に向けて、成長産業の振興等の取り組みを進めている。

1. 名古屋市産業振興ビジョン2020の概要

(1) 趣旨

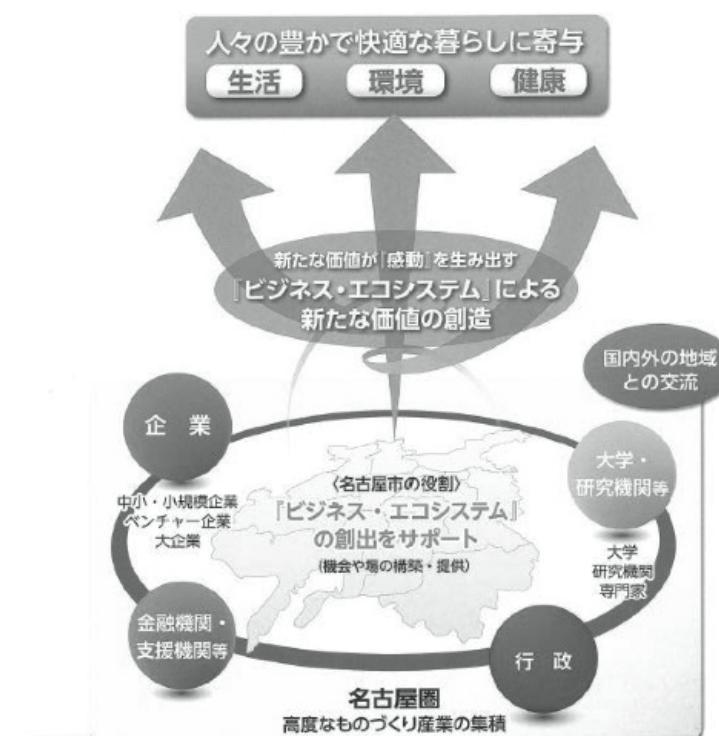
名古屋市産業振興ビジョン2020は、名古屋市のまちづくりの指針である「名古屋市総合計画2018」のもとでの産業振興施策と就労支援施策に関する個別計画として位置付けられたものであり、当地域の産業の持続的な発展を図っていくための基本方針と施策の方向性を示すものである。

(2) 計画期間

概ね10年先の名古屋市の将来を見据え、平成28年度（2016年度）から令和2年（2020年度）までの5年間

(3) 名古屋市が目指す発展の姿

『「ビジネス・エコシステム」により新たな価値が生まれ続けるまち名古屋』



「ビジネス・エコシステム」とは、多種多様な主体が互いの得意とする経営資源を結びつけ、新たな価値を創造し続ける仕組みを生態系（エコシステム）と捉えたものの呼称であり、ビジョンを創出・共有し、その実現に向けて従来の産業や地域の枠を超えた交流・連携を図るほか、互いの自律的な活動、競争・補完関係により持続的な経済成長を実現し、そこで創造された価値を受けた社会が、さらに新たな価値を追求し新市場を創出するというシステムのこと。名古屋市は、機会や場の構築・提供等を通じて、「ビジネス・エコシステム」の創出をサポートすることを役割としている。

(4) 施策の方向性

ビジョンの実現に向けた3つのプロジェクトと8つの施策がある。

	ビジョン名	施策内容
1	「だれもが新たな価値を生み出せるまち名古屋」の実現 ～新たな価値を創造する重点産業の振興・産業交流の促進～	成長産業の振興
		価値づくりの促進
		交流の場づくり
2	「だれもがビジネスに挑戦できるまち名古屋」の実現 ～地域に魅力と活力を生み出す中小企業の支援～	地域産業の担い手支援
		挑戦する意欲の増進
		新たな価値を生み出す創業・起業支援
3	「だれもがいきいきと働き輝けるまち名古屋」の実現 ～地域の持続的な発展につながる就労支援・産業人材の育成～	地域の活性化につながる就労支援等
		次世代を担う産業人材の育成・確保

2. 各プロジェクトの取組

プロジェクト1：「だれもが新たな価値を生み出せるまち名古屋」の実現 ～新たな価値を創造する重点産業の振興・産業交流の促進～

今後国際的に成長が見込まれる成長産業の振興や企業によるイノベーションの創出、付加価値の向上に資する産業の振興、産業立地の促進やM I C E の推進などにより、多様な産業交流の場づくりを進めていくもの。

【主な事業】

(1) 施策1・成長産業の振興

- ・航空宇宙産業設備投資促進助成
- ・国際戦略総合特区の推進
- ・医療介護機器・ロボット開発普及促進事業【特に説明のあった事業】
- ・サイエンスパークBゾーンの整備【特に説明のあった事業】
- ・環境・エネルギー分野に関する産学行政の連携による研究開発

(2) 施策2・価値づくりの促進

- ・ロボット等導入支援人材育成事業
- ・ロボット・A I ・I o T活用普及促進事業
- ・ロボカップ2017名古屋世界大会の開催

- ・サイエンスパーク事業の推進
 - ・デザイン活用支援事業【特に説明のあった事業】
 - ・デザインイノベーション促進事業
 - ・デザイン・ものづくり交流事業
- (3) 施策3・交流の場づくり
- ・メッセナゴヤの開催
 - ・ＩＣＴ企業交流・投資促進事業
 - ・イノベーション拠点の設置・運営
 - ・産業立地促進助成

プロジェクト2：「だれもがビジネスに挑戦できるまち名古屋」の実現
～地域に魅力と活力を生み出す中小企業の支援～

「名古屋市中小企業振興基本条例」の基本理念を踏まえ、地域社会全体で中小企業の振興を図るため、国・愛知県・中小企業団体、大企業、金融機関、大学等の研究機関その他中小企業を支援する機関との連携を深め、経営基盤の強化をはじめ、新しい取り組みにチャレンジする中小企業を支援するとともに、小規模事業者の事情に配慮したきめ細かな支援を行っていくもの。

【主な事業】

- (1) 施策1・地域産業の担い手支援
- ・経営に関する相談
 - ・中小企業金融対策
 - ・小規模企業経営力強化支援事業
 - ・商店街にぎわい創出支援事業
 - ・商店街マナカ等決済用端末導入支援事業
 - ・地域経済活性化促進事業
- (2) 施策2・挑戦する意欲の増進
- ・中小企業海外販路開拓・拡大サポート事業
 - ・中小企業イノベーション創出支援事業
 - ・新技術の開発研究
 - ・中小企業の技術開発指導
 - ・中小企業新商品・サービス創出等支援事業
- (3) 新たな価値を生み出す創業・起業支援
- ・都市型産業研究施設開設助成
 - ・スタートアップ企業支援助成

プロジェクト3：「だれもがいきいきと働き輝けるまち名古屋」の実現
～地域の持続的な発展につながる就労支援・産業人材の育成～

少子・高齢化が進み、近い将来、名古屋市でも生産年齢人口の減少が見込まれる中、名古屋圏の成長産業や地域産業が引き続き活力を維持していくためには、人材の確保・育成が重要な課題となることから、新たな就労・雇用機会を創出し、雇用のマッチングを図るとともに、多様な人材が地域に密着した企業等でいきいきと働くことができるよう、中小企業の階層別・世代別人材育成や就労環境整備への取り組みを推進するもの。

【主な事業】

- (1) 施策1・地域の活性化につながる就労支援等
 - ・なごやジョブマッチング事業
 - ・働き方改革の推進
- (2) 施策2・挑戦する意欲の増進
 - ・少年少女発明クラブの運営
 - ・ものづくり人材技術・技能スキルアップ支援事業
 - ・伝統的地域産業の振興
 - ・中小企業人材確保支援事業
 - ・東京圏からの人材確保の推進
 - ・中小企業魅力発信・人材確保支援事業

3. 特に説明のあった事業

(1) 医療介護機器・ロボット開発普及促進事業

医療介護に関する機器・ロボットの開発及び普及を促進するため、产学研行政、病院、介護施設等の連携による研究会を開催し、試作品の開発推進や展示会でのPR等を実施するもの。

平成28年に、「医療介護ものづくり研究会」を設置し、医療介護に関する機器・ロボットをテーマとした研究会を開催している。

『令和元年度予算額』

15,000千円

『平成30年度実績』

・会員数 107社・団体 167名

・講演会等の開催 4回（内訳：全体会1回、医療部会2回、介護部会1回）

上記部会の下にさらに部会があり、実際の商品開発等の検討を行っている。

・病院・介護施設による評価

→6件

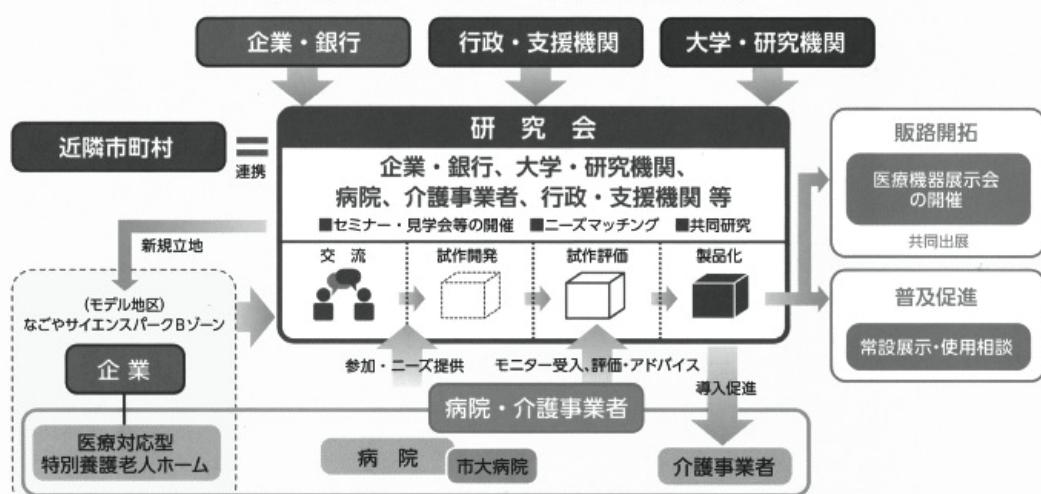
実際に試作品として開発されたものを現場等で評価

・展示会への出展

→3回

実際に商品化されて全国販売しているものもある。

（商品例：逆流しない採尿器、見守り型ロボットなど）

医療介護機器・ロボットの開発普及促進イメージ

(2) サイエンスパークBゾーンの整備

ものづくり産業を支える研究開発拠点を形成し、産学行政等が連携して研究開発を促進することにより地域の持続的な発展をめざすことを目的とする「なごやサイエンスパーク事業」の拠点のひとつとして、今後成長が見込まれる医療・福祉・健康産業の振興等を図るゾーンを整備するもの。団地全体で4.6ヘクタール。

○医療・福祉・健康産業分野研究開発型企業団地立地区画

- 今後成長が見込まれる医療・福祉・健康産業分野の研究開発型企業を誘致し、産業分野の活性化を図る。

現在、整備された6区画のうち、3区画に企業が入っており、残り3区画も売約済み。

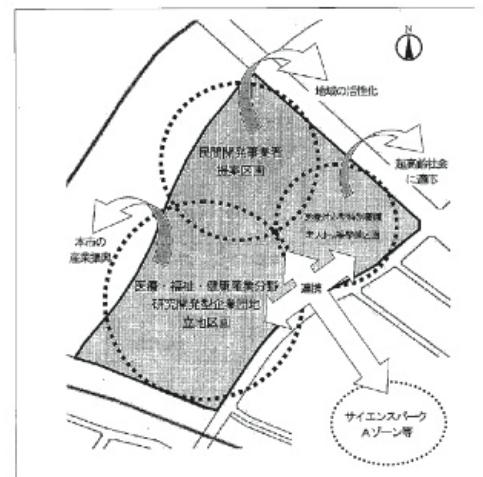
○医療対応型特別養護老人ホーム等整備区画

- 超高齢社会に適応するため、医療対応型特別養護老人ホーム、介護職員の実習の場、24時間対応型の訪問介護・看護の事業所等を誘致する。

現在、整備された1区画に企業が入っている。

○民間開発事業者提案区画

- 事業提案募集により、民間のノウハウを活かした地域の活性化に寄与する活用を図るもの。現在、整備された1区画が、未定となっている。



↑ サイエンスパークBゾーンのイメージ

(3) デザイン活用支援事業

中小企業の商品開発能力の強化を図るため、名古屋市内の事業所を対象に、新商品開発のためのデザイン、既存商品の高付加価値化のためのデザイン、環境やユニバーサルデザインを取り入れた商品開発、新商品の販売促進のためのデザインのニーズに対して、最適なデザインの専門家を1人選びデザインアドバイザーとして企業へ派遣。アイデアの発想から試作品（モデル）の完成まで、デザインの視点からきめ細かく実施指導している。

《指導内容》

- 商品開発（新商品のデザイン、既存商品の高付加価値化）
- ユニバーサルデザインやエコデザインなどを取り入れた商品開発
- 販売促進（パッケージのデザイン、広報のデザインなど）

《主な事例》

○手のひらにフィットする杖（ステッキ）のグリップ開発

手のひらにフィットさせ、力を分散。手首の負担を軽減。

男性にも受け入れられやすいスタンダードなスタイル。

意匠権取得。

グッドデザイン賞を受賞。



○グリーフケアギフトのパッケージ・デザイン開発

メッセージタグ付き線香とろうそくの贈答セット。

遺族の心のケアを意味する「グリーフケア」が可能な喪のギフトで、メッセージタグは贈り手の気持ちを表す10種からセレクト。

従来のモノトーンな印象を脱却し、カラフルな色使いで、送り主の遺族に対する幅広い気持ちを表現できるシンパシーギフト。

日本政策投資銀行やゆうちょ銀行等に取り上げられ全国区の知名度になっている。



＜利用者の声＞

- ・「製品付加価値としてのデザインの重要性に気づくことができた。」
- ・「製造工程をふまえたデザインアドバイスを受け、次の製品開発につながるヒントを得ることができた。」
- ・「モノの色かたちだけではなく、販売方法や販促のストーリー化にもアドバイスを受けることができた。」
- ・「アドバイザーと一緒にになって問題解決を図るなかで、今後の企業経営におけるビジョンを見つけることができた。」

4. これまでの成果と課題等

これまでの成果について、名古屋市産業振興ビジョンでは、同ビジョンに基づく各種施策の成果を測るために、①立地又は創業した事業所の件数と②新規雇用者数という2つの指標を定め、それぞれ目標値を設定して適切な進捗管理を行ってきた。

目標値は計画期間である平成28年度から30年度の5年間の累計となっており、立地又は創業した事業所については、目標値1,100件に対し、30年度末現在で617件、新規雇用者数については、目標値44,000人に対し、30年度末現在で28,354人となっている。

また、計画期間中ではあるが、必要な事業を新たに取り組んだり、効果的でない事業を廃止するなどスクラップアンドビルドを行いながら施策を推進している。

課題について、名古屋市では計画期間中における目標の達成を挙げている。

新規雇用者数については、目標に対し64.4%の進捗状況であり概ね順調といえるが、立地又は創業した事業所数は目標に対し56.1%となっており、目標達成に向けてより一層の取り組みが必要な状況であり、令和元年度は本社機能等の誘致の推進や都市型産業研究施設開設助成に力を入れている。

名古屋市では、現在市政を総合的かつ計画的に運営することを目的に「名古屋市総合計画2023(案)」の策定を進めており、同計画の中で、産業振興及び就労支援施策の柱が位置付けられていることから、その内容等を踏まえた個別計画のあり方を検討する必要がある。

名古屋市の特徴として、若い女性の東京進出が非常に多くなっており、主な理由はやりたい仕事がないことが挙げられる。女性の流出は危惧されており、女性への支援、女性が働きたい仕事があるまちづくり、企業の誘致は特に力を入れる必要がある。

また、名古屋市はトヨタの影響を受けやすく、リーマンショック時の影響はバブル崩壊時以上のダメージがあったことから、トヨタに頼りすぎないまちづくりが必要である。

名古屋市産業振興ビジョンの目標及び実績

指標	目標値	実績（平成30年度末）
立地または創業した事業所	1,100件	617件
新規雇用者数	44,000人	28,354人

【神戸市】

市バス事業の経営改善の取り組みについて

1 これまでの経営改善の取り組み

(1) 「神戸市交通事業の経営改革プラン『レボリューション2004』」(平成16～18年度)

市バス事業の1／2を民間事業者へ管理委託化、市バス運転士の市長部局への配置転換等、抜本的な経営改善に取り組み、自動車事業で28億円の収支改善を達成した。

(2) 「神戸市交通ステップアッププラン」(平成19～22年度)

給与構造の見直し、特殊勤務手当の原則廃止、現行給料表から20%引き下げた交通局独自の給与水準での新規採用等による人件費の抑制など経営の効率化や乗客増対策等に取り組み、自動車事業で43億円の収支改善を達成した。

(3) 「神戸市営交通事業経営計画2015」(平成23～27年度)

自動車事業では、時間外勤務手当の大幅な縮減や全市的な給与カットなど総人件費や一人当たり人件費の抑制に努めるとともに、引き続き市バス営業所の管理委託を実施したほか、市バス路線の再編、車検業務の一部民間委託化等によるコスト縮減、市バス車両の更新期間の延長、保有資産の売却などの取り組みを進めたが、25年度に福祉乗車制度の見直しを実施したことや乗車人員が計画目標に達していないことから、収支改善額累計は26年度末時点で6億円であり、目標額の19億円を大きく下回っていた。なお、同計画期間中にバス路線の一部委譲を行っている。

2 市バス路線移譲の取り組み

(1) 有野台バス路線の移譲の経緯

神戸市北部エリアに位置する有野営業所は、周辺に他の市バス路線が存在せず、多数の市バス路線を有する市街地等におけるダイヤ編成など、他の路線との一体運営による効率化が難しいことなどから、さらなる効率化も困難であり厳しい経営状況であった。平成16年度以降、営業所の管理委託を実施することで一定の改善を図ったものの、依然として多額（年間1億円程度）の赤字運営であり、路線維持が困難となった。このような中で、当該地域にバス路線を有する民間事業者の運行ノウハウと既存の民間バス路線との一体的な運営を行うことなどにより、一層の効率的な路線の運営が期待できると判断し、当該バス路線の維持・拡充を図ることを目的に提案競技を実施。25年5月に、当該地域にバス路線を有している民間事業者に路線を委譲した。

(2) 運行サービス水準の維持等

① サービス維持期間

移譲に当たっては、市交通局と民間事業者間で、「移譲路線の運行に当たり、サービス水準のさらなる向上を図るなどバス利用者の利便性確保のため最大限の努力を行うもの」とし、「少なくとも3年間は、(現行の)路線、運行本数、運行時間帯、基本運賃等と同程度のサービス水準を維持する」とした基本合意書を25年2月に締結した。

② 有野台バス路線活性化協議会

神戸市バスから民間バス事業者に引き継がれたバス路線の維持・存続及び乗客増対策や路線変更等、将来に向けた有野台のバス路線の活性化を図ることを目的として、25年12月に地元を中心とした有野台バス路線活性化協議会が発足した。

同協議会は、自治連合会や婦人会のほか、まちづくり協議会、老人会など地域の代表者と、民間バス事業者、神戸市交通局、北神区役所の代表者により構成されている。また、オブザー

バーとして、神戸市都市局やコンサルタント企業が必要に応じて参加している。

協議会発足後、サービス維持期間終了までに5回、サービス維持期間終了後に3回の会議を開催している。

【移譲に係る流れ】

平成24年12月	神戸市バス路線移譲について地域説明
平成25年1月	事業者公募（2月事業者決定）
平成25年5月	神戸市バスから民間バス事業者に路線移譲 (サービス維持期間：28年4月までの3年間)
平成25年6月	有野台バス路線を活性化するための打ち合わせ開催
平成25年12月	有野台バス路線活性化協議会設立
平成28年3月	バス路線の改正（利用実態に合わせた改正）

【移譲した路線】

移譲先	系統（運行区間）	移譲前の状況
阪急バス (7路線)	60（岡場駅～東有野台）	阪急バスと共同運行
	62（有馬中学校前～五社駅～岡場駅～藤原台北町2）	
	63（五社駅～有野台）	
	67（岡場駅～藤原台南町～岡場駅）	
	61（神戸駅南口から鈴蘭台）	管理委託 阪急バスと共同運行
	150（神戸駅前～西鈴蘭台駅前）	管理委託 阪急バスと共同運行
	158（谷上駅～しあわせの村）	阪急バスと共同運行
神姫バス (2路線)	68（岡場駅～北神星和台）	神姫バスと共同運行
	69（岡場駅～フルーツパーク）	神姫バスと共同運行

※下線部は有野営業所以外の担当路線

(3) その他の路線移譲

① 登山バス

登山バスは民間バス2社と共同運行していたが、観光路線であり生活路線としての性格が薄いことから、企画提案により、16年4月に阪急バスに路線移譲を行った。

② 西神地域

西神地域のニュータウン以外の路線については、収支差が大きく、委託だけでは収支改善の効果が図れないこと、また、移譲対象路線の多く（5路線中4路線）で既に民間事業者との共同運行が行われており、スムーズな路線移譲が可能であったことから、管理委託を行っていた西神営業所を受託する事業者が移譲路線の運行を行うことを条件に提案競技を行い、受託した神姫バスに、17年4月に5路線の移譲を行った。

3 「神戸市営交通事業 経営計画2020」の概要及び同計画に基づく取り組み

(1) 経営理念

「市民の足」として、安全で信頼されるサービスを提供し、
ひとの暮らしとまちの発展を支えていきます

(2) 計画期間

平成28～32年度

(3) 財政目標（自動車事業）

①単年度収支の均衡

②累積資金不足額の縮減

（目標額）28～32年度の収支改善額累計 21億円

(4) 経営方針及び経営戦略（自動車事業）

方針1 安全でお客様に信頼される公共交通を目指します

①安全性の強化

○安全管理体制の強化 ○安全に配慮した重点的な投資 ○防災対策等の強化

【主な取り組み】

・ドライブレコーダー等を活用した安全研修や技術研修、職場訓練 など

②利便性の向上

○分かりやすい案内・サインの充実 ○ICカードサービスの充実

【主な取り組み】

・スマートフォン等での乗継検索サービス ・案内の多言語化

・ICOCAによるIC定期券の導入、市バスにおける交通系ICカードの全国相互利用等に向けた取り組み など

③快適性の向上

○快適な利用環境の提供

【主な取り組み】

・バス停の快適性の向上（上屋やベンチの設置） など

④お客様のニーズに応じた取り組み

○お客様のニーズを把握し、経営戦略に活かす ○需要に応じた路線・ダイヤの編成

【主な取り組み】

・高齢者・若者・通勤者など利用主体ごとのきめ細かなニーズ把握

・乗り継ぎやすいダイヤの調整 など

⑤質の高いサービスの提供

○職員研修の充実と職員の資質向上 ○お客様の意見を取り入れた業務改善

【主な取り組み】

・マナー研修や資質向上研修の充実 ・グッドドライバー賞など表彰制度

・市民モニター制度の導入 など

方針2 公共交通として神戸のまちづくりや地域社会に貢献します

⑥総合交通体系における取り組み

○地域のくらしを支える交通環境の形成と「地方創生」への貢献

○都心・観光地における魅力的な交通環境の形成

【主な取り組み】

・子育て世代が住みやすいまちづくりへの貢献

・都心の回遊性向上に向けた検討 など

⑦人にやさしい公共交通

○ユニバーサルデザインの推進 ○お客様へのおもてなし ○健康づくりへの貢献

【主な取り組み】

・お客様にやさしいソフトな運転の心がけ

・公共交通機関の利用による健康増進の啓発 など

⑧環境にやさしい公共交通

○環境にやさしい車両・設備の導入等 ○公共交通機関への利用転換

【主な取り組み】

・エネルギー効率の良い地下鉄車両の導入や照明のLED化などの省エネルギー対策

・エコファミリー制度 など

⑨地域との協働

○地域との協働による活性化

【主な取り組み】

・エコショッピング制度による市バス等の利用促進と沿線地域のにぎわい創出 など

3 「市民の足」であり続けるために、経営基盤を強化します

⑩収益力の向上

○乗客増対策 ○附帯事業等の収入増対策・資産の活用

【主な取り組み】

・乗客者数分析や地域の要望などからのニーズや動向の把握

⑪経営の効率化

○人件費の抑制 ○物件費の縮減と計画的な投資 ○組織力の強化

【主な取り組み】

・勤務の効率化等による時間外勤務手当等の縮減 ・運行効率の向上

・人材の育成 など

⑫公営交通のあるべき姿を目指して

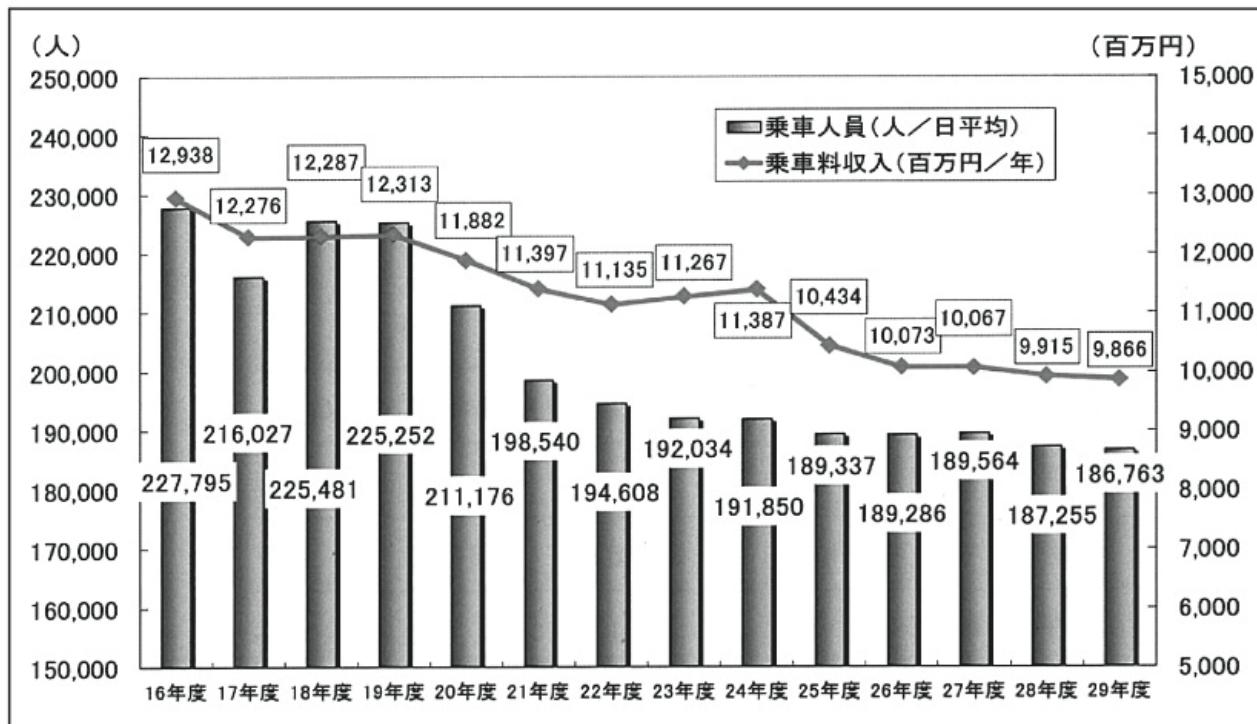
○公営交通のあり方の検討

(5) 指標

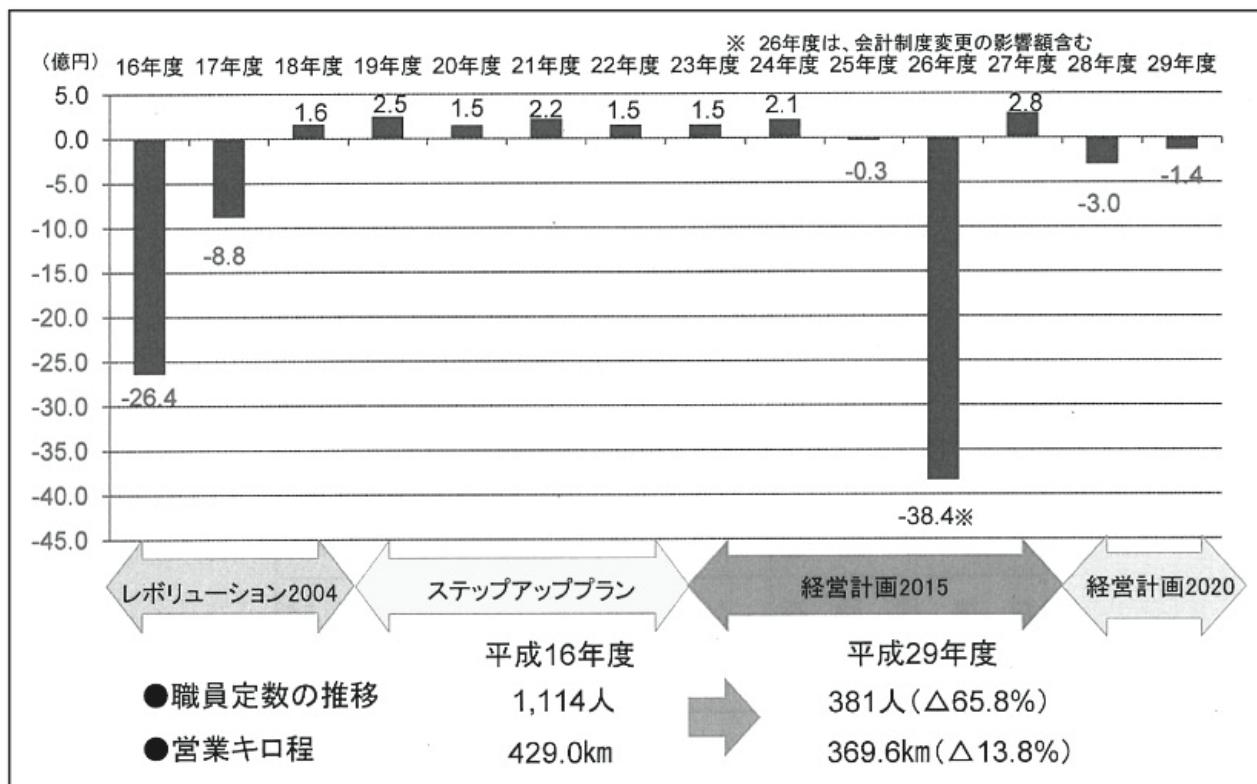
経営戦略	指標	バス事業
①安全性の強化	有責事故件数	平成26年度目標と比較して毎年5%削減
②利便性の向上	I Cカード利用率	32年度までに、乗車人員の70%にする
③快適性の向上 ⑤質の高いサービスの提供 ⑦人にやさしい公共交通	お客様からのお褒め・苦情・要望の件数	32年度までに、 お褒めの件数を、26年度から5%増加 苦情・要望の件数を、26年度から5%減少させる
④お客様のニーズに応じた取り組み ⑩収益力の向上	乗車人員	32年度までに、乗車人員を、改善前見込から1%増加させる
⑥総合交通体系における取り組み	地域密着型バス路線のキロあたり乗車人員	32年度までに、地域密着型バス路線のキロあたり乗車人員を、26年度から5%増加させる
	エコファミリー制度利用件数	32年度までに、エコファミリー制度利用件数を、26年度から2%増加させる
⑧環境にやさしい公共交通	最終エネルギー消費量	神戸市地球温暖化防止実行計画に基づき、32年度までに、最終エネルギー消費量を26年度から4%削減する
⑨地域との協働	エコショッピング制度参加人数	32年度までに、エコショッピング制度参加人数を、26年度から10%増加させる
⑩収益力の向上	附帯事業収入	32年度までに、広告事業や駅ナカビジネスなどの附帯事業収入を、26年度から3%増加させる
⑪経営の効率化	運行経費	32年度までに、運行経費を、改善前見込みから5億円改善させる

4 自動車事業の概要、経営状況

(1) 乗車人員・乗車料収入の推移



(2) 純損益の推移（経営改善効果）



(3) 平成29年度決算の概要

【業務量】

業務種別	平成29年度	平成28年度	増減	(参考) 24年度
運転系統数(本)	84	84	0	90
営業キロ程(km)	369.59	367.72	1.87	392.68
在籍車両数(両)	515	517	△2	539
運転走行キロ(千km)	17,274	17,534	260	18,684
乗車人員(人／日)	186,763	187,255	△492	191,850

※乗車人員は敬老・福祉バスを含む

【収支状況】

(単位：百万円、税抜)

	平成29年度	平成28年度	増減	(参考) 24年度
収入	10,695	10,758	△63	12,874
支出	10,830	11,059	△229	12,667
純損益	△135	△301	166	207
累積損益	390	525	△135	199
企業債残高	2,915	2,771	△56	6,124
累積資金不足額	1,714	1,608	106	△652
資金不足比率(%)	16.8	15.7	1.1	△5.5

(4) 今後の経営見通し

人口減少社会となり乗車人員は今後も減少傾向が続くこと、また、今後多くのバス車両が更新時期を迎える多額の更新費用が見込まれることなどから、厳しい経営状況及び財政状況が続くものと考えられる。このような中、「市民の足」としての市バスを維持していくため、30年度より自動車・高速鉄道両事業の交通局採用職員の給与体系の見直しを実施し、この見直しにより生み出された財源で、自動車事業会計に資金手当てを実施した。今後も「神戸市営交通事業経営計画2020」に基づく経営改善を着実に実行するとともに、さらなる経営改善に取り組むこととしている。

【北九州市】

リノベーションまちづくりの推進について

1 北九州市のリノベーションまちづくりの概要

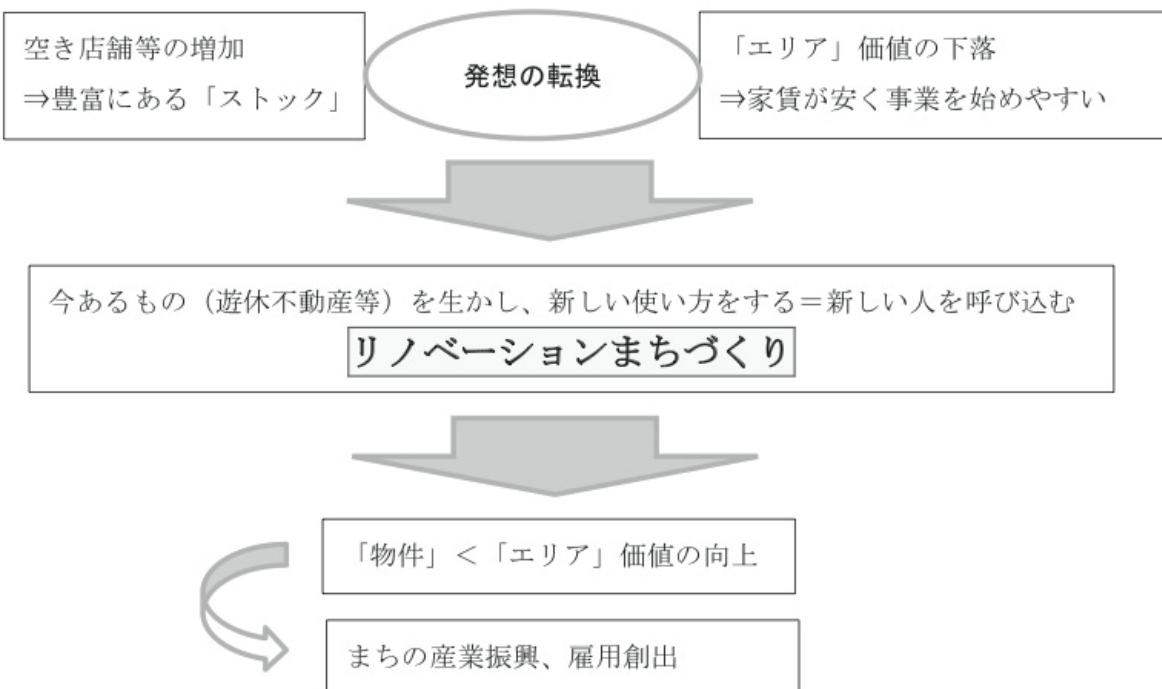
(1) リノベーションに取り組む経緯

北九州市は、昭和38年2月に5市の対等合併により誕生し、同年4月に政令指定都市となって以降発展を続け、人口は右肩上がりであったが、昭和54年をピークに減少に転じ、平成17年に100万人を切るなど、現在まで人口減少に歯どめがかかる状態の中で、中心市街地のオフィス空き室率は悪化し地価も下落するという負の連鎖が起きていた。そのような中、負の要素を発想の転換によりプラスに捉えることで、リノベーションによる新しいまちづくりに取り組むこととなった。

(2) 北九州市のリノベーションまちづくりの特徴

北九州市のリノベーションまちづくりは、「建物を改修すること」にとらわれず、建物だけではなく、その空間を使う「人」やその「使い方」も含めたリノベーションであり、様々な人々を巻き込みながら、エリアに新しいまちのコンテンツを生み出している。

<リノベーションまちづくりのイメージ>



(3) 北九州市のリノベーションまちづくりの手法

現代版の家守の手法を用いて遊休不動産を再生し、都市型産業の集積を行うこととしており、取り組みに当たっては行政と民間が連携し、それぞれの役割を分担して推進している。行政としては、建築物の用途変更、消防法の適用確認などの行政手続の相談窓口を一本化するとともに、広報PRや不動産オーナーへの啓発などに取り組む。一方、民家事業者は、建物のリノベーションを通じて仕事を生み出し、エリアに新しいコンテンツを集める。

※ 家守とは

江戸時代における長屋の大家を「家守」と呼び、借地管理、家賃徴収、店子の生活面の面倒など、地区のマネージャー的な雑事を行っていた。現代版家守は、行政、地域住民等と連携し、建物管理や入居者支援等により、総合的な地域づくりを行う。

(4) 行政としての取り組み

① 構想（方向性）策定の支援

平成22年7月、商店街関係者、学識経験者及び行政関係者など14名で構成する「小倉家守構想検討委員会」を設置。約半年間で4回の会議を開催し、23年3月に「小倉家守構想」を策定。小倉都心地区において、デザインやコンサルタントなどの業種からなる都市型ビジネスの集積を促進するための行動指針となる計画であり、最初に集中的に取り組みを行う「スマートエリア」（歩いて5分程度の距離）を設定した。

【テーマ】 遊休不動産活用 × 質の高い雇用創出 = 産業振興・コミュニティ再生	
H o p	空きビル、遊休不動産を活用し、小、中、大まで多様なプロジェクトを並行して進めていく。
S t e p	すると、まちに変化が少しずつ現れてくる。
J u m p	そして、まち全体の魅力が高まっていく。

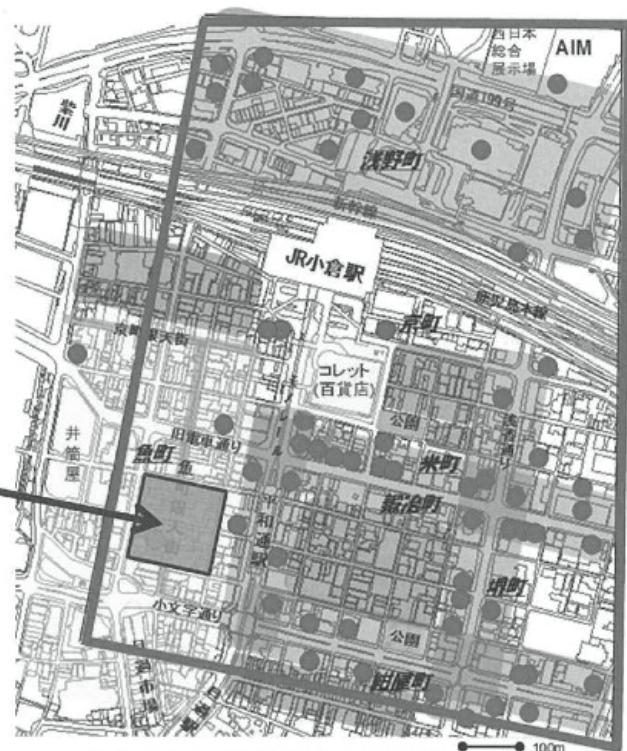
＜小倉家守構想の対象エリア＞

小倉の中心部
面積：約80ha



スマートエリア
(200m×200m)
で集中的に展開

- ビジネス地区
- 商業地区
- 歓楽街



②構想を実現するための人材育成・確保

構想策定前にまちづくりを学ぶための講座（参加費無料、定員20名程度）を市主催で開催し、パブリックマインドを持つなど志の高い不動産オーナーや家守事業者を発掘した。

＜まちづくり編＞



第1回 小倉家守講座
まちのプロデューサーを育てる

2010年10月13日(水)～14日(木)18:00～21:10

＜不動産オーナー編＞



第2回 小倉家守講座

不動産オーナーと一緒にまちを変える

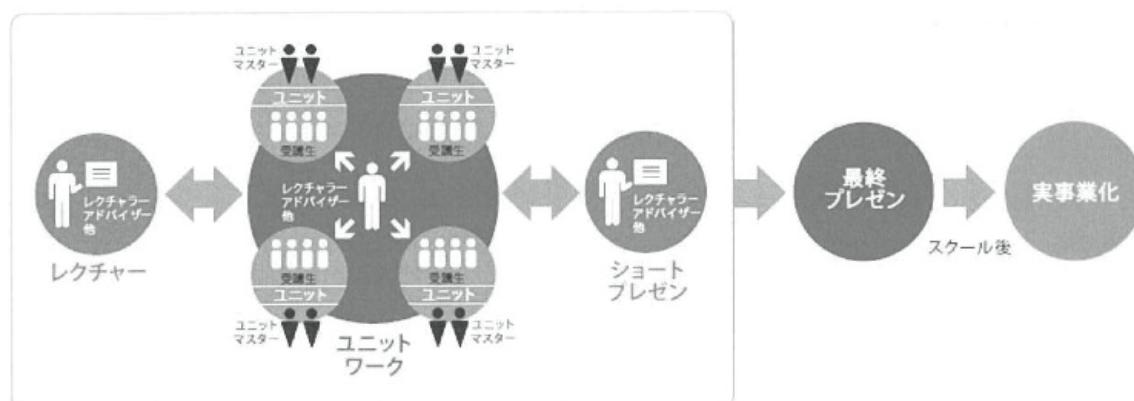
2010年11月25日(木)・26日(金)18:00～21:30

③事業化に向けた仕掛けづくり

ア. リノベーションスクールの開催（23年8月～）

リノベーションスクールでは、実際の空き物件（遊休不動産）を対象に、受講生たちが10人程度のチームを組み、約4日間の期間でリノベーションの事業プランを練り上げ、最終日には、公開の場で、不動産のオーナーにプレゼンテーションでプランを提案。スクール後は、家守事業者が不動産オーナーをサポートし、事業化を目指す。

＜リノベーションスクールの流れ＞



＜リノベーションスクールの実施風景＞



イ. まちづくりエリア再生塾の開催（28年2月～）

まちづくりエリア再生塾では、実際の空き物件（遊休不動産）を対象に、D I Yやまちづくりに興味がある市民が参加し、大工などのプロの指導者のもとD I Yの手法やまちづくりの考え方を学んでいる。地元のまちづくり実践者や講師陣のほか、参加者たち相互の交流を通じてエリアに興味を持ち、まちづくりに参加するきっかけとしてもらうことを目的としている。これまでに若松区・門司区などで実施し、エリアの特色を踏まえた取り組みを進めている。

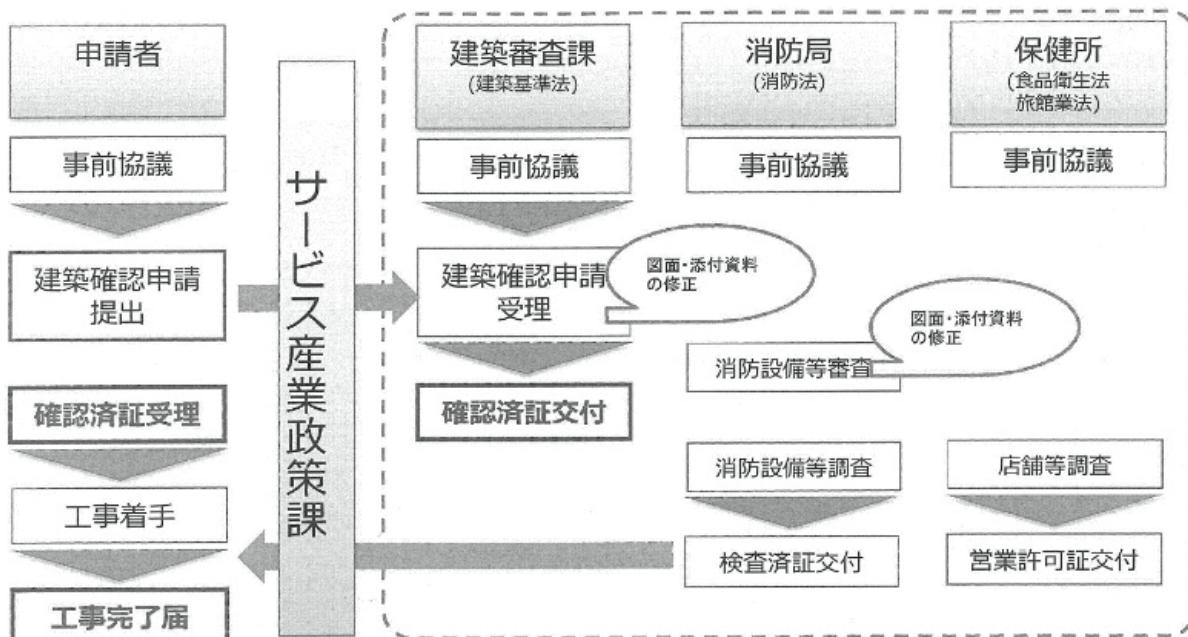
＜まちづくりエリア再生塾の実施風景＞



④行政窓口のワンストップ化

サービス産業政策課が窓口となり、リノベーションを計画する事業者の利便性を図るとともに、ただ関係部署につなぐだけではなく、計画を実現できる方向で検討してもらえるよう事前協議を行っている。

＜行政手続の流れ＞



2 リノベーションまちづくりの成果

- 多くの遊休不動産が再生され、まちなかに新たなビジネスが誕生。

<小倉中心部のリノベーション物件>



<リノベーション物件の事例>

- ①メルカート三番街（小倉北区魚見3-3-12中屋ビル1階）



リノベ前の用途	魚町サンロード商店街に面した商業店舗
リノベ後の用途	入居予定者の希望に基づき小さな区画に分けることで、若手クリエイターが入居しやすい条件を実現したスタートアップ拠点
その他の特徴	小倉家守構想のリーディングプロジェクト

②TANGA TABLE（小倉北区馬借1-5-25ホラヤビル4階）



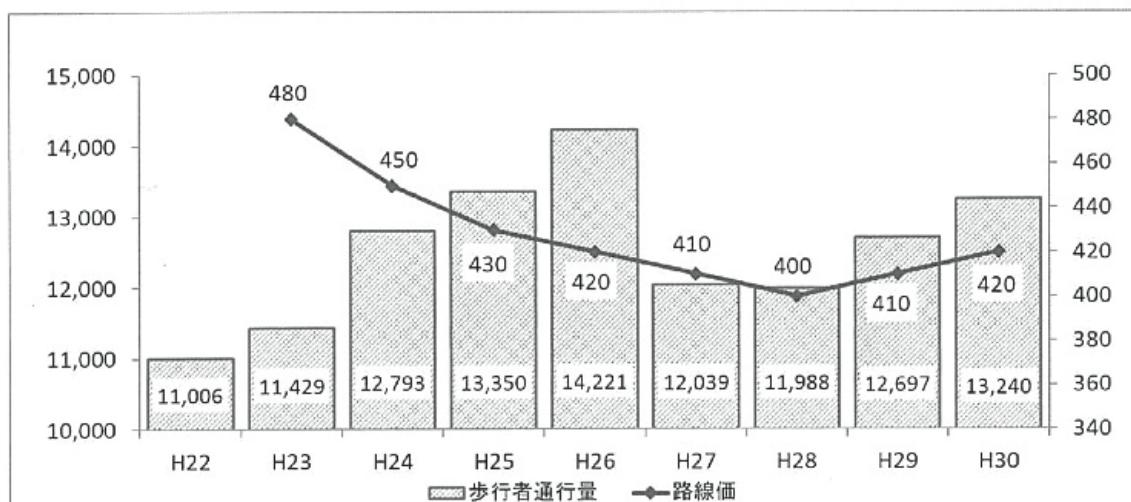
リノベ前の用途	学習塾
リノベ後の用途	キッチン付きホステル&レストラン
その他の特徴	コンビニやサイクルショップ等が入居する6階建てビルの4階部分 第6回スクール事業化物件

・関連物件、まちづくり事業者等において600名超の雇用。

<創業・新規雇用者数（一部抜粋）>

施設・テナント名	開業日	創業・雇用者数
メルカート三番街	平成23年6月	28人
フォルム三番街	平成23年6月	16人
ポポラート三番街	平成24年4月	61人
サンリオ小倉ビル	平成24年9月	45人
M I K A G E 1881	平成24年10月	26人
ピッコロ三番街	平成26年6月	50人

・商店街の歩行者通行量が増加するとともに、路線価が下げ止まり上昇に転じた。



3 リノベーションによるまちづくりの展開

(1) 新たな担い手の出現（市内への広がり）

小倉家守構想の策定から1年後の平成24年4月、初の家守事業者となる「株式会社北九州家守社」が小倉北区に設立される。そして、26年10月に若松区にまちづくり団体が誕生したことを皮切りに他地区での展開が始まり、市内各地にリノベーションによるまちづくりの動きが広がっている。

■不動産オーナーと新規ビジネスオーナーをつないでサポートする「まちの再生」のための中間民間組織



(2) 公共空間活用の検討

道路や公共スペース等の公共空間の活用とリノベーションを組み合わせることで、より魅力的な空間をつくり出しリノベーションの効果を高め、にぎわいを創出することでまちの再生へつなげる取り組みを行っている。

○魚町サンロード商店街の再生

物件のリノベーションだけでなく、物件前の道路を有効活用した事例

- ・リノベーションの取り組み：複数のリノベーション物件（メルカート三番街等）
- ・商店街の取り組み：アーケードの撤去（景観の向上）
- ・市の取り組み：道路の改装（モダンな舗装に変え、一部を緑化）
- ・国家戦略特区：道路占用要件の一部緩和（カフェ等の出店）



＜道路上のオープンカフェ「夜市」＞



建設委員会行政調査報告から

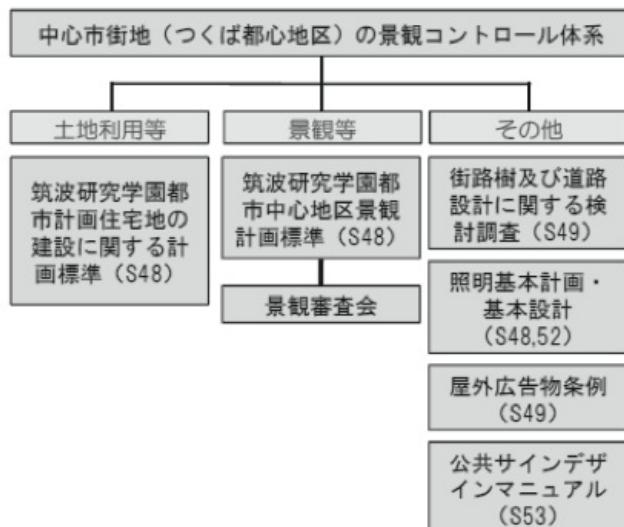
【つくば市】

つくば市無電柱化条例について

1 つくば市無電柱化条例制定の背景

(1) つくば市のまちづくり

つくば市は、国主導による研究学園都市として、都心地区の一部と住宅地区の一部では、新住宅市街地開発事業（全面買収）で整備したことから、各種計画に基づき、まちづくりを行ってきた。その計画に基づくまちなみ誘導については、以下のように細かく制限をしており、その制限の一つとして、当初から電線類の地中化を行い、特に中心市街地は完全地中化を図っていた。



◆まちなみ誘導の例

- ・ペデを整備し歩車分離
- ・建築物は大通りから10mセットバック
- ・大通り沿いには緑地帯
- ・建ぺい率は10～30%程度
- ・容積率は20～100%程度
- ・緑化率は50%程度
- ・日照を確保できる住棟配置
- ・電線類の地中化 など

◆電線類の地中化

- ・主要幹線道路は地中化を行う
 - ・研究・教育施設地区はほぼ地中化を図る
 - ・中心市街地と計画住宅地は地中化を図る
- 特に中心市街地は完全地中化を図る

◆建設時の無電柱化の区域



(2) 条例制定の背景

つくば市では、中心市街地に国家公務員宿舎が整備されており、それに併せて無電柱化を図っていたが、平成17年から国家公務員宿舎の廃止や売却が行われ、国家公務員宿舎跡地における新たな開発では、それまで無電柱化が行われていたエリアにおいても架空線により電線類を整備する箇所が現れてきた。



無電柱化は、良好な景観のみならず都市の防災機能の向上や円滑な交通の確保においても大きな役割を果たしていることから、既に無電柱化している区域の無電柱化を維持するために、つくば市中心市街地再生推進会議の設置、地区計画や高度地区の指定、公務員宿舎等売却時の事業者との調整、都市の再構築に向けた検討やインフラの更新、ペデストリアンデッキ（歩行者専用道路）などの公共空間を活用した都市の魅力づくり等に取り組みながら、国家公務員宿舎跡地のまちづくりの誘導を行ったが、無電柱化を行うことは困難であったため、平成28年9月に日本初となる無電柱化条例を制定した。

2 条例の概要

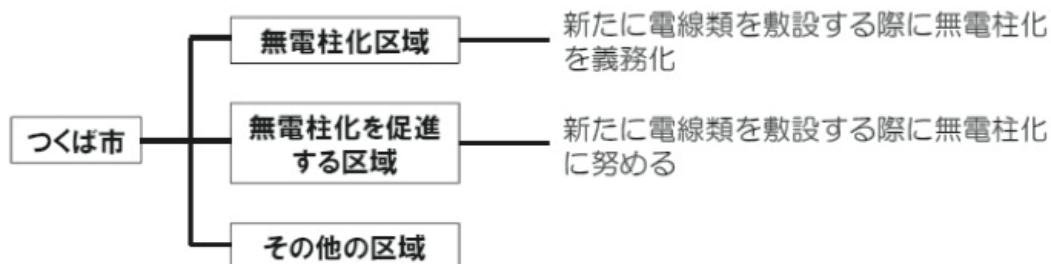
(1) 条例の概要

特定のエリア内での新規開発等を行う際に、電線類を敷設するためには、電線類を地下に埋設することを義務化するものであり、以下の5つの特徴がある。

- ・新たに電線類を敷設する際に適用されるものであり、既存の電柱は対象外である。
- ・公共用地のみではなく、民地に対しても制限を行う。
- ・電線類等を敷設するものすべてが対象である。
- ・地中化設備の構造や管理等は定めていない。
- ・無電柱化の際の弊害についても対応している。

(2) 条例による制限

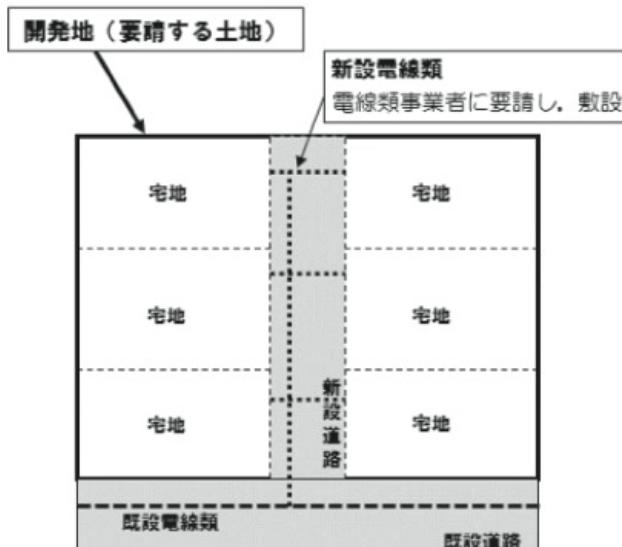
つくば市を「無電柱化区域」、「無電柱化を促進する区域」、「その他区域」の3つのエリアに分けて条例による制限を行っている。



①無電柱化区域における制限

つくば市内の4地域、約380haを指定しており、この地域内においては、大きく2つの制限を設けている。

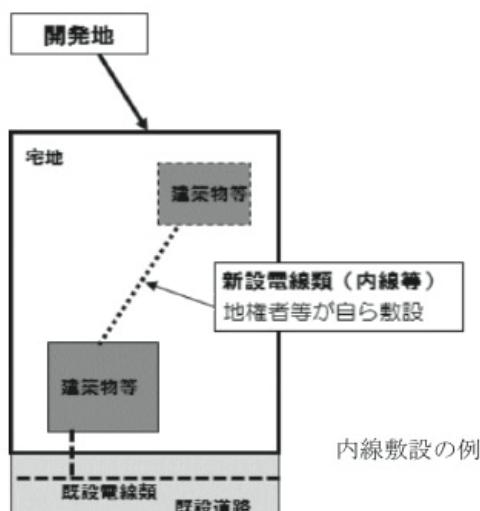
制限1 電線類の敷設を要請する者（開発事業者など）は、電線類地中化のための管路や特殊部、附帯設備などを整備し、電線路については、電線路を地下に埋設するための費用を負担しなければならない。



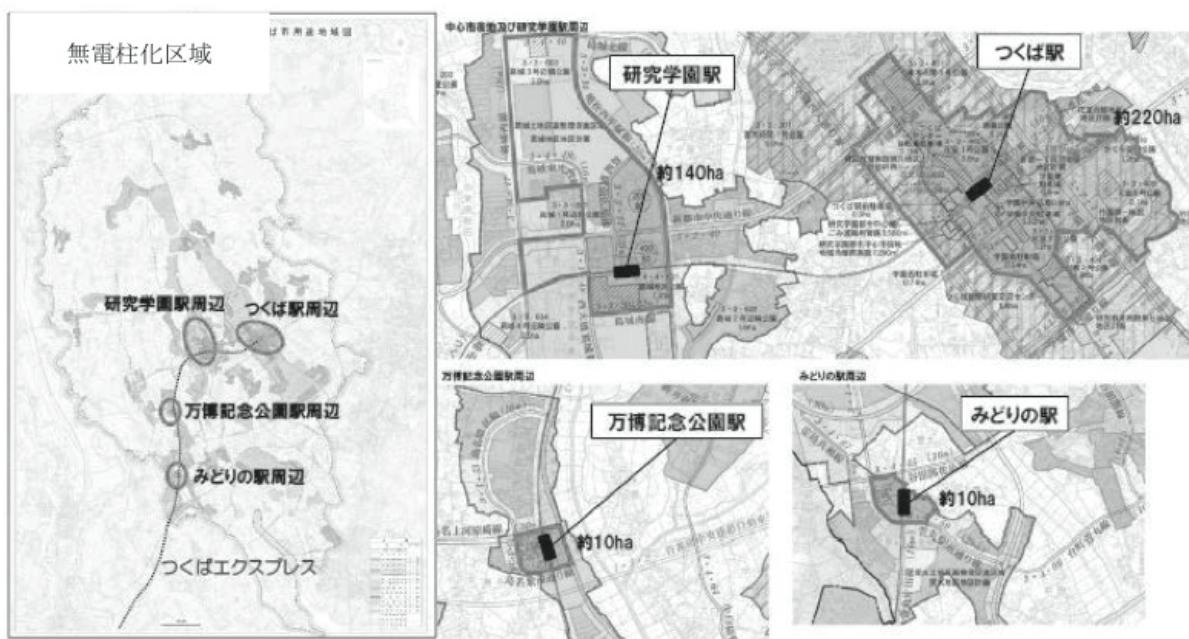
電線類敷設の例

制限2 敷地内で内線（電気事業者または電気通信事業者以外の者が所有する電線類）を敷設する者は、地中化により無電柱化をしなければならない。

※ただし、1, 2とも技術的な困難な場合や工事等により一時的に使用するときなどについては、この限りでない。



内線敷設の例



②無電柱化を促進する区域での制限

「新たに敷設する電線類と既設の電線類との接続箇所が既に地下に埋設されている」、「開発行為の面積が1haを超える場合」という2つの条件を定め、この2つに合致する場合に、努力規定を設けている。

努力規定1 電線類の敷設を要請する者（開発事業者など）は電線類が地下に埋設されるよう努めなければならない。

努力規定2 敷地内で内線（電気事業者または電気通信事業者以外の者が所有する電線類）を敷設しようとする者は、内線を地下に埋設するよう努めなければならない

※ただし、1, 2とも技術的な困難な場合や工事等により一時的に使用するときなどについては、この限りでない。

(3) 無電柱化による弊害への対応

無電柱化した場合には、街灯等の設置を規定（無電柱化区域では義務化、促進する区域では努力規定）しており、また、規則によって照度も規定している。

設置箇所	平均水平面照度 (lx)	鉛直面照度 (lx)	均齊度
歩道（街路灯）	5以上	1以上	0.2以上
道路外（防犯灯）	3以上	0.5以上	

(4) 効果と公表

本条例では、実効性を担保するために、違反又は違反するおそれのある者に対し、効果と公表を規定している。

①効果

無電柱化区域における規定及び街灯の設置の規定に違反、又は違反するおそれがあると認める者に対し、違反を是正するために必要な措置をとることを効果とする。

②公表

勧告を受けた者が、正当な理由無く勧告に従わないときには、氏名及び住所並びに勧告内容を公表する。公表は市のホームページや広報誌などで行う。

(5) 条例制定までの検討事項

①どこまで制限し、どこまで対象することが相応しいのか

- ・開発等で新たに電柱を建てさせないことに早急に対応する
- ・対象は通信をも含む電線類を敷設する行為すべて
- ・行為の制限なので構造の制限は別途検討する

②このような制度が他の法令の違反とならないのか

「地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる」

- ・憲法第29条財産権：公共の福祉の範囲内であるか
- ・都市計画法、建築基準法等：電線類に関して適用除外はあるが特に問題なし
- ・電気事業法等：電気等の供給を妨げないか

③電気事業者などにも決められたルールがあり、それらをどのように考えるか

電気事業者等が所有するルール（約款等）と整合性を取る必要がある

④前例がないため、どこから手をつけるか

関係する法律を調べ、目的、制限事項を明確にしなければならない

⑤無電柱化に対し、補助金を交付する必要があるか

条例が制定されれば、全事業者が同じ条件になり、開発事業者にとっての負担増とならず、補助金の有無は影響しない

⑥抜け道が無いように気をつける

⑦電気事業者などの調整をどうするか

3 条例制定後の課題、今後の展開

(1) 課題

条例施行から約3年が経過しているが、無電柱化区域の中は開発が進んできている。条例によって、無電柱化区域の中では、当然無電柱化することがスタンダードになっており、すべて無電柱化されている一方で、無電柱化が努力義務である無電柱化促進区域では、無電柱化は進んでいない。

(2) 今後の展開

無電柱化区域の電柱がある区域において無電柱化を促進し、現在架空線で整備されている地域についても、無電柱化を検討し、条例で定める無電柱化区域の拡大を検討する必要がある。

【相模原市】

相模原市パークマネジメントプランについて

1 相模原市パークマネジメントプラン策定の背景と目的

近年の都市を取り巻く社会状況は大きく変化しており、都市公園においては、少子高齢化や都市構造の変化に伴う利用形態の変容や多様化、施設の老朽化、管理費の増大等の課題が生じている。

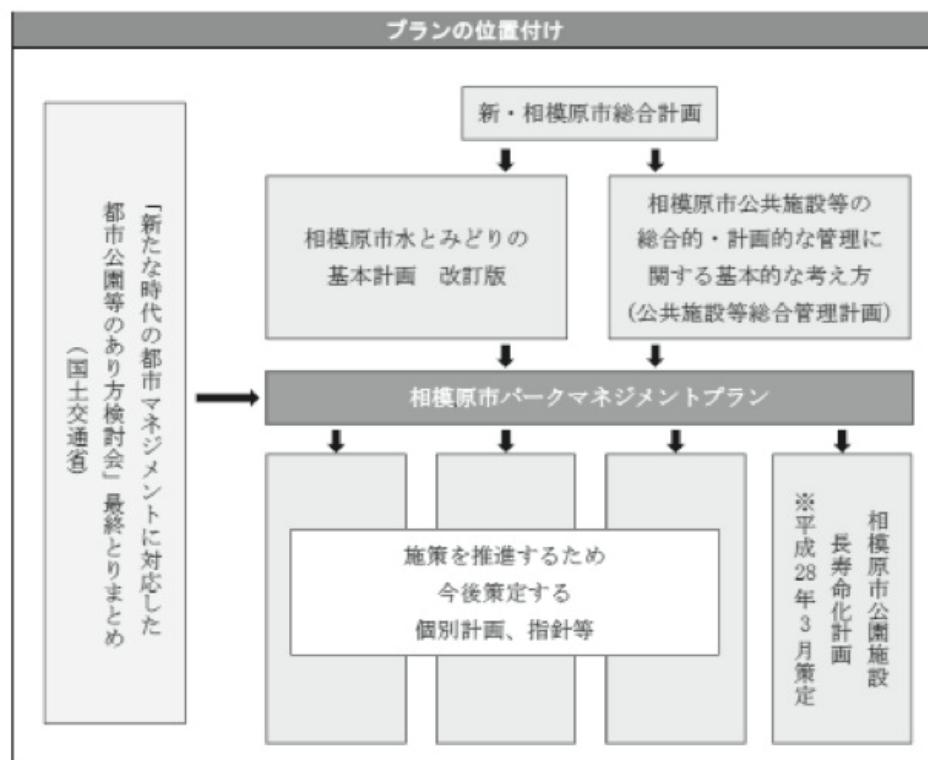
相模原市においては、緑地保全や緑化推進の「量」を確保する目標は定めていたが、公園を都市の資産として有効に活用していくためには、公園の目指すべき方向性や担うべき役割を明らかにした上で、行政だけでなく、市民や地域団体、学校、民間事業者等とともに考え方や目標（目指すべき公園像）を共有し、施設の計画的な管理や、運営のために協力し合い、公園の「質」を高めていくことが必要であるとし、行政や市民、地域団体、学校、民間事業者等が連携し、公園の「質」を高めていくための道しるべとなることを目的に、「相模原市パークマネジメントプラン」を策定した。

2 相模原市パークマネジメントプランの概要

(1) 本プランの位置づけ

本プランは、「新・相模原市総合計画」及び「水とみどりの基本計画改訂版＝生物多様性さがみはら戦略＝」に基づくとともに、相模原市公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本的な考え方を踏まえ、都市公園の更なる機能の発揮のため、都市公園の管理及び運営の方針を定めたものである。

また、国土交通省が平成28年5月に公表した「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめを参考にしている。



(2) 本プランの概念

本プランは、市民の豊かな暮らしを実現するために、公園が担うべき役割や目指すべき公園像を明確にし、施設の適切な管理等に関するハード面の方針（管理方針）と、公園の利活用や適正利用等に関するソフト面の方針（運営方針）を定めるものである。これらに基づいた管理運営を行うことによって、公園の更なる魅力向上や、より効果的、効率的な管理運営、適正利用の推進等により、魅力的な公園づくりの実現を目指すものである。

また、管理方針と運営方針について、個々の方針に基づき管理運営を推進するだけではなく、両方針を融合することで、一層の公園の機能発揮等の実現を目指すものである。

(3) 本プランの対象

本プランは、相模原市が管理する都市公園及び都市公園予定地を対象とするが、都市緑地等は、設置の主な目的が緑地の保全等であるため、対象外としている。

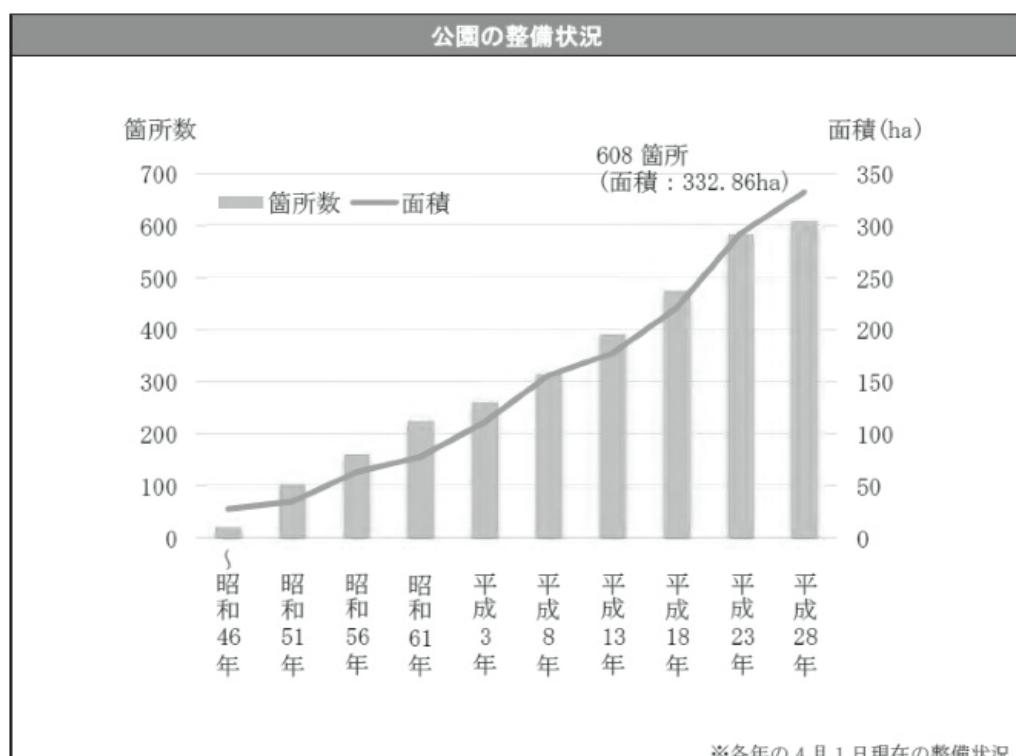
3 相模原市の公園の現状

(1) 都市公園数 618箇所、都市公園の1人当たりの面積 約4.7m²（令和元年8月現在）

(2) 公園の設置状況

都市公園の設置に関する指標である「都市公園の1人当たり面積」については、国が10m²（市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積については5m²）を標準としていることや、他の政令指定都市に比べ低い値である。

また、市で直接施工して公園を整備する手法に加えて、宅地造成の開発行為を行う際には、相模原市開発事業基準条例により、公園の整備を義務づけており、今後は開発的行為による公園の増加が見込まれている。



政令指定都市等の公園整備状況

都市名	箇所数	都市公園等面積(ha)	1人当たり公園面積(m ² /人)
札幌市	2,739	2,477	12.6
仙台市	1,788	1,636	15.2
さいたま市	979	663	5.1
千葉市	1,099	910	9.4
東京特別区	4,274	2,779	3.0
横浜市	2,679	1,835	4.9
川崎市	1,129	575	3.8
相模原市	616	337	4.7
新潟市	1,399	822	10.4
静岡市	507	432	6.3
浜松市	568	657	8.4
名古屋市	1,471	1,613	7.0
京都市	925	644	4.4
大阪市	991	953	3.5
堺市	1,180	704	8.5
神戸市	1,649	2,682	17.5
岡山市	467	1,144	16.5
広島市	1,149	908	7.8
北九州市	1,716	1,176	12.4
福岡市	1,685	1,292	8.4
熊本市	1,010	688	9.4
政令指定都市等計	30,020	24,927	6.8
全国計	109,053	126,231	10.5

※出典：国土交通省都市局公園緑地・景観課

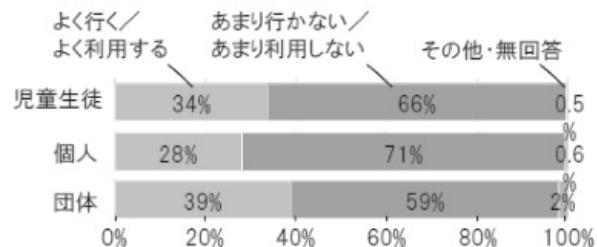
※平成30年3月31日現在

(3) 公園の利用状況

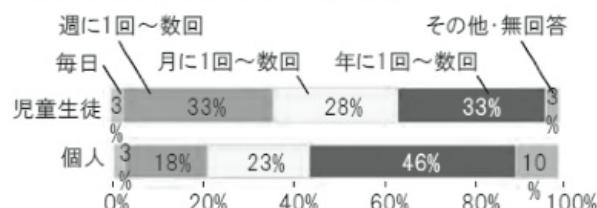
平成27年度及び平成28年度に行つたアンケート調査によると、日常的に公園を利用する方は約3割であるが、日常的に公園を利用する方は「毎日」、「週に1回～数回」と利用しており、公園の利用状況としては、二極化が進んでいるという状況にある。

また、よく利用すると名前が挙げられた公園は約400箇所で、幅広く公園が利用されている。

《設問：公園に行きますか》



《設問：公園にはどのくらい行きますか》



(4) 公園の運営管理に係る課題

①公園施設の適切な管理

設置から30年以上経過した公園が全体の公園数の約40%を占めており、今後も設置後相当年数経過した公園が増加していくことから、施設の老朽化及び樹木等の巨木化や老木化等への対応が必要である。

②利用者のニーズへの対応

「公園が近くにない」、「遊びたい遊具がない」、「公園が小さい」、「休む場所がない」等の公園をあまり利用しない理由を踏まえた、公園利用者のニーズへの対応が必要である。

③多様な主体との連携による公園の管理運営

公園のより効果的、効率的な管理運営、魅力の向上等には、市民や地域団体、民間事業者等の多様な主体と連携した管理運営が不可欠であることから、より一層の連携の促進を図るための仕組みづくりが重要である。

④公園の適正利用の促進

一部の利用者等が原因となり公園を快適に利用できなくなる等の課題が生じており、より一層、公園の適正利用を促進する取組が必要である。

⑤要望等の傾向の把握

公園をより快適な空間とするためには、要望等が生じる前に対応することや、迅速かつ的確な対応を行う必要があり、要望等の理由や状況等の傾向を把握した上で、管理運営の方針等に反映させることが重要である。

4 本プランに基づく主な取り組み

(1) 基本目標

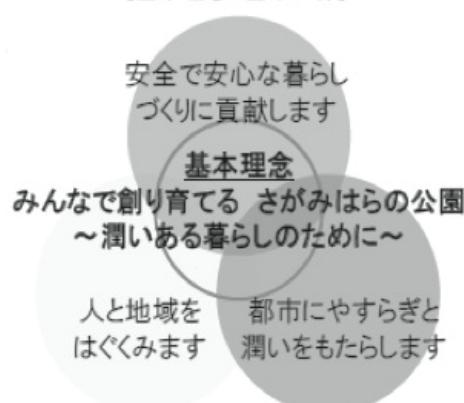
基本理念である「みんなで創り育てるさがみはらの公園～潤いある暮らしのために～」の実現に向け、次のとおり3つの基本目標定めている。

【基本目標1】安全で安心な暮らしづくりに貢献します

【基本目標2】人と地域をはぐくみます

【基本目標3】都市にやすらぎと潤いをもたらします

《基本理念と基本目標》



(2) 基本方針

それぞれの基本目標に基づいた基本方針と基本方針に基づく具体的な取り組みを次のとおり定め、各種施策を行っている。

○基本目標1：安全で安心な暮らしづくりに貢献します

基本方針	施策
①公園を適正に管理します	1－1 公園施設（樹木等を除く。）の安全・安心の確保 相模原市公園施設長寿命化計画に基づく施設の計画的な点検や管理に取り組むとともに、施設の異常発見時の速やかな対応による利用者の安全・安心の確保を推進する。
	1－2 樹木等の適正な管理 計画的な点検や樹種等に応じた管理、適正配置等を推進し、越境や倒木等の課題への対応を図る。平成30年3月に樹木管理の指針となる「相模原市公園樹木等維持管理計画」を策定。
②ルールを守り、快適な空間を創出します	1－3 利用ルールの周知及びマナーの向上 公園の利用ルールの共有を推進するとともに、不法投棄や私的利用等の不適正な利用への対策に取り組む。
	1－4 駐車場の適正利用の推進 利用方法の周知や見回りの強化に引き続き取り組むとともに、有料化による適正利用を推進する。
③誰もが平等に利用できる公園を目指します	1－5 バリアフリー化等の推進 施設のバリアフリー化の推進等、誰もが平等に利用できる公園づくりに今後も取り組む。
④防災・減災に取り組みます	1－6 防災・減災対策の推進 防災・減災に資する公園の設置や、公園の利活用の促進、公園が持つ機能のより一層の發揮及び市民の防災・減災に対する意識の向上や取組への支援により、防災・減災対策を推進する。

○基本方針2：人と地域をはぐくみます

基本方針	施策
①環境を学ぶ場として活用します	<p>2-1 環境教育及び環境学習の推進</p> <p>実際にみどりに触れ合うことで、地球環境問題について学ぶとともに、みどりの大切さや公園の持つ様々な効果を学び実感できる機会を作ることにより、地球環境問題への理解の促進や、人々の意識の向上に取り組む。</p>
②公園から地域を元気にします	<p>2-2 地域による公園の利活用の推進</p> <p>公園で、他の利用者や近隣住民に配慮した上で、地域団体等による多様な行催事の実施や街美化アダプト制度の活用による主体的な管理運営、地元企業等と連携した取組等を行うことにより、地域コミュニティの創出や醸成が促進され、子どもたちがのびのびと遊べる場、健康づくりの場、高齢者の生きがいづくりの場等の多様な機能を発揮するために、既存制度の周知や新たな制度づくりに取り組む。</p>
	<p>2-3 地域による公園の利活用ルールづくり</p> <p>街区公園について、公園の魅力向上や利活用の促進のため、地域が主体的に公園の管理運営に携わることが可能となるよう、市の公園の一般的な利用ルールを基本としながら、それぞれの公園の状況に見合った利活用が可能となるよう地域による公園の利用ルールづくりを促進する。</p>
③民間事業者等の積極的な利活用を推進します	<p>2-4 公園の立地や規模、既存施設の内容等、その公園の特性を活かしつつ、利用形態、利用者ニーズ等を勘案し、民間活力等の導入を推進する。</p>
④様々な分野の事業主体との連携による公園の活用を推進します	<p>2-5 様々な分野の事業主体との連携の強化</p> <p>公園が教育、健康福祉、文化振興、防災・減災等の多様な取組に貢献できるよう、様々な分野の事業主体との連携を強化する。</p>

○基本方針3：都市にやすらぎと潤いをもたらします

基本方針	施策
①都市にみどり豊かな潤いある空間を創造します	3-1 豊かなみどりの確保と潤いある空間の創出。 豊かなみどりの確保と潤いある空間の創出のため、既存樹林の保全や、周辺の土地利用等の土地の特性、水と緑のネットワークの形成等に配慮した公園づくりを推進する。
②公園の適正配置を推進します	3-2 公園の適正配置の推進 街区公園について、公園が不足している地域への優先的な設置を推進するとともに、まちづくり関連事業により設置される公園について、事業者との協議により、利用者の利便性等を考慮した配置を推進する。 公園の多様な利活用等を推進するため、公園の統廃合による比較的大きな公園の確保の検討を行う。
③市民のニーズに応じた、魅力的な公園づくりを推進します	3-3 公園の機能分担の推進 小規模な街区公園については、1箇所で多様な機能を発揮することは困難な場合が多いことから、近接する街区公園ごとに機能を特化させる等、相互に機能の補完をする、地域での公園の機能分担を検討する。
	3-4 ニーズに応じた公園機能の充実 公園施設の設置に当たっては、公園利用者のニーズの把握に努めるとともに、ニーズに合った施設を選定する。 地域に最も身近な街区公園について、公園の規模や果たすべき役割に応じた適切な施設の設置を推進する。

5 今後の展開

(1) 詳細プランの検討

プランに定める市内の全公園を対象とした基本的な方針を踏まえ具体的な公園のマネジメントに向け、必要に応じて公園ごとの個別のマネジメントプランや、地域ごとの再生プラン等の詳細プランを策定する。

(2) プランの見直し

策定から5年を経過した令和3年度に、社会情勢の変化やまちづくりの状況、国の都市公園に対する考え方等を考慮した見直しを行うとともに、公園の種別や地域の特性等を踏まえた公園に個性を持たせることのできるプランへと見直す。

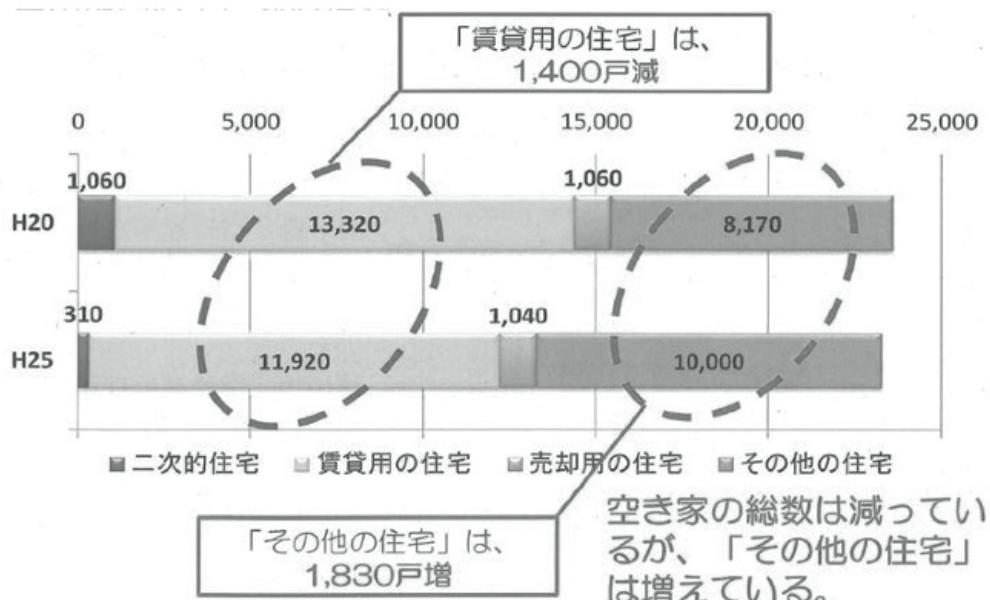
【富山市】

空き家対策について

1. 空き家の現状

(1) 富山市の現状

総務省の「住宅・土地統計調査」によると、富山市の空き家は平成20年から25年の間で23,630戸から23,260戸と減少傾向となっているものの、その内訳において、賃貸や売買、別荘などとして利用されていない「その他の住宅」が増加傾向にある。人口減少が進む中で、世帯数も減少に転じると推測されるとともに、高齢化に伴い、空き家の増加も懸念され空き家に起因する問題が増加する恐れがある。



【富山市内の空き家の種類】

以上のようなことから、総合的かつ計画的な空き家対策を推進するため、空き家の現状把握や所有者の意向確認を基にした「空家等対策計画」を策定することとした。

(2) 富山市空家基礎調査

町内会からの情報提供、上下水道局が所有する水道閉栓情報、消防局が所有する空き家情報などに基づく現地調査で、対象家屋に対し、調査員による目視（外観）などの調査を実施。

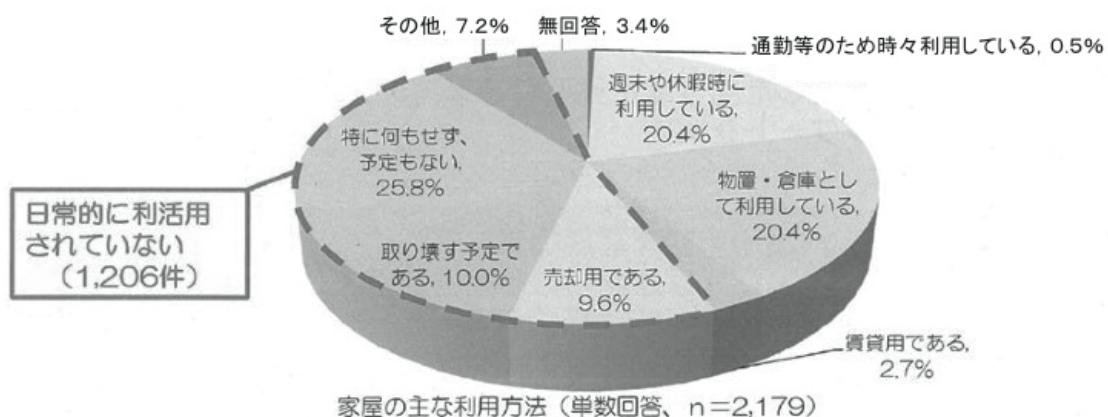
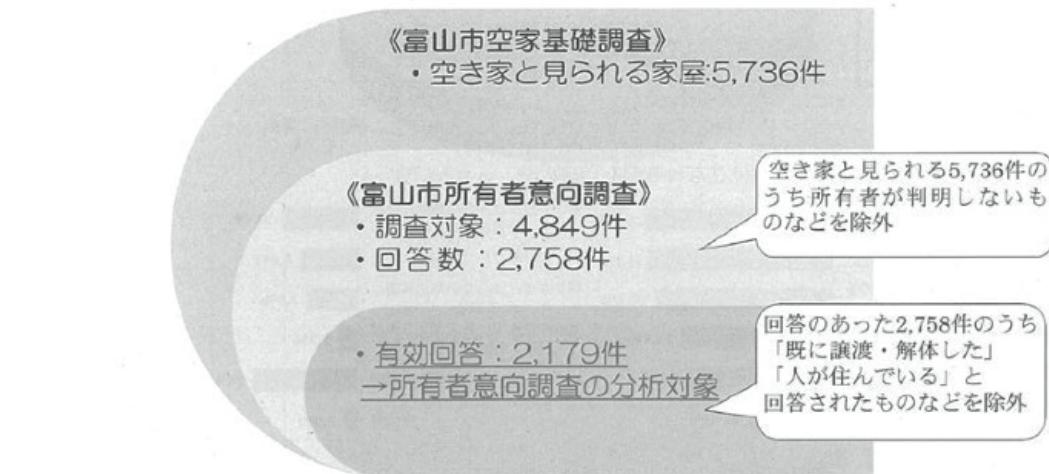
- ・空き家とみられる家屋

⇒調査の結果、空き家とみられる家屋5,736件を把握

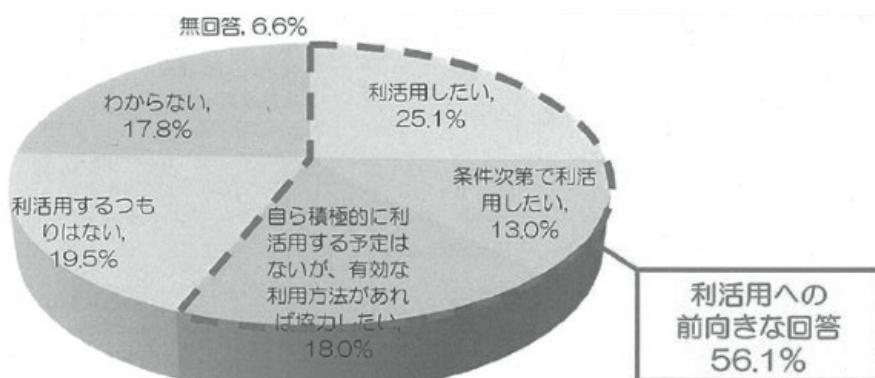
※空き家とみられる家屋は市内全域に見られ、都心地区の周辺部など、古くから住宅地として市街地を形成している地区に特に多い。

(3) 富山市所有者意向調査

空家基礎調査で把握した空き家とみられる家屋の所有者に対し、意向を確認するためのアンケートを実施。



【空き家の利用状況と未利用の理由】



「日常的に利活用されていない空き家」の今後の利活用意向（単数回答 n=1,206）

【利活用の意向と課題】

(4) 課題の整理

○空き家の増加に関する課題

適正に維持管理されない空き家も増加する恐れがあることから、空き家に起因する問題の予防や解決に取り組むことが重要。

○空き家の利活用に関する課題

空き家の利活用に前向きな意向を持っている所有者は多いが、様々な問題を抱えている。

○空き家の維持管理に関する課題

所有者だけでは十分な維持管理を行うことが難しいケースがみられることから、周囲に悪影響を及ぼすおそれのある空き家については、空家特措法上の「特定空家等」と認定し、措置を行う必要がある。

2. 空き家対策の取り組み

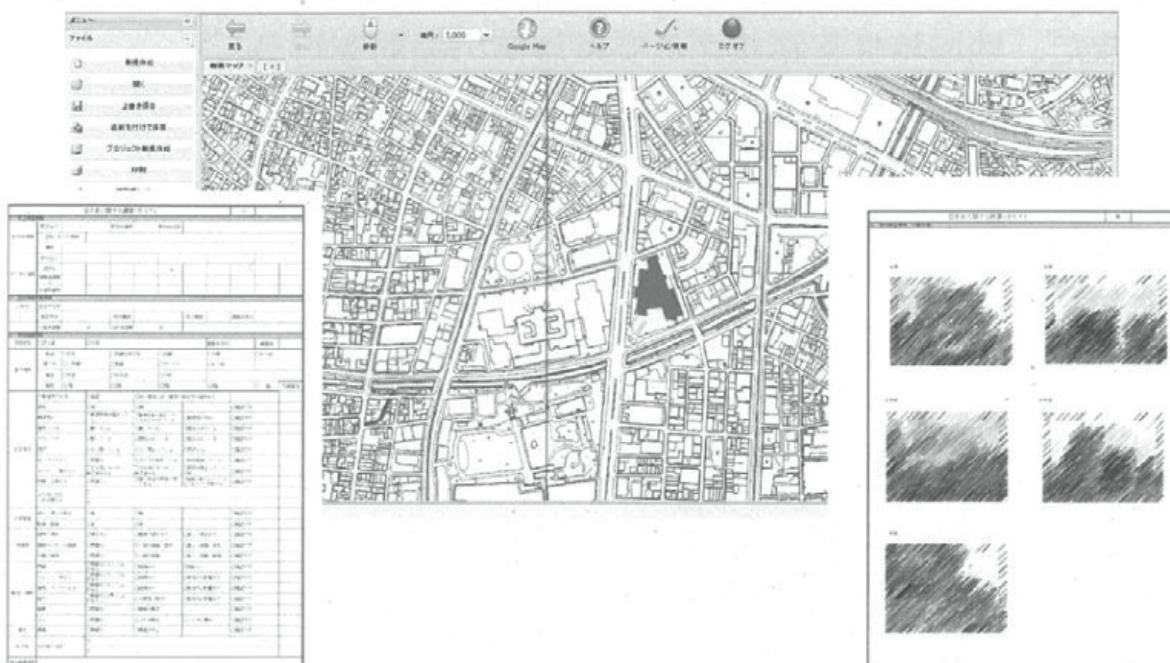
(1) 富山市空家等対策計画

「多様な主体と連携した取り組みによる、安全・安心で魅力ある住環境を実現」を基本目標とし、空き家に関する問題を「地域の抱える問題の一つ」と捉え、事業者や法務関係者、N P O、町内会、行政などが連携を図りながら、空き家に起因する問題の発生や解決、利活用の促進に努めていくことで、安全・安心なまちづくりを目指す。

①空き家に関する実態把握

空き家対策を効果的に実施していくため、市内の空き家に関する実態を把握し、データベースを整備する。また、町内会を通じた情報収集を行い、適宜情報の更新を行う。

- ・空き家情報データベースの整備と有効活用として、G I Sと連動した情報基盤の整備を行う。



②空き家化の予防

所有する家屋が空き家になる前から、家屋の所有者に対して意識の啓発、醸成を図るとともに、家屋の状態改善により、長く住み続けることができるようとする取り組みの支援を行う。

- ・所有者の責務についての意識の醸成としてチラシ・パンフレットなどによる情報提供を実施。⇒家屋の維持管理に関する責務や、放置することで生じる問題及び中古住宅としての流通や利活用に関するチラシ・パンフレットを作成。
- ・所有者などへの啓発としては、啓発パンフレット「空き家のはなし」の配布や出前講座などを実施。



③空き家の適正な維持管理の促進

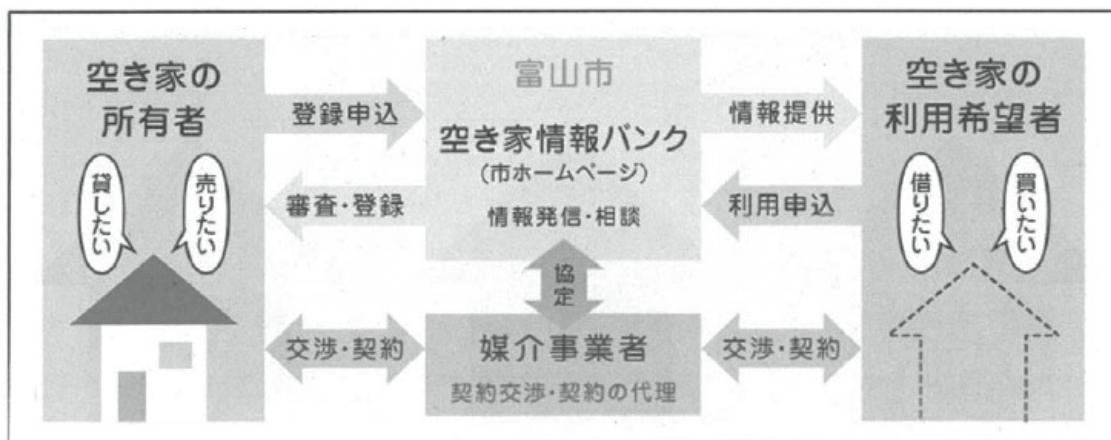
空き家の適正な維持管理が行われるよう、所有者に対して意識の啓発、醸成を図るとともに、空き家に関する情報収集や問題の早期解決のために支援する体制の整備に取り組む。

- ・地域との連携による空き家の維持管理への機運の醸成として、町内会からの情報に基づく対応を行うこととし、町内会などを通じて市内の空き家に関する情報を収集。空き家に関する問題の早期発見・早期対応に努めることにより、地域の空き家の状態悪化の防止を図る。

④空き家の利活用の促進

中古住宅としての流通や、地域の課題解決のための有効活用など、空き家の利活用に向けた取り組みを促進する。また、地域特性を踏まえた支援施策の検討を行う。

- ・空き家バンクの整備・改善を行うこととし、「富山市空き家情報バンク」の内容充実や使いやすさの向上、情報発信の強化による認知度の向上などにより、空き家の中古住宅としての流通促進を図る。



【空き家情報バンクのスキーム】

空き家再生等推進事業

地域活性化や地域課題の解決となる公益的な用途として空き家を活用することを目的とした改修・除却工事に対して助成を実施。

- ・改修工事：工事費の2／3（最大500万円）※工事後10年以上地域で活用
- ・除却工事：工事費の4／5（最大160万円）※工事後5年以上地域で活用

まちなか居住推進事業

中心市街地への居住を推進するため、良質な住宅の建設事業者や、住宅の建築・購入、賃貸で入居する市民に対して助成を実施。

○建築事業者向けの支援

- ・共同住宅の建設費への補助（50万円／戸）
- ・地域優良賃貸住宅の建設費への補助（120万円／個）
- ・業務・商業ビルから共同住宅への改修費補助（50万円／戸）
- ・共同住宅に設置する店舗、医療、福祉施設等の整備費用への補助（2万円／m²）
- ・ディスポーザー排水処理システム整備費用への補助（5万円／戸）
- ・宅地整備への補助（70万円／戸）

○市民向けの支援

- ・戸建て住宅又は共同住宅の購入費等の借入金に対する補助（50万円／戸）
- ・都心地区への転居による家賃補助（1万円／月（3年間））
- ・リフォーム補助（30万円／戸）

○実績（平成17年7月～30年3月）

合計1,074件 2,685戸

公共交通沿線居住推進事業

公共交通沿線居住推進地区への居住を推進するため、良質な住宅の建設事業者や、住宅の建設・購入等を行う市民に対して助成を実施。

○建築事業者向けの支援

- ・共同住宅の建設費への補助（35万円／戸）
- ・地域優良賃貸住宅の建設費への補助（70万円／戸）
- ・宅地整備への補助（50万円／区画）

○市民向けの支援

- ・戸建て住宅・分譲住宅の建設・取得に対する補助（30万円／戸）
高齢者と同居等の場合（+10万円／戸）
区域外からの転入の場合（+10万円／戸）
- ・リフォーム補助（30万円／戸）

○実績（平成19年9月～30年3月）

合計746件 1,824戸

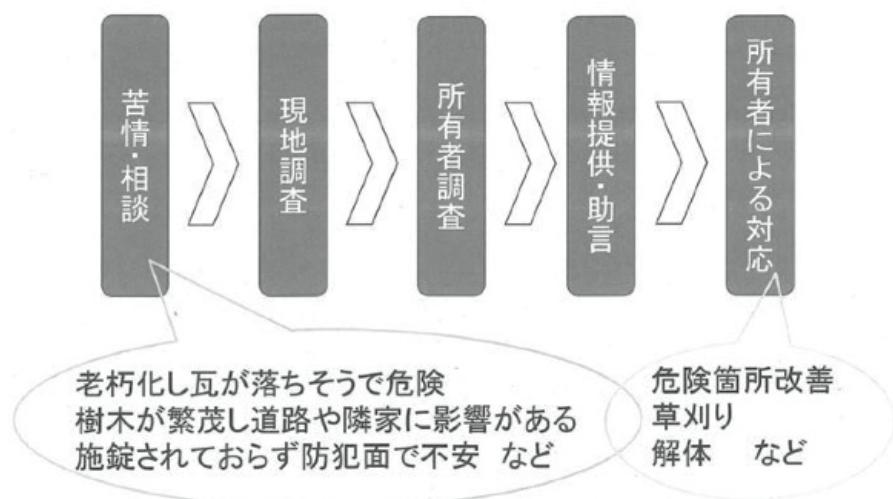
まちなかリフォーム・公共交通沿線リフォーム事業

まちなか区域、公共交通沿線区域における住宅のリフォームについて、工事費の一部の助成を実施（ただし、まちなか区域の人口増加に寄与する場合に限る）

⇒補助額 = (住宅リフォームの対象工事費) × 10% (最大30万円／戸)

⑤問題のある空き家への対応

問題のある空き家は、市民の安心・安全な暮らしを守る観点から、所有者への働きかけや「空家特措法」に基づいた措置など、問題解決のための対応を図る。



【苦情・相談を受けた空き家所有者等への連絡・助言の流れ】

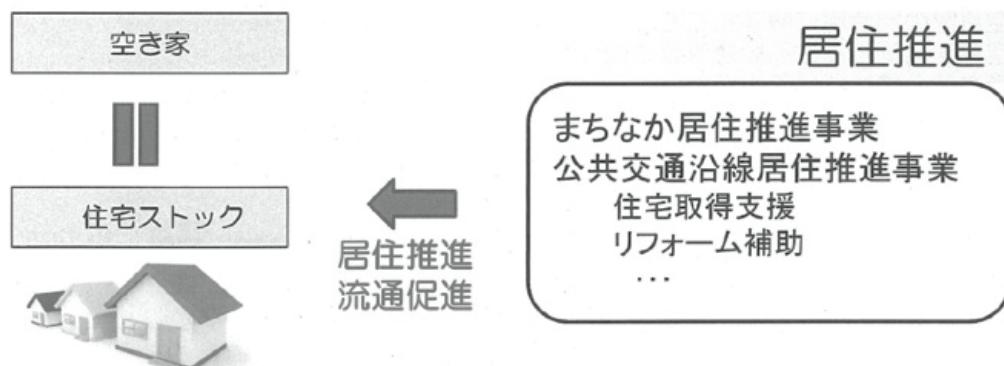
・苦情が寄せられた空き家の所有者に対する連絡・助言として、「富山市空家基礎調査」や「富山市所有者意向調査」などの結果や町内会からの情報などに基づき整備した空き家情報データベースを活用し、適正な維持管理の促進や問題解決を図る。

※確認した所有者の対応状況（平成28～30年度末における362件のうち）

空き家を除却した・・・・23件 空き家の一部を撤去した・・・・2件

屋根などの修繕を行った・・11件 庭木の剪定などの管理を行った・・17件

・問題のある空き家とならないために、空き家を「一戸の建物」として扱うのではなく、地域特性を活かした利活用を促進する。



⑥空き家に関する相談体制の整備

空き家に関する様々な問題の解決を支援するため、庁内組織の連携や、外部専門家などとの連携による相談体制を整備する。

- ・空き家の所有者が抱える悩みは多様であり、相談内容に応じて専門家が対応することが効果的であることや、空き家の所有者には「どこに相談してよいか分からない」との意見も多いことから、外部の専門家など多様な主体が連携した相談体制の整備が重要。⇒「富山市空き家対策官民連絡会議」を設置（平成29年度）

○協議及び活動事項

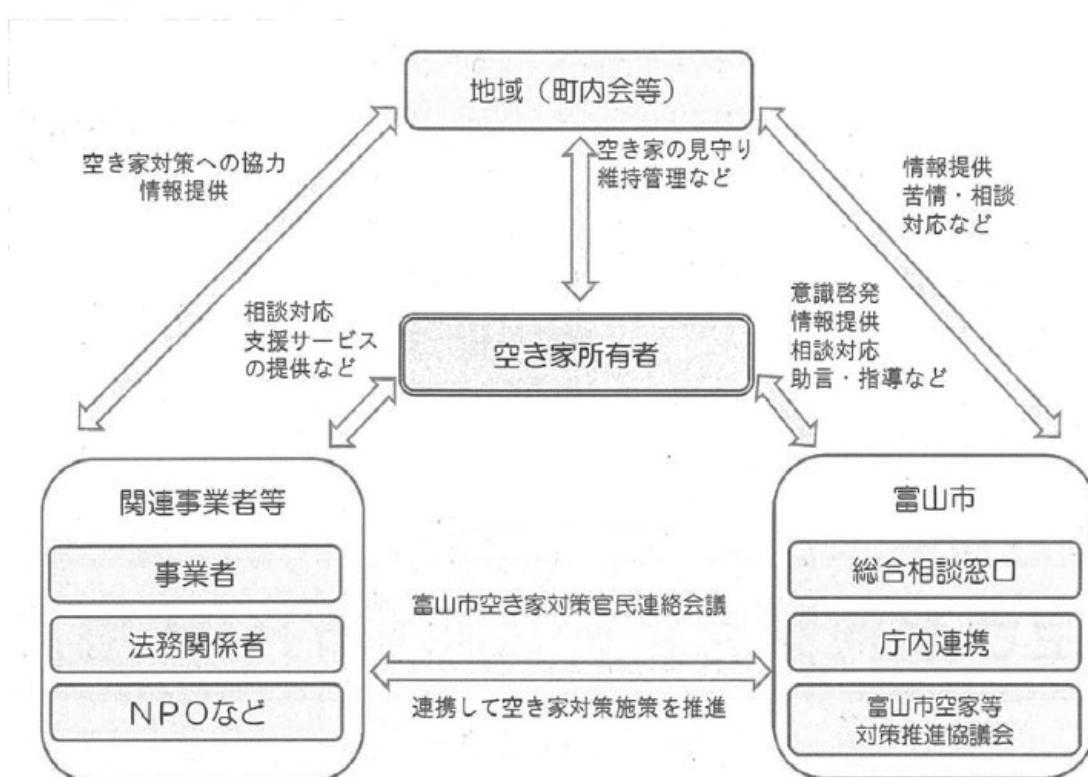
空き家の現状や実態把握のこと

空き家の適正管理（所有者に対する啓発、相談、管理への支援等）

空き家の利活用のこと

空き家対策における協働事業のこと

その他会議において必要と認められること



【空き家に関する相談体制の流れ】

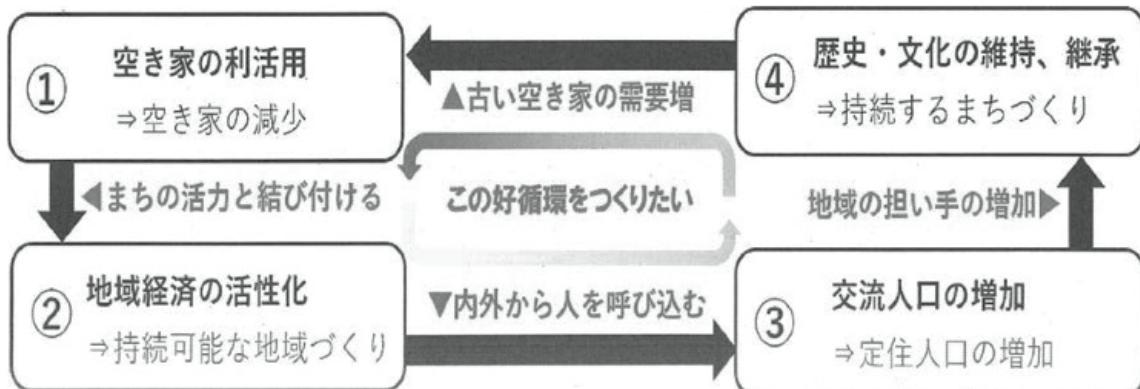
(2) 今後の取り組み

○空き家の利活用モデル事業

空き家を放置すると、まちの生活環境や魅力を損ね、さらに空き家が増加するという問題に繋がることから、古い空き家を歴史・文化を担う「資産」と捉え、そのモデルケースを示す。



⇒八尾地域滞在型体験施設整備（八尾旧町で3棟整備）



環境文教委員会行政調査報告から

【枚方市】

枚方市立火葬場（やすらぎの杜）の指定管理者制度について

1 指定管理者制度導入の背景

新火葬場「枚方市立やすらぎの杜」が平成20年度から開設することに伴い、枚方市では、新火葬場への指定管理者制度の導入についての方針を「枚方市構造改革アクションプラン（平成18年3月）」に定めたが、開設後も運営内容について地元に対する丁寧な説明をする必要があることや運営実態の把握などから、業務開始当初は市が直営で業務委託により管理運営することとした。その後、直営で管理運営を行う中、利用者ニーズへの対応や効率的の人員配置など一定の課題整理を行い、平成22年4月1日より市民サービスの向上とより効率的管理運営を図ることを目的として、指定管理者制度を導入した。



2 「やすらぎの杜」の概要

(1) 枚方市立火葬場について

昭和 25年度	枚方市立火葬場（旧火葬場）併用開始
46年度	火葬炉5炉、産汚物炉1炉に増設
平成 15年度	新火葬場の建設計画策定
20年度	枚方市立やすらぎの杜（現火葬場）の供用開始、旧火葬場廃止 (火葬炉8炉、1日受入枠15枠)
22年度	指定管理者による運用開始（指定期間3年）
25年度	新指定管理者への更新（指定期間5年）
26年度	火葬炉4炉増設し、12炉での供用開始、1日受入枠17枠
30年度	新指定管理者への更新（指定期間5年）、1日受入枠18枠

※平成19年度までは市営葬儀を実施していたが、新火葬場が供用開始された平成20年度からは、市が定める仕様及び料金に従い、市と協定を締結した取扱店（現在12社）が執り行う「規格葬儀」を実施している。

(2) 施設概要

- ・火葬炉12炉+補助炉1炉 1日受入数18枠（元日を除く364日開場）
- ・待合室4室（和室3室「うち1室は洋室風」+洋室1室）
- ・霊安室1室（2枠）
- ・告別室3室、収骨室3室
- ・軽食コーナー、待合ロビー

※当火葬場では、宮型靈柩車の乗り入れを禁止

※枚方市では、市営墓地はなし

(3) 利用料金

	市内料金	市外料金
火葬料金（成人）	20,000円	70,000円
火葬料金（12歳未満）	12,000円	42,000円
死産児・生体の一部	4,000円	14,000円
待合室	2,000円	4,000円
靈安室	1,500円	3,000円

(4) 利用実績（直近5年間） ※枚方市民の約9割が利用、火葬件数増の要因は死亡者の増

年度	火葬件数	うち市外料金件数	待合室	靈安室
26	4,163	791	931	47
27	4,385	926	939	52
28	4,457	915	1,019	68
29	4,730	940	1,102	108
30	5,083	1,205	1,262	103

【火葬施設】

(件)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
大人（12歳以上）	4,067	4,289	4,369	4,640	4,972
小人（12歳未満）	19	17	12	15	12
死産児	73	70	72	64	82
生体の一部	4	9	4	11	17
妊娠4月未満の死胎等	0	0	0	0	0
合 計	4,163	4,385	4,457	4,730	5,083

【待合室（有料）等】

(件)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
待合室（和室3室）	595	598	651	745	863（洋室風含む） (502（洋室風除く）)
待合室（洋室1室）	336	339	368	357	399（洋室のみ） (760（洋室風含む）)
小 計（待合室）	931	937	1,019	1,102	1,262
靈安室	47	52	68	108	103
合 計（全体）	978	989	1,087	1,210	1,365

※高齢者からの要望もあり、30年度から一部和室を洋室風に変更

3 指定管理者の選定

(1) 選定方法

- ・公募型プロポーザル方式（指定管理料の額のほか経営方針、運営・管理計画の提案内容等事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する）

公募年度	指定管理期間	指定管理者	応募事業者数
21年度	22～24年度（3年間）	太陽・エムケイグループ	3社
24年度	25～29年度（5年間）	五輪・日本管財グループ	4社
29年度	30～34年度（5年間）	五輪・日本管財グループ	2社

(2) 現行の指定管理者が選定された理由（指定管理者選定委員会における委員からの意見）

- ・全国で多くの委託実績（約200カ所）があり、火葬業務及び指定管理者としての業務に豊富な実績を有している。※指定管理実績は49斎場
- ・人員計画において、主要業務である火葬担当の職員を全て正職員で構成することとしており、5年間の指定管理期間を通して、業務経験を十分に有する職員が従事することによって、業務の質の安定や設備の細かな変化に応じた故障防止の対応が可能と考える。
- ・火葬炉の修繕が必要となった際に、グループ企業であるメーカーと連携した対応が期待できる。
- ・維持管理に関しては、清掃やメンテナンス作業について、施設の美観の維持や設備の耐用性を高めるための具体的な手法が事業計画に記載されており、施設の長寿命化への取り組みが適切に行われるものと考える。
- ・大規模災害時の対応については、全国各地に豊富な人員を擁するスケールメリットを生かした応援体制が構築されており、各地で発生した大震災の経験から、災害時の火葬業務の復旧について多くの実績があることから、その危機管理体制は高く評価できる。

4 指定管理者の業務内容等

- 火葬の実施に係るサービスの提供（案内、告別、収骨業務等）
- 施設（火葬炉等）の日常的な管理や点検
(運転・監視業務、日常点検、残骨灰・集塵灰処分等)
- 火葬場の使用許可、使用料の収納事務等
- 建物・電気工作物・消防設備の保守管理及び植栽等の管理
- 施設の清掃、衛生管理
- 保安警備業務（警備、防火、車両誘導、駐車場管理等）
- ホームページ作成・管理業務
- 30万円未満の小規模修繕（1件） ※指定管理者が見積り依頼し、指定管理料の範囲で対応
- ガス代を除く光熱水費の負担
- 指定管理者との基本協定により、備品の破損や亡失した場合は、指定管理者の負担により補填

○指定管理者による自主事業

施設運営やサービス提供に当たっての事業者の工夫として、キッズスペースの設置や絵画展示等による利用しやすい空間づくり、災害発生時の対応として、グループ企業との連携による応援体制の確立などが行われている。

<業務体制>

- ・現状では、管理者1名、火葬業務及び事務処理従事者4名、警備2名、清掃員2名がシフトにより毎日配置されている。
- ・仕様書上では、正社員である管理者1名を設置することを求め、その他の人員配置は適切に業務を行える配置を指定管理者の裁量に任せている。
- ・施設予約は、インターネットによる予約システムで24時間受付している。
(予約システムの登録業者は、令和元年6月末現在で153社)

※管理運営方法

- ・利用料金制ではなく、指定管理料による管理運営を行う。

「火葬場」は、施設の特性上、積極的に利用者数をふやし、使用料収入を高めることを求める施設ではないため、指定管理料により、施設運営を行っている。

5 市が行う業務内容等

○ガス代の負担

※ガス代は主に火葬の実施に必要となる経費であり、各年の利用者数に応じて変動するもので、指定管理者の裁量や企業努力により削減することが困難であり、さらに、ガスの単価も毎年変動するため、市の負担としている。

○30万円以上の施設等の改修等

(炉内の耐火材の修繕や棺を運搬する電動台車の交換、熱交換器や排気フィルターの交換等)

○予約システムの維持管理経費の負担

○排ガス測定

○告別室内の葬祭用品やロビー・待合室等の椅子・机、事務室内の事務機器、職員用の更衣ロッカーや洗濯機等は市の備品として指定管理者に貸与

○指定管理者からの報告や定期的なモニタリングによって利用者からのニーズや施設の不具合などの情報等を共有（月1回）

※モニタリング内容：施設の利用状況（利用者アンケート結果など）、日常点検などの報告

○施設のうち、指定管理の範囲としていない部分 ⇒ 軽食コーナー、自動販売機

※軽食コーナーや自動販売機に関する業務は、本来の火葬業務ではないことから、施設の目的外使用許可により、運営を行う事業者を別途公募している。（期間は3年間）

6 指定管理者制度導入によるメリット

○人件費削減効果

- ・平成21年度までの市直営では、火葬業務、清掃業務などの委託事業者8名と市職員4名（正職員1名+再任用職員3名（所長含む））で業務を行っていたが、指定管理者への移行後は、施設に常駐する人員は約8名となり、移行時には、約1,500万円の人件費削減効果があった。
- ・市直営では、市及び委託先2社が業務主体ごとに必要人員を配置していたが、全ての業務を一括して行うことができる指定管理者が流動的な人員配置や運営をすることにより、人件費の削減等ができる、効果的な運営が可能となった。

○施設の管理運営面での効果

- ・火葬炉の性能保持に関して、指定管理者に長期的かつ全面的に管理を委ねることにより、専門的な視点から計画的な維持補修が実施可能となった。

7 これまでの取組みにおける課題や今後の展開

○施設の老朽化への対応

○市外利用者増加への対応

○次期指定管理者選定の際の競争性の確保

○軽食コーナーを指定管理業務に含めることの検討

【大和市】

文化創造拠点シリウス（図書館）について

大和市では、大和駅東側の再開発ビル内に、図書館を中心に芸術文化ホール、生涯学習センターなどで構成する複合施設の文化創造拠点シリウスを28年11月に開館し、31年2月に累計来館者数が700万人を超えている。図書館は、カフェの併設やこども図書館などがあり、多くの世代が利用できる公共空間となっている。

1 文化創造拠点シリウス整備の背景

平成21年に策定した第8次大和市総合計画では、将来都市像「健康創造都市やまと」を実現するための目標の一つとして「大和の文化を守り育てる」を掲げ、その中で、「(仮称) やまと芸術文化ホールの建設に向けた検討を進める」ことを位置づけた。そのような中、大和駅東側第4地区では、当初、住宅を中心とした民間の再開発ビルが建設される計画であったが、さまざまな経済状況等により事業計画の見直しが必要となり、大和市が支援する形で床の95%を取得し、芸術文化ホール、図書館、生涯学習センター、屋内こども広場の4つの施設を中心とする文化創造拠点シリウスを整備することとなった。



敷地面積：9,378.19m²

延床面積 25,256.18m²（うち、文化創造拠点部分22,903.59m²）

※文化創造拠点以外は、コンビニや郵便局など

建物規模：地下1階、地上6階（うち、図書館は1階～5階）

主な施設：図書館、ホール、生涯学習センター、屋内こども広場、駐車場等

アクセス：小田急江ノ島線・相鉄本線 大和駅から徒歩3分

2 文化創造拠点シリウスの施設概要

全体の特徴

・管理・運営は指定管理者の「やまとみらい」

（6社の共同事業体）

中心は図書館流通センター

そのほか、ビル管理などの専門事業者

指定期間：平成28年11月～令和2年3月（4年5ヶ月） ※時期以降は5年間を予定

管理運営費：指定管理料約8億円／年のかほか、利用料金収入あり

スタッフ数：50人 ※シフト制、1日3交代

・1階～5階まで図書を配置し、どこでも読書可。席は全体で約950席、飲み物の持ち込み可

・図書館の中心は4階と5階（利用時間：9時～21時（日曜・祝日は20時まで）

・大和市が掲げる「健康都市やまと」の実現のため、健康に関するコーナーあり

・図書にICタグを貼付し、貸し出し、返却は自動化。各入口のゲートで持ち出しを管理

各階に自動貸出機を設置（全11台）※数冊を瞬時に認識可



※初期投資：約1億4,500万円

(内訳)

- ・システム改修費用 約6,000万円
- ・ICタグ貼付費用など 約8,500万円
- ・図書の自動仕分け機、蔵書検索機、図書消毒機あり

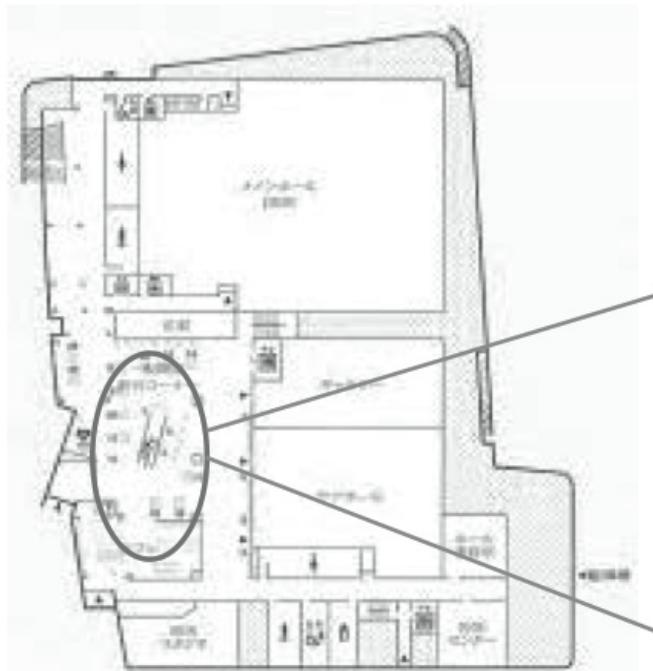
※自動仕分け機

返却された図書を、貸し出された市内にある3図書館、5学習センターのほか、シリウス内の1～5階のフロアごとに自動で仕分けし振り分ける

- ・蔵書数：約43万冊 ※収納可能蔵書数は約57万冊



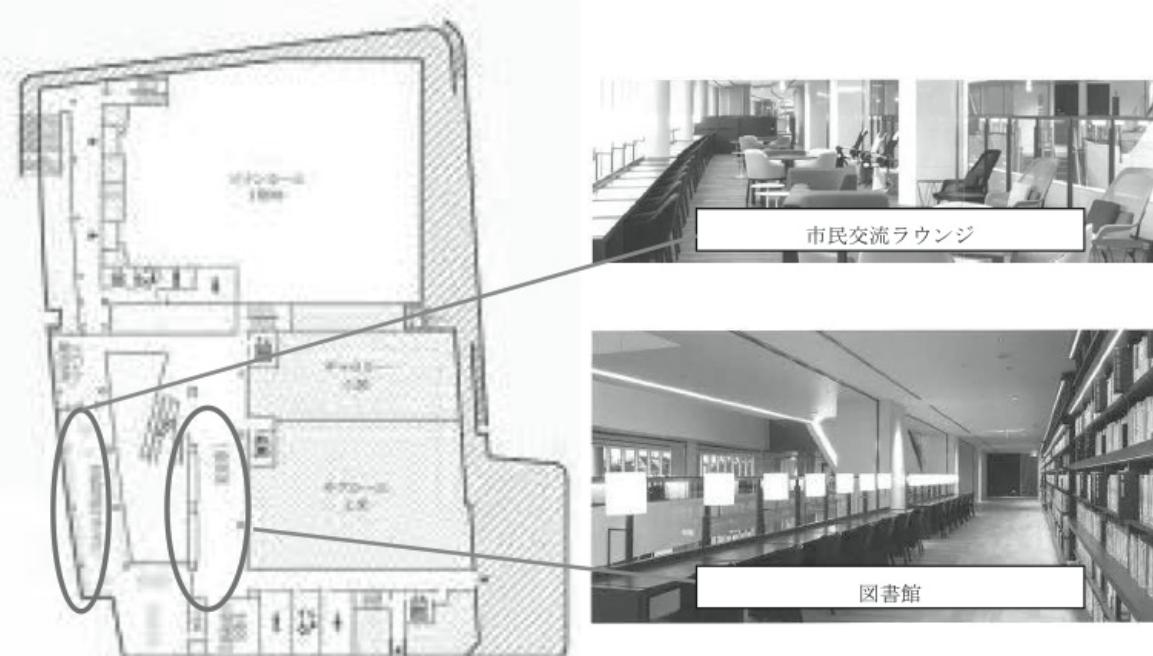
1F



施設名	特徴
図書館	デッドスペースを活用し、主に女性向け雑誌などを配置
スターバックス	図書館に併設
芸術文化ホール (メインホール)	客席数：1,007席（1階795席、2階212席） 舞台 音響反射板使用時 最大間口：18m 奥行：11m
芸術文化ホール (サブホール)	客席数：272席 舞台 段床形式時 最大間口：12.6m 奥行：6.5m 平土間形式時 面積：240m ²

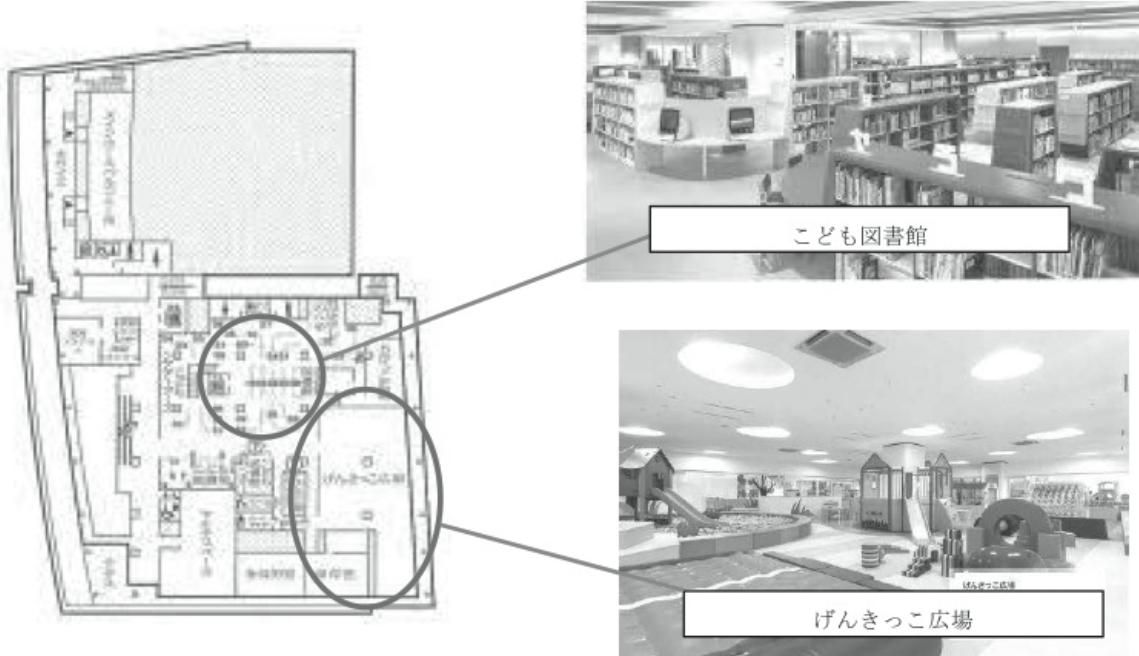
ギャラリー	市民文化祭などで活用され、好評 面積：219.3m ² 天井高：4 m 壁長：114.5m（可動式パネル含む）
総合案内	車イス、ベビーカーの貸し出しサービスあり
授乳室	カーテンで仕切られた個室と調乳設備、オムツ交換台を完備
放送スタジオ	市政情報や地域に密着した情報を放送するコミュニティFM（FMやまと）のスタジオ。災害時には、大和市の災害関連情報を優先的に放送

2F



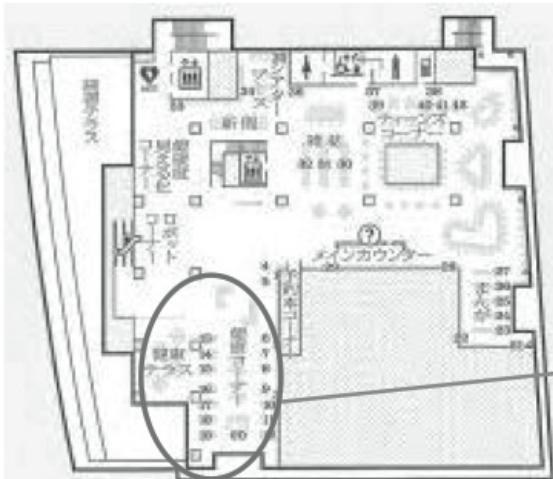
施設名	特徴
図書館	政治、法律、経済、教育など社会問題に関する資料を配置 閲覧席があり、仕事や学習の場の利用も可
市民交流ラウンジ	友人との歓談やビジネスの打ち合わせなど、さまざまな用途で利用可。有線LAN、電源、専用印刷スペースあり (85席、有料、飲食可)
コインロッカー	全110個 1回100円
大和市役所大和連絡所	住民票の写しなどの証明書発行業務のほか、市税などの収納や母子健康手帳の交付などを行う
大和市イベント観光協会	各種イベントなどのパンフレット配布や情報発信、イベントの企画・運営、撮影支援などを行う

3F



施設名	特徴
こども図書館	乳幼児から児童向けの絵本や紙芝居などを揃え、子どもの年齢に応じたおすすめの本を紹介
げんきっこ広場	対象：3歳～小学校2年生（有料） 専門のスタッフがボーネルンドプロデュースの遊具を使いさまざまな遊びを提案
ちびっこ広場	対象：0歳～2歳（無料） 年齢にあわせた遊具を用意
相談室	保育士が常駐し、日々の育児の悩みなどの相談可
多目的室	親子や保護者を対象とした講座や、一般の保育士向けの講座を開催。また、ホールや生涯学習センターを利用する団体が保育の場所を必要とする場合には、貸室として利用可
おはなしのへや	絵本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなどを実施
保育室	保育士が常駐し、各施設を利用する間、子どもを最大4時間まで預けることができる（有料、予約制）
マルチスペース	小規模のピアノ発表会や合唱・楽器の練習などの利用可
こどもシアターブース	図書館のDVDを視聴可
こども読書室	子どもたちが静かな環境で、落ち着いて読書ができるスペース
赤ちゃんの駅	カーテンで仕切られた個室や授乳室、オムツ替室
ベビーカー置き場	鍵付き（個数制限あり）
スタジオ	楽器やコーラスなどの練習可（大中小3つのスタジオあり）

4F



健康コーナー・健康テラス
健康コーナーは「健康都市やまと」を支える施設として、健康に関する図書を集め。図書館司書が常駐し、健康づくりや最新の医療情報の取得などに役立つコーナー

施設名	特徴
健康コーナー（図書館）	「健康都市やまと」を支える施設として、健康に関する図書を集め。図書館司書が常駐し、健康づくりや最新の医療情報の取得などに役立つコーナー
健康テラス	健康に関する講座のほか、地域交流の場としてさまざまなイベントを毎日実施。市民に定着
健康度見える化コーナー	体組成計、骨健康度測定器、電動血圧計、血管年齢測定器、脳年齢測定器などを自由に利用可。市保健師、管理栄養士が常駐
閲覧席	屋外の読書テラスなど多種多様な閲覧席あり ※屋外の読書テラスには、健康遊具設置
ティーンズコーナー	中高生向けにおすすめする本や、学校生活に関連する本を配置
まんが・新聞・雑誌コーナー	さまざま新聞や雑誌を配置 まんがコーナーには、懐かしの漫画や人気漫画を多数配置
予約本コーナー	予約した本を自分で貸出手続可
シアターブース	図書館のD V DやC Dの視聴可
ロボットコーナー	暮らしに役立つさまざまな最新型ロボットを展示
メインカウンター	困ったときのカウンター

5F



施設名	特徴
レファレンスカウンター	レファレンス専門の図書館員が、日ごろ疑問に思っていることについて、図書館の資料やインターネット情報を使用しサポート。また、大和市に関する事柄、ビジネスに関する事柄などの調査・相談も受付
読書室	静かな環境で読書ができる部屋
情報検索コーナー	インターネットでの情報検索のほか、商用データベースの利用可
点字図書室	点字図書や録音図書を集約した図書室
対面朗読室	活字による読書が困難な方のための部屋
地域資料コーナー	歴史資料館の収蔵品の一部展示のほか、大和市、神奈川県及び県内他市町村に関する資料あり

6F

施設名	特徴
大和市役所 図書・学び交流課	読書活動の推進、社会教育及び生涯学習、各学習センターとの連絡調整などに関する業務を行う
指定管理者執務室	大和市役所 図書・学び交流課の隣に設置
市民交流スペース	予約なしで自由に利用できる交流空間（約200席、飲食可）
講習室	防音設備を完備。各種講演会や楽器演奏などで利用可（定員145名）
会議室（大・中・小）、 調理実習室、和室など	会議・研修、調理実習、創作活動、お茶・お花などで利用可
印刷室	生涯学習に関するさまざまな活動をサポートするため、印刷機・コピー機を設置（有料）

3 図書館の利用状況及び整備による効果

(1) 利用状況について

- ・来館者：約300万人／年間
- ・貸出冊数：約6万冊／月
- ・新規登録者：約900人／月

(2) 整備による効果

- ・旧図書館（約25万人／年）に比べ、利用者が非常にふえた。
- ・旧図書館のときは利用者が固定されていたが、開館時間を延長したことから、仕事帰りのビジネスマンや中・高校生など、これまで図書館に来なかつた世代の利用がある。
- ・こども図書館と一般の図書館のフロアを分けたことにより、小さな子どもを連れた母親が気兼ねなく利用できるようになった。
- ・自動貸出機や自動仕分け機の導入により、レファレンスサービスなどの充実が図れている。

4 図書館の管理・運営における課題、今後の展開

- ・全体で約950席あるが、ほぼ満席になる。大和市外からの利用もあることから、大和市民の優遇措置がとれないかとの声がある。
- ・大和市では、子どもの読書活動を推進するために、「こども読書わくわくプラン」を策定しているが、来館者に比べ貸出数が少ないことから、今後、より推進していく必要がある。
- ・シリウスを中心となるお城の本丸に見立て、北の出城として中央林間図書館、南の出城として渋谷図書館の3館を主軸に、市内全域に渡って「図書館城下町」を旗印として、行政と指定管理者が連携を図りながら、本や読書に関わる施策のより一層の充実を図っていく。

【さいたま市】

低炭素化に向けた取り組みについて

1 低炭素化に向けた計画

(1) さいたま市地球温暖化対策実行計画

①概要

「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」に基づき、本市の自然的・社会的条件に応じた、温室効果ガスの排出の抑制等を総合的かつ計画的に進めるため、平成25年3月に「さいたま市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」を策定し、地球温暖化対策に取り組んでいる。

②目的

低炭素社会の実現のため、市民・事業者・市が連携し、本市の温室効果ガス削減を目指す。

③目標（平成32年度）

● 温室効果ガス削減目標 ●	
中期目標については、本市では今後、人口や世帯数が増加すると想定されていることから、対策・施策による効果を適切に評価するため、『市民一人あたり』としました。	
■ 温室効果ガス削減目標【基準年度：2009年度比】	
中期目標（～2020年度）	長期目標（～2050年度）
市民一人あたり 23%削減 ($\Delta 0.9\text{t-CO}_2$)	温室効果ガス総排出量 80%削減

(2) さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～

①概要

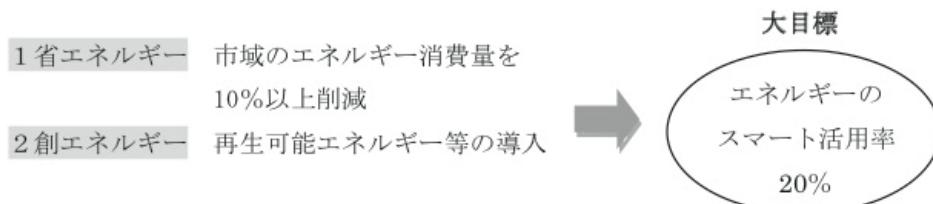
平成17年2月に「さいたま市地域新エネルギービジョン」を策定し、再生可能エネルギーの普及等に向けた取組みを実施してきたが、23年3月に発生した東日本大震災や原子力発電所の事故を経て、災害時や停電時でも最低限必要なエネルギーを確保でき、市民が安全で支障のない生活ができるエネルギーセキュリティの確保や、エネルギーの高効率利用が図られた低炭素なまちづくりの推進が求められている。

その実現に向け、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用、省エネルギー対策が求められることから、「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン新エネルギー政策」を策定した。

②目的

省エネルギー対策による市域全体のエネルギー消費量を10%以上削減し、さらに再生可能エネルギー等の導入割合を4倍以上とすることで、令和2年度のエネルギーのスマート活用率を20%とすることを目指す。

③目標（平成32年度）



2 太陽光設備、蓄電池の設置

(1) 公共施設への太陽光設備・蓄電池設置事業

①目的

避難所のエネルギーセキュリティの確保、再生可能エネルギーの導入促進のため、平成25～27年度の3か年で全市立学校164校に太陽光パネル・蓄電池を設置した。現在は、要配慮者優先避難所となっている公民館を中心に太陽光パネル・蓄電池の設置を進めている。

②効果

年間CO₂削減量は1,577t-CO₂で、出力合計は3,168kWとなっている。また、平成29年度の電気料金年間削減額は、1億7,500万円で、これは24年度比21.2%の減少となっている。

(2) その他の太陽光発電設備事業

①屋根貸し事業

事業者公募により、市内5か所の公共施設で行っている事業者による発電事業。市側のメリットとしては、事業者の売電収入の1%が各施設に還元されることや、施設使用料として年間約40万円（5施設）の収入が入ってくることなどがある。また、災害時には各施設の電力を使用することができる。

②メガソーラー推進事業

市の未使用地2か所に事業者公募によりメガソーラー施設を設置している。市側のメリットとしては、土地貸付料約1,060万円が収入として入ってくることなどがある。

名称	場所	運転開始	発電出力	換算世帯数
やまぶきエネルギーパーク	岩槻区	平成26年4月	約1.6MW	約360世帯
緑区間宮地区メガエネルギー	緑区	平成28年3月	約1.3MW	約300世帯

(3) 「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金

①目的

住宅でのエネルギーの「地産地消」や効率的な活用を目指すスマートホームの推進に向けて、『創エネ・省エネ機器』（太陽光発電設備、エネファーム、家庭用蓄電池など）設置の更なる促進を図るため、補助事業を実施している。

②補助対象

- ・市民（これから市民になる方を含む）が、自ら居住する住宅に、省エネ対策を実施するために要する費用の一部を補助する。
- ・集合住宅に高遮熱塗装を実施する場合のみ、管理組合が申請者となることも可能。
- ・市税に滞納がないことを条件に、補助金を交付する。

③予算額

令和元年度予算額1億380万円

※予算残額が100万円を下回った場合は、抽選により受け付ける申請書を決定

※予算がなくなり次第終了

(4)省エネ対策の種類、補助金額、補助件数（平成30年度）

省エネ対策	補助金額	補助件数 (平成30年度)
太陽光発電設備	4 kW 未満：3万円 4 kW 以上：5万円	678件
太陽熱利用システム (自然循環型)	3万円	1件
太陽熱利用システム (強制循環型)	5万円	0件
太陽光採光システム	5万円	4件
家庭用燃料電池 (エネファーム)	4万円	403件
家庭用蓄電池	2万円／1 kWh (上限10万円)	287件
V2H (ピークル・トゥ・ホーム)	5万円	0件
地中熱利用システム	30万円	0件
高遮熱塗装 (既築の屋根面のみ)	1 m ² あたり400円 (上限：戸建3万円) (上限：集合50万円)	197件
HEMS	1万円	244件

3 E-KIZUNA Project

(1) 目的

さいたま市の二酸化炭素(CO₂)排出量のうち約2割を運輸部門が占め、そのうち6割弱が乗用車から出ている。そこで、自家用乗用車からのCO₂排出を削減することが重要であることから、さいたま市ではEV普及のための課題解決型のプロジェクト「E-KIZUNA Project」を開催し、EV普及拡大の3つの課題(①1回の充電で走行可能な距離が短い②車両の価格が高い③一般の消費者の認知度が低い)を解決して、持続可能な低炭素社会の実現を図る。

(2) 基本方針

さいたま市を中心としたステークホルダーとの連携により、EVを安心して、快適に使える低炭素社会の実現を目指し、①充電セーフティネットの構築、②需要創出とインセンティブ付与、③地域密着型の啓発活動を基本的な方針として、EV普及拡大の課題解決に取り組む。



①充電セーフティネットの構築

- ・公共施設等への充電設備の設置（2011年～）
- ・EV用充電設備設置に対する補助制度の創設（2010年）
- ・EV普及のための広域的な都市間ネットワークの構築
- ・水素ステーションの設置
- ・急速充電器の有料化を開始（2016年～）



▲充電スタンドマップ Map of Charging Stands in the City

急速充電器	69基
普通充電器	212基
合計	281基(152か所)

【2019年4月1日現在】

②需要創出とインセンティブの付与

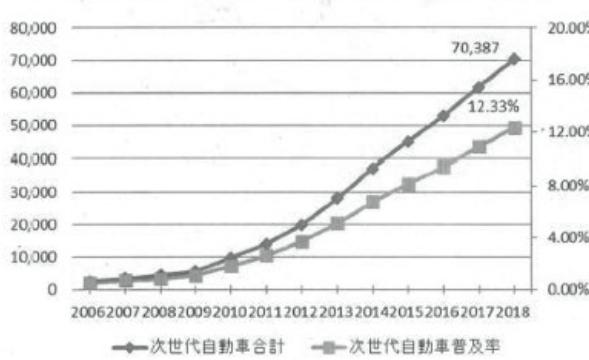
- ・公用車へのEV率先導入
- ・EV導入に対する補助制度の創設
(補助金交付上限額電気自動車5万円、
燃料電池車50万円)
- ・カーシェアリングでの活用によるビジネスモデルの提供
- ・電動バイクの導入
- ・EVタクシー専用乗り場の設置



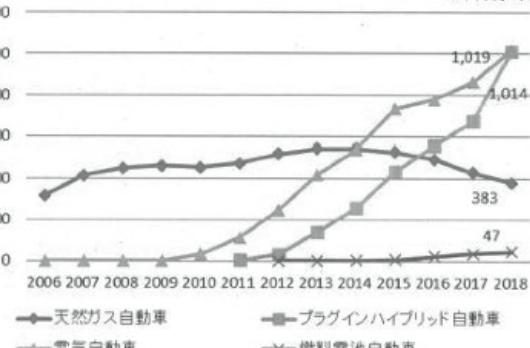
<EVタクシー専用乗場>

補助制度等の効果により、次世代自動車導入台数及び普及率が年々増加している。

【市内次世代自動車※導入台数・普及率】



【市内次世代自動車※導入台数（車種別累計）】
※HV除く



③地域密着型の啓発活動

- ・イベント等を利用した啓発
- ・試乗会
- ・小学校でのEV教室

小学生を対象としたEVの実物に触れて学べる体験型講座「EV教室」を、夏休み期間中に公民館で実施している。令和元年度は6公民館（各約25名）で実施している。



【EV教室の様子】

(3) 2018E-KIZUNAサミットプレミアム in さいたまの開催

①概要

電気自動車（EV）をはじめとした次世代自動車普及に取り組む自治体、企業間ネットワークをより多元的で広域的なものとし、我が国の優れた環境技術の発展に寄与するとともに、持続可能な低炭素社会の実現を目指すため、平成30年10月31日に「2018E-KIZUNA サミットプレミアム in さいたま」を開催した。

②参加団体等

参加団体 47団体（2県、18市、1区、20企業、4団体、2教授）

オブザーバー 6団体（1県、3市、1区、1企業）

来賓 3省



【サミット集合写真】

4 低炭素で電気が止まらない街の構築（東京電力エナジーパートナー株式会社との連携）

(1) 概要

平成30年1月25日、さいたま市と東京電力エナジーパートナー株式会社は「E-KIZUNA Project協定」を締結し、低炭素で電気が止まらない街の構築に向けて共同で取り組むことに合意した。

(2) 連携重点項目

- ・平時、災害時を問わず、電動モビリティを電源活用するシステムの構築
- ・地域特性や様々なサービスと連動したエネルギーの面的利用促進

(3) 連携主要項目

①充電セーフティネットの構築

- ・充放電可能なユーティリティ（Vt o X）の整備
- ・自立分散型電源を活用した災害に強い充電環境の整備

②需要創出とインセンティブの付与

- ・商業施設等への電動モビリティ優遇提案
- ・電動モビリティによる低炭素型シェアリング事業の提案

③地域密着型の啓発活動

- ・電動モビリティの電源利用等の活用方法提案
- ・子どもたちを対象とした電動モビリティ学習会の開催

